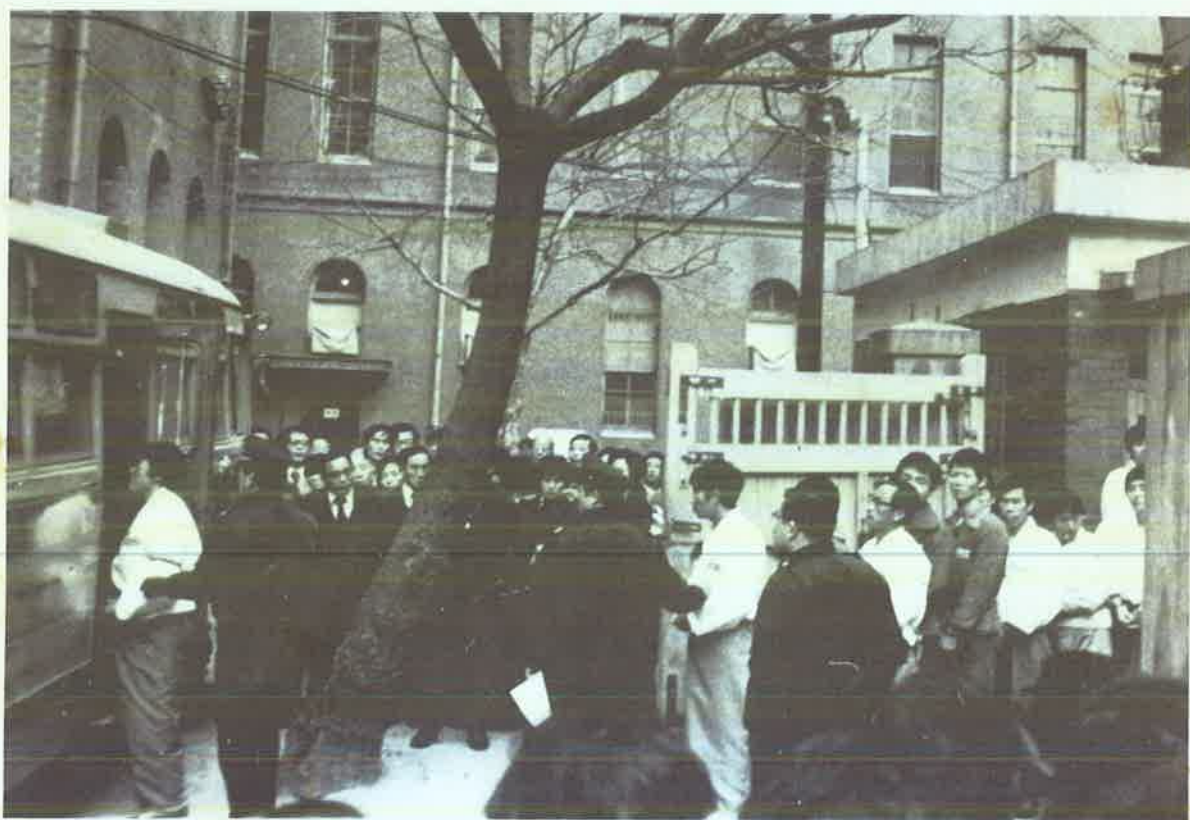


あらが

濁流に抗いて

— 不当逮捕された在日韓国人留学生・青年
釈放のために —



2号

1976. 11. 22

11・22在日韓国人留学生・青年不当逮捕者を救援する会

目 次

パンフ発行に際して.....	1
表・不当逮捕された在日韓国人留学生・青年のリスト.....	2
新聞記事より——「11・22事件」の真相・背景.....	4
友人を返せ！仲間を返せ！——救援会は訴える.....	11
友の命と青春を救うために——救援レポート.....	36
裁判の記録・訴訟資料	
李哲氏 オ二審公判録（十月十四日、十月二十八日）.....	43
金元重氏控訴理由書（七月二十一日）.....	48
又、逢おう！——渡韓報告	
希望を失うな 内村公義（金五子の会）.....	51
李東石君に逢って 李東石さんを救う会.....	53
康宗憲君のオ二審オ一回公判を傍聴して 救援会.....	55
韓国訪問レポート 李元二の会.....	56
オ二審を傍聴して 白玉光氏を救援する会.....	57
又、逢おう！ 崔然淑さんを救う友人の会.....	59
酷寒の冬を前にして——金鍾太氏を支える会.....	60
救援レポート——梁南国氏を救う会.....	61
渡韓の中で——金哲顛君を救う会 千葉.....	62
叫び——家族は訴える	
追悼——故許昌斗氏（許景朝氏の父）へ.....	63
不当なデッチアゲにこみあげる怒り——李楨麟さん（李哲の叔父）.....	64
The Cry Of A Korean Parent.....	67
詩・叫び——白媛子さん（白玉光氏の姉）.....	68
資料.....	71
訴えの言葉、ピラ、カンパの訴え.....	86

パンフ発行に際して

ご支援のみなさん！

さきに、資料集のオ一集「濁流に抗いて」を発行したのは、今回の「11・22在日韓国人留学生・青年不当逮捕」事件の発表があつて、間もなくのことでした。急ごしらえの不十分なものでしたが、短期間に一万二千部以上の発行を見、およそ一年間にわたる救援活動に大きな力となりました。

その後の概況を報告すれば、三月にはじまつて五月に終つたオ一審では、死刑三名を含む重刑判決がくだされ、八月からはじまつた二審においても、殆んど変らない不当な判決が下されました。さらに、それに加えて一切発表されないまま逮捕された「オ二次拘束者」の審判も進行し、オ一次の人々とほぼ同様の二審判決がくだされました。そして、オ三審がまもなくはじまり、11月22日の「一周年」の前後には、ほぼ結果が出ていると思われま

す。そんな状況をふまえて、この「資料オ二集」を発行します。その内容には、裁判の進行状況や、それに対する一般的な反応、家族の主張、そして、裁判の進行過程において明らかになつた驚くべき拷問やテツチ上げの事実などを収録しました。まだ殆んど発表されていないものがあるだけに、読む人にとつても大きな衝撃を与え、朴政権の本質と実態とをあらためて知らせるような内容のものも多いと思います。まだまだ掲載したい資料もあるのですが、数少ない事務局員の諸君が努力して、やっとこれだけをまとめて発行するに至りました。この資料の編集と並行して、「11・22事件」一周年の全関西集會が計画されていますが、それを契機とした運動の永続化のため、各救援運動において、オ一集と共に活用されることを望みます。

す。

救援運動の概況を報告すれば、この「事件」に対する日本社会の関心は高まり、短期間の間に、全国で四十を越える個別救援會が結成され、それぞれ独自の救援活動を展開しています。その間に集めたカンパは数千万円、集會に参加した人員は数万人を数え、その中から、百名を超える仲間が裁判傍聴のために渡韓したりもしました。その人たちと被拘束学生たちとの接触は大きな励ましとなりました。その報告は、救援活動に従事する者に大きな希望を与えました。そして、「百万人の署名」運動も順調に進み、そのうちの数十万人分かを、日本政府を通して韓国法務部に送り届けるべく、手続き中でありま

す。こうした成果の背後には、この「事件」に対する皆様方の深いご理解と温い協力があつたことを、あつくお礼申し上げます。オ三審でこの「事件」は終わるのではなく、救援活動は更に続けていかなければなりません。この「事件」によって突きつけられた問題の重さこそ、日本人として常に担つて解決していかなければならない事柄であると思ひます。「被拘束者」が一日も早く釈放されることを祈ると共に、これを機会に、私たちの間に真に日韓問題についての関心が高まることを願ひつつ、この「資料オ二集」を発行します。

一九七六年十一月二十二日

11・22在日韓国人留学生・青年
不当逮捕者を救援する會

事務局長

桑原重夫

出身高校	出身大学	逮捕時の職業	住 所
大手前高	大阪大学(文)	大阪韓国青年会議所 事務局長	大阪市東成区東小橋3-11-9
市立尼崎高	同志社大(神)院	韓国神学大院二年	兵庫県伊丹市池尻15-5
天王寺高	—	ソウル大(医)四年	大阪市生野区中川4-20-6
人吉高	中央大学(商)	高麗大院(政)三年	熊本県球磨郡鏡町大字一武2193番地
堀川高	—	釜山大(文)二年	京都府乙訓郡大山崎町字茶屋前43
清水谷高	—	ソウル大(文)四年	大阪市城東区嶋野町1-6-1
府立高専中退	—	ソウル大(文)四年	大阪市都島区大東町1-16-2
大山高	法政大(経)	ソウル大院(経)一年	東京都文京区千駄木3-16-10
清水谷高	岡山大(工)	ソウル大在外国民研究所	大阪市東成区中道4-5-25
千葉県立 中央女子高	早稲田大卒(文) 大阪市大1年在学	ソウル大在外国民研究所	千葉県市原市姉崎591-4
桂高	同志大中退(法)	高麗大(法)三年	京都市右京区西院追分町2
洛陽工高	—	釜山大(文)四年	京都市右京区松屋鈴川町36
布施高	—	韓国外大四年	東大阪市寿町3-9-8
上宮高	—	カトリック医大一年	大阪市東成区中本3-8-17
清水谷高	大阪大学(基工)	ソウル大(医)三年	大阪市東成区中道2-22-9
不 明	—	大阪韓国総領事館	東大阪市喜里川10-12三杉マンション26
名古屋学院高	中央大学(法)	ソウル大(法)院	名古屋市東区矢田6-40

不当逮捕された在日韓国人留学生・青年

	本名 (ハングル)	年齢	通称 通称名	第一審判決(求刑)	第二審判決(求刑)
	白玉光 (ベク オッカ)	28	白水玉光	死刑 (死刑)	死刑 (死刑)
	金哲顕 (キム チョルヒョン)	30	金城哲顕	死刑 (死刑)	死刑 (死刑)
◎	康宗憲 (カン ジョンホン)	25	永島宗憲	死刑 (死刑)	死刑 (死刑)
◎	李哲 (イ チョル)	28	吉本哲	死刑 (死刑)	死刑 (死刑)
	金五子 (キム オジャ)	25	金城五子	死刑 (死刑)	無期懲役 (死刑)
	金鐘太 (キム ジョンテ)	26	三原鐘太	懲役10年 (無期)	懲役10年 (無期)
◎	梁南国 (ヤン ナング)	26	良原勝政	懲役10年 (無期)	懲役10年 (無期)
	金元重 (キム ウォンジュン)	25	金田元重	懲役10年 (無期)	懲役7年 (無期)
◎	趙得勳 (チョウ ドクン)	24	中島得勳	懲役10年 (15年)	懲役7年 (15年)
	崔然淑 (チェ ヨンスギ)	25	深川正子	懲役7年 (15年)	懲役5年 (15年)
	姜鐘健 (カン ジョンゴン)	25	神農鍾健	懲役7年 (15年)	懲役5年 (15年)
	李元二 (イ ウオニ)	24	岩本元二	懲役5年 (15年)	懲役5年 (15年)
◎	李東石 (イ ドンソク)	24	星浦文雄	懲役8年 (10年)	懲役5年 (10年)
	金東輝 (キム ドンヒ)	22	金城憲一	懲役5年 (10年)	懲役4年 (10年)
	許景朝 (ホーキョン ジョ)	33	—	懲役3年6月(10年)	懲役3年6月(10年)
	蔣明玉 (チャン ミョオク)	25	—	懲役10年 (15年)	懲役3年6月(15年)
	張永植 (チャン ヨンスク)	27	伊東永植	懲役3年6月(10年)	懲役2年 (10年) 執行猶予4年

◎印は3月26日「11・22救援する会」発表のいわゆる「オ二次逮捕者」

在日韓国人
母国留学生

逮捕・連行相次ぐ

外務省、実情を調査へ

去年十一月、韓国中央情報部（KCIA）が、関西在住の在日韓国人青年を中心としたグループを「スパイ密着」で逮捕した。之を露した。その後、新たに在日韓国人の母国留学生数人が逮捕連行されていることが「十一月事件」救護組織の調べでわかった。一部はすでに起訴されているが、公式の発表がないため、家族や知人は実情がつかぬままに不安を感ずかており、外務省でも事実関係を調査する方針だ。

「十一月事件」をきっかけに、日本人の友人や学校の同窓生、クリスチャンなどで作られた「11・22在日韓国人留学生青年不当逮捕者を救護する会」（世話人・妹尾浩夫牧師）が救護活動をしているうちに判明したもので、逮捕、連行されたのはほとんどが大阪出身者。そのうちの一人、ソウル大医

学部で留学している大阪市生野区中川四丁目、康宗憲さん（32）の場合、「十一月事件」の発表を聞いた家族が数日後に下宿へ電話すると「心配いらない」との返事だった。ところが、ソウルの友人が康さんあてのクリスマスカードを日本へ送ってきたので、家族は「ソウルにいるはずなのに」と、

知り合いの弁護士に調べてもらってところ、去年十二月初旬、陸軍保安司令部（OIC）に連行されていることがわかった。康さんの容疑は「朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）でスパイ教育を受けた」とされ、すでに起訴されているという。

やほり、ソウル大に留学中の大阪市のAさん（25）は、十一月下旬家族に「正月には日本に戻る」と手紙でいつてきたのに、戻ってこないで、下宿へ問い合わせたが行方がわからなかった。この一月、妻克己さんがソウルへ飛んで調べたところ、去年十二月初旬に連行されたことがわかった。このほか、熊本県出身で、高麗

大大学院生李善喜さん（23）が去年十二月中旬にKCIAに逮捕され、スパイ密着で先月末、起訴されているという。

知人や出身高校の教師たちは「逮捕されるような人ではない。無実を信じてほしい」と口をそろえており、すでに日本人の高校同窓生や知人の間で、嘆願の署名運動など救護活動が始まっている。「救護する会」では、こうした動きと連携しながら幅広い救護活動を進める方針だ。

この問題について、遠藤哲也・外務省北東アジア課長は「韓国政府から何も聞いていない。基本的には韓国政府と韓国民の問題だが、日本に生活の根拠をもっている人たちが、関心を持たざるをえない。そろそろ話を聞いた以上、照会してみたい」と話している。

韓国学園 スパイ事件 広がる救援運動の輪

韓国の学園派選スパイ事 広報委員、自光さんらに 同会は、これらの事件は「事 ちる」K.O.A.に、女性として 「被害者の関西の救援組織 日韓両人の青年や青年生三入 実無様で、重刑に値する場合は 恥ずかしめられた」という前報 「11・22在日韓国人留学生」背 を検挙したと発表したので、 ない」と被害者のアリバイ説明 市在住の元韓国籍学生、権志子 年不当逮捕を救援する会」 (事務局、高槻市富田三の七 の二五、津津富田教会)の責任 者、権願夫牧師ら、二十三 日記者会見し、同会が、この種 の運動に連関の英文パンフレ ットを作成し、世界中に送る ほか、被害者の個別の救援組織 も、全国約三十団体によられ 上がり、「運動の輪が拡大した」と発表した。

個別組織も30に

英文パンフで世界へ訴え

その後、同会の調べで、さらに「なで」など、ソウル地裁の 五人が同様の「スパイ」容疑で、「ザ・ノンパードトウエ 傍聴記など。 韓国捜査当局に捕まっているコ ンテ・セカンド・スパイ・ケ 同会はこのパンフレット を、世界の政治犯入権擁護組織 トは、小型の本多ノート・トリス アムネスティを呼び、国連や各 て二十四日、捕まっているた 国の人権擁護関係へ送る「国際 いう。

韓国のスパイ事件判決を聞いて

「反政府」理由の死刑に反対

日本の過ちを繰り返すな

作曲家・中田 喜直 52 と、反政府であるという理由だけ しかねないほどの親しさになっ 韓国から、スパイ事件で、死刑 で死刑にするのは間違っている。 韓政府は、国にとって死活の がちなるかわからない。何年か 問題であり、他国の干渉を受けな 先には全く罪人ではなくなるかも いると言っているのだが、そうい しない人を、として急いで殺 す必要があるのか。三十年前、日 本も正しいことになった。 本が犯した大きな間違いを、 戦争中、鬼畜米英、といつてき ながざ繰り返してこられたら、 した、スパイであろうとならう た日本も、戦後はアメリカと心申 ぬ。

Japanese Seek Release Of ROK-Held Residents

A group of civil-liberties crusaders in Osaka has issued a pamphlet appealing for the rescue of South Korean residents of Japan arrested on espionage charges while studying in South Korea. The 24-page pamphlet in English, titled "the November 22 Spy Case," has been issued as part of the group's drive to influence world opinion against the arrests. It was edited by "the association to rescue South Korean students and youths in Japan unjustly arrested on November 22," founded in Setts-tonda Christian Church in Takatsuki. The pamphlet contains an appeal for release of students now facing execution and a message from their families. Also carried in the issue are memoirs of a defendant who says he was tortured by the (South) Korean Central Intelligence Agency (KCIA), and a declaration for democracy in South Korea issued by Seoul University students last autumn. Translation was done by the Cry of the People Committee, a group of European and American civil-liberties campaigners in the Kansai area. The association will send several thousand copies of the pamphlet to all U.N. member nations, mass communication media and civil-liberties groups throughout the world. It plans to dispatch representatives to Sweden, the United States, Algeria and Britain to appeal the Nov. 22 case to the U.N. Commission on Human Rights.

毎日新聞 6月24日(朝)

マイニチ・ディリー・ニュース 6月23日

MAINICHI DAILY NEWS, 23 JUNE 1976

死刑判決 映画で告発

金五子さん救おう

在日韓国人
スパイ事件



金五子さんの死刑判決に抗議、教会でのインタビュー場面を撮影する実行委メンバー

立命館大生ら 無実訴え 自主制作

1日に初公開

「無実の五子さんを救う」は、一人でも多くの人に政治的立場を越えた努力を訴えなければ、一歩、映像作りを思ひ立つた。

しかし映画作りは難航した。実行委のメンバーたちは資金、機材、協力者を求めて走り回ったが、思うようにいかず、予定した10日の撮影はあきらめた。撮影は

この映画を作ったのは在日韓国人学生、A君(立命館大経済学部)と「立命館大・金五子(キム・オクシ)さんを救う会」(山田憲民代表)の日本人学生(入会中心とした立命館大生らの制作上、実行委員)。

金五子さん(立命館大)京都府八幡郡大山崎町茶屋前四三、京都市立堀川高等IIは韓国・釜山大七留学中の昨年十月、中央情報部(KCIA)として反共法、国家保安法違反容疑で逮捕された。同十二月「学園救済委員会」の干預絡として釈放され、七月三十日、大判通りの死刑判決言い渡された。

「再会」とは、民族誇りを生かした金五子さんと、救済活動を通じて彼女のかわらぬ絆を維持したいと希望する私たち日本人の新たな出会いだ。その意義を強調している。

A君は「彼女が苦しむ他人事とは考えられない。同じ道を歩

韓国在日韓国人留学生に対するスパイ事件の重刑判決が相次いでいる。このたびは京大生らによる自主制作映画「再会」を自主制作した。8ミリ、16ミリカラーで上映時間は約四十分。七月一日、立命館大で初公開するのを期に、民衆前には各地方各地で上映する。

京都新聞 6月29日(朝)

た「金五子さんの人権」を自主制作し、黒頭(証書)を中心に撮影。カヌエは生家、小、中学校、定時制高校、そして彼女が人生を渡して暮らしたキリスト教会と、金五子さんの青春の軌跡を追いつつ、同学生らの証は「スパイ」金五子とは裏腹の人間像をドロドロスプレーしている。

五子さんが通った京都・七条教会の村公教団は救済代表として映画作りにも積極的に参加したが、「再会とは、民族誇りを生かした金五子さんと、救済活動を通じて彼女のかわらぬ絆を維持したいと希望する私たち日本人の新たな出会いだ。その意義を強調している。

A君は「彼女が苦しむ他人事とは考えられない。同じ道を歩

友人を返せ！ 仲間を返せ！

救援会は訴える

◇11・22救援会三月二十六日声明

昨年十一月二二日、韓国中央情報部（KCIA）は、在日韓国人留學生青年十三名を含む二二名の學生青年を逮捕して「留學生スパイ事件」なるものを、デッチあげた。この報は在日韓国人、朝鮮人のみならず、彼らを知る恩師や友人、知人等の少なからぬ日本人にも衝撃と不安を巻き起した。私たちは、この事件の不運な被疑者の救援を目的として、直ちに「11・22在日韓国人留學生青年不当逮捕者を救援する会」を結成した。

その後、諸々の救援の取り組みと並行して、順次日本に帰省してきた留學生らに、十三人の被疑者らの消息と事件前後の事情を聴取したところ、驚くべき事実が次々と明らかになった。総数四三六名の日本からの留學生のうち、何らかの形で治安当局に連行され、取り調べを受けたのは三〇〇名を超え、その捜査

方法も過酷を極めたという。

脅迫や暴行で自分がスパイであることを認めるように強要されたり、同じ留學生の友人、知人の動行を、逐一報告させ、意図的に何らかの作為を施してある特定の結論に誘導する牽強附会そのものであったという。

昨年十二月二十三日、国会で記者会見をした権未子氏の痛憤に満ちた手記には、これらの理不尽な経緯が余すところなく表わされている。

そして、もう一つの瞠目すべき事実は、十一月二十二日の発表後も続々と留學生が本国の學生らと共に、KCIAやCICに連行されているという。

その後、四ヶ月を経た今日に至るも釈放もされず当局の発表さえもない留學生らの氏名を「救援会」が確認した者のみ、ここに公表するものである。

・李東石（二三）韓国外語大・布施高卒

東大阪市寺町

・梁南国（二五）ソウル大文学部・大阪高専

中退・大阪市都島区大東町

・康宗憲（二四）ソウル大医学部・天王寺高

卒・大阪市生野区中川町

・李哲（二七）高麗大大学院・県立人吉高卒

中央大経済卒・熊本県人吉郡

・趙得勲（二五）ソウル大在外国民教育研究

所・清水谷高卒・岡山大工学部卒・大阪

市東成区中道

これらのあらたな犠牲者の中には、既に起訴されて近く公判に附される人もいれば家族の必死の探索にも関わらず、四ヶ月もの間、未だ沓（よう）としてその居所さえも不明で肉親でありながら安否を問うことすら困難な現況におかれていた人もいた。

ある日突然、理由もなく奈落の底に突き落とされた家族の人たちの嘆きや悲しみは、私たちが想像するに余りある。

御承知のように、在日韓国人は日本の社会

から種々の差別を受け、陰に陽に疎外されてきた。そのような彼らにとつて、只一つの拠り処ともいべき祖国が、いわば煮湯を飲ませるがごとき酷烈な制裁を、無実の留学生とその家族に課しているのを知るとき、私たちは安穩と座視してはならない。いくら政情が不安で緊迫しているからといって、このような最も弱い立場の留学生らの人権を蹂躪し、政権延命の犠牲（いけにえ）に供するのは、人道と人間性に悖る行為だと断ぜざるを得ない。

十八名の在日韓国人留学生・青年のうち十四名までが関西にその生活の根拠を置いていた。この事は彼らの救援に際しても、関西での運動が試されているといえよう。

私たち救援会は十八名の学生・青年が、家族が一日千秋の思いで待つこの日本の地を踏むことができるように、各階各層の広範な人々を結集して、今後とも最大限の努力をするものである。

この地球上から正義と良心はまだ潰えていないことを示すためにも、日本と韓国の真の民衆レベルの友好と信頼の絆を断ち切らないためにも、この救援運動を必ず成功させなければならぬ。

「11・22 在日韓国人留学生不当逮捕者を

救援する会」

代表 妹尾 活夫

一九七六年 三月 二六日

◇大阪大学の会 呼びかけ文

白玉光・許景朝両氏を救うために

みなさま方のお力添えを訴えます。

昨年十一月二日、「在日韓国人青年、留学生ら多数逮捕」との韓国中央情報部（KCIA）発表に接したわたしたちは、そのなかに二人の被疑者をはじめ大阪大学関係者の氏名の多いことに驚きました。金芝河氏を獄舎につなぎ、金大中氏を日本から拉致したKCIAの黒い手が、わたしたちの知る在日韓国人青年にまで及んだことに、わたしたちは衝撃を覚えずにいられません。

二名の被疑者の一人で今回の「スパイ事件」の首班格と目されている白玉光（ペク・オクツワン）氏は、昭和四二年大阪大学文学部（史学科）に入学、卒業後は韓国青年会議所事務局長として働く前途有為な青年です。

もう一人の被疑者許景朝（ホ・キョンジョ 三二才）氏は、昭和四一年に基礎工学部（制御工学科）に入学、卒業の後は母国のソウル大学医学部で学ぶ努力家です。

二人の青年の将来がどれだけ期待されていたかは、想像にかたくありません。彼らの家族の人々にはもちろん、祖国韓国にとつても

そうです。それにもかかわらず、いまの韓国政府は、彼らをはじめ二名もの留学生・青年を国家保安法、反共法違反で裁こうとしているのです。

しかしわたしたちには、彼らの罪状の数々を信じることはできません。三千人ものKCIA要員が監視体制をしく日本で、どうして白氏らが三度も北朝鮮に渡航しえるでしょうか!?二人の家族をはじめ、友人、知人が二人の容疑事実に対する反証の一つひとつをあげています。

しかしながらわずか三度の公判で、白氏には死刑の判決がおこなわれ、許氏には三年六ヶ月の懲役が判決されました。韓国政府は、二人の無実の訴えに耳をかそうともしないのでしょうか。

いま、求められているのは、圧倒的な日本国民の世論です。無実の彼らの人命を救え、彼らの人権を守れとの中広い世論の声です。すでに救援運動をはじめておられる被疑者家族の人々、友人、同窓生と力を合わせ、彼らの早期釈放を実現することです。

同封のピラでおわकारの通り、事態は急速にすすんでいます。今回の「スパイ事件」はかなり多くの阪大卒業生を含めて、関西一円の大学卒業生をつづり合わせてつくり上げられています。阪大卒業生であり、事実無根の

容疑によって死刑に処せられようとしている白氏、同様に懲役刑に処せられようとしている許氏を救うために、阪大教職員の皆様方のお力ぞえを頂きたく存じますが、この事件では両氏以外にも多数の学生、青年が重刑判決され、両氏もこれらの人々と切り放せない関係におかれています。また事態の急速な進展に対し救援対策が遅れがちになっています。

このためとりあえず、今回の事件で逮捕された人々全てを救うために、家族、友人を中心に結成された「十一・二二在日韓国人留学生不当逮捕者を救援する会」の百万人署名運動に協力することによらう。

皆様方にもこの呼びかけ文の主旨をご理解いただき、署名に協力して下さいようお願いいたします。

白玉光・許景朝両氏を救う大阪大学の会

◇四月三十日京都集会

本日、私達にとってかけがえのない友人であり、京都に関係の深い、金五子さんに対して、冷酷にも死刑、また姜鐘健君に懲役7年李元二君に懲役5年の判決が下されました。更に現在裁判中の金哲顕君に対しても重刑判決が予想されています。

私達はこの苛酷な判決に対し、深い痛みと激しい憤りを禁じ得ません。

今回の事件は、昨年11月22日に、韓国中央情報部の逮捕発表以前より不当に事前拘束され、各々数カ月にわたって面会も許されず、孤立無援の状態を取り調べを受け、その自白をもとに「スパイ」として仕立て上げられた、きわめて不当なものです。さらに、3月上旬の公判開始以来、充分な審理もなされないまま、わずか1カ月余りで本日判決が言い渡されたことも不当と言わねばなりません。

これまでの報道で明らかにされたように在日韓国人女性、権未子さんが中央情報部に連行され、拷問を加えられて作成された陳述書が、この事件と関係があったと発表されたことや、起訴内容の入北に関してはアリバイ証明が成立するという近畿弁護士会の申し立ても、この裁判のもつアイマイさを、はっきり示しています。

私達の友人の四君は、日本に生まれ育ち、その中から韓国人としての自覚的生き方を志し母国に留学した真摯な向学心にもえた青年であります。そして彼らが母国在日同胞に対して抱いた使命と希望が不条理な形で奪われ、前途ある青春が無価値なものとして葬り去られようとするのを私達は決して見すごしてはなりません。

私達は、人権も人命も踏みにじってはばからぬ権力の横暴な死刑、重刑判決に強く抗議の声を上げるとともに、彼らを私達の傍に連

れかえすため、今後も更に広汎な救援運動を続けていく決意です。

△金五子さんの死刑を許すな!

△姜鐘健君の重刑(懲役7年)を許すな!

△李元二君の重刑(懲役5年)を許すな!

△獄中留学生・青年の人権を守れ

△面会を即時実現せよ!

△すべての在日韓国人政治犯を釈放せよ!

一九七六年 四月三十日

在日韓国人留学生を救う京都集会

◇四月二十八日〜三〇日京都ハンスト行動

京都では、第一審判決を間近に控えた行動の一環として、「同志社大学姜鐘健君を救う会」と「李元二氏を救う会」が中心となって、四月二十八日〜三〇日にかけて七十二時間のハンガーストライキを行い、貫徹した。これはその時の記録である。

四月二十八日

P M 12:30、ハンスト突入、高島屋前

「無実の留学生姜鐘健君を救おう!」「死刑重刑判決弾劾!」等の横断幕の前に座る。連行されていく友人たちの写真の前に置き、「生命を救おう」「死刑重刑判決を許さないぞ」等のゼッケンをつけて、情宣活動をする。情

学園浸透スパイの女子大生に

求刑通り死刑の判決

ソウル地裁

けでは難航とほしいスパイ行為の内容はたいしたものではない。日本育ちで国内事情にうといまや、準外国人といえるとして、情状酌量を主張していた。

【ソウル三十日日本紙特電】韓下した。

国のソウル地裁は、三十日午前、在日韓国人による「学園浸透スパイ事件」の被告、金五子(さん)と、釜山大学史学科三年、京都府の訓郡大山崎町音前四三三三に対し、ソウル地裁で求刑通りの死刑の判決を

教育を受けて韓国に潜入、政治・経済・文化・軍事などの動きを探り、在日北朝鮮スパイに報告したとして、反共法、國家保安法の最重刑である死刑を宣告した。被告

金員は公判の過程で、起訴事実を認めているが、弁護側は「自白た

夕刊フジ 4月30日

京の金さん死刑判決

ソウル地裁 北朝鮮スパイで

【ソウル三十日共同ソウル地裁】ソウル地裁、反共法違反、國家保安法違反(求刑通り)を認め、金五子(さん)を死刑に処した。金五子(さん)は、二十年前十時から、同地裁大法官、判長は金五子(さん)を死刑に処した。金五子(さん)は、二十年前十時から、同地裁大法官、判長は金五子(さん)を死刑に処した。

【ソウル三十日共同ソウル地裁】ソウル地裁、反共法違反、國家保安法違反(求刑通り)を認め、金五子(さん)を死刑に処した。金五子(さん)は、二十年前十時から、同地裁大法官、判長は金五子(さん)を死刑に処した。金五子(さん)は、二十年前十時から、同地裁大法官、判長は金五子(さん)を死刑に処した。

を全面的に認め「軍事機密」國家機密の探知はしていない。いまも北朝鮮の指令通り学園内でスパイ活動を行っていたのは、それに劣らぬ重大な犯罪行為であり、情状酌量の余地なしと求刑通りの死刑を言い渡した。

判決言い渡しを受けた金五子(さん)は、細白のシャツを着た黒のスカート、手を抱かれたままだったが、判決理由を述べた後、「主文」死刑を宣告された瞬間、グッと口をきり、そのまき立ちを呈し「判事様、判事様」と何事かを必死に訴えたい様子だった。しかし裁判官はそれを受け、金五子(さん)は刑務所行き送られて退廷した。

金五子(さん)は、ソウル地裁で死刑判決を受けた。金五子(さん)は、二十年前十時から、同地裁大法官、判長は金五子(さん)を死刑に処した。金五子(さん)は、二十年前十時から、同地裁大法官、判長は金五子(さん)を死刑に処した。

「11・22教壇部連絡会」の本代表の判決を受けて、深い悲しみに包まれ、涙を流している。今回の事件は、事前指導も受けていないにもかかわらず、ソウル地裁で死刑判決を受けた。

「11・22教壇部連絡会」の本代表の判決を受けて、深い悲しみに包まれ、涙を流している。今回の事件は、事前指導も受けていないにもかかわらず、ソウル地裁で死刑判決を受けた。

宣ノ七団体十七人、マスコミ取材、NHK、朝日、毎日、京都、読売、共同、朝鮮新報社、産経、…。

PM 2: 18、五条署より「道路使用許可をとれ」との警告。許可を取るまで中断。

PM 4: 00、再開、情宣六団体十二人。

五条署は、場所、時間に無意味な制限をつけ、ハンストの妨害を画策する。

PM 5: 45、健康診断、脈迫、呼吸

A: 70 17

B: 66 14

PM 8: 00、情宣八団体十一人。

洛陽教会で抗議集会を開いていた仲間五十人が、デモで前を通る。互いに声をかけ合い健闘をたたえる。

PM 8: 30、通行人が少なくなった処で、五条署より時間オーバー、即時中止の警告。

権力の妨害には目に余るものがあつた。善意の市民を含めて、全員の写真を撮り、ハンスト中の会員に「やっても無駄だ！」と冷笑し、背後より懐中電燈で殴つた。協力の市民に動揺があつたので三十分早く中止する。

PM 9: 30、P教会で寝る。健康診断は良。

四月二十九日(雨)

PM 7: 50、健康診断 脈迫

A 64 B 51

AM 8: 30、フランスベッド前、情宣八団体十四人。

PM 2: 00、情宣十三団体、二十五人。

通行人が支援の飛入りアピール。署名活動、ピラマキ。京大の飯沼二郎氏が、激励のピラ入れを手伝う。本日、予定されていた判決が明日に延期された。「また延期か！」とそのいい加減さに呆れる。高島屋前に移動。

PM 4: 00、情宣十一団体二十人

PM 5: 30、通行中の老人が、飛入りの演説をする。昔、KCIAに連行され拷問を受けた経験を話す。英語のわかる学生が、アメリカの観光客に次々と署名させる。

PM 6: 45、ハンスト中の私たちの前で、横断幕や写真を見て泣き伏す一婦人がいた。

PM 7: 00、情宣六団体九人、五条署の制限時間を超えているが、多くの市民の署名やカンパが集中しているので、クレームをつけてこなかった。

PM 8: 30、打ち切り、健康診断、脈迫

PM 9: 30、就寝。

A 60 B 60

四月三十日(雨)

AM 8: 30、フランスベッド前、情宣六団体八人。同大で「金哲顕君を救う会」が早朝ピラ入れ。在日韓国人A氏が激励にくる。

AM 10: 30、情宣五団体八人。フランスベ

ッドの職員も署名。李元二君の友人が演説。
AM 11: 00、情宣六団体十人。ある在日韓国人が日本人のやる運動でない」と主張。しかし、署名をしてくれ、韓国語で、頑張つて下さいと励まされる。

PM 12: 30、情宣六団体十人、朝日新聞取材。記者は、社内で、と署名用紙を持って帰る。

PM 1: 45、鎌で署名板をなぐりつけ、悪態を吐く人がいた。

PM 2: 00、情宣五団体六人。チョゴリの老婦人が激励してくれた。ソウルより友人の国際電話で判決がもたらされた。金五子さんに死刑。金鐘太君に懲役十年。許景朝君に懲役三年六ヶ月。その他にも判決の詳報が入る。私たちは、即刻判決内容を横断幕にして、四条河原町に張り、憤りつつ、熱を入れ情宣を続ける。多くの通行人が、速報を見て、カンパ、署名を相次いでする。ハンストは、更に盛り上がった。

PM 3: 15、多数の通行人が、ピラ撒きを手伝う。読売TV取材。健康診断をするとAが脱水症状をみせ、支援の人が心配をする。

PM 4: 30、更にソウルから午後の判決が伝えられた。白玉光君に二人目の死刑判決がなされた。又、私たち京都の友人である姜鐘健君に懲役七年、李元二君に懲役五年の非道な判決が下された。ショックを受けつつ、気

白さんにも死刑判決

スパイ容疑 さらに五人に懲役

ソウル地裁

【ソウル三十日朝報特派員】留學生を疑い、韓国でスパ活動をしてたといふ容疑で韓国中央情報部(KCIE)に捕獲された在日韓国人青年・学生グループの一審判決が三十日ソウル地裁で午前午後に分けて開かれ、午前中の公判で金五子被告(三二)京都市府前部大山崎町、立命館大出身に死刑の宣告がなされた。午後、時差から同被告合衆八部(仮称)被告として大阪韓国青年会議所弘報委員、白光被告(三二)大阪市東成区東小三に入約在日韓国人留学生に十年から五年の有期懲役判決が下された。

【ソウル三十日朝報特派員】留學生を疑い、日本の批判的な声を廣く受け入れたとは評さない。敢て南北対決と韓国の共について知っているはずであり、日本生まれであっても日本人ではないと判決理由を述べた。

KCIEの捕獲した一在日韓国人留学生スパイ事件では、計二十一人が逮捕され、うち二十人が懲罰だが、この日初の一審判決。午後の公判で刑罰以外の在日韓国人留学生の判決の通り。

【ソウル三十日朝報特派員】大坂韓国人留学生スパイ事件一審判決開庭所、白光被告(三二)京都市府前部大山崎町、立命館大出身に十年から五年の有期懲役判決が下された。

【ソウル三十日朝報特派員】大坂韓国人留学生スパイ事件一審判決開庭所、白光被告(三二)京都市府前部大山崎町、立命館大出身に十年から五年の有期懲役判決が下された。

【ソウル三十日朝報特派員】大坂韓国人留学生スパイ事件一審判決開庭所、白光被告(三二)京都市府前部大山崎町、立命館大出身に十年から五年の有期懲役判決が下された。

【ソウル三十日朝報特派員】大坂韓国人留学生スパイ事件一審判決開庭所、白光被告(三二)京都市府前部大山崎町、立命館大出身に十年から五年の有期懲役判決が下された。

【ソウル三十日朝報特派員】大坂韓国人留学生スパイ事件一審判決開庭所、白光被告(三二)京都市府前部大山崎町、立命館大出身に十年から五年の有期懲役判決が下された。

【ソウル三十日朝報特派員】大坂韓国人留学生スパイ事件一審判決開庭所、白光被告(三二)京都市府前部大山崎町、立命館大出身に十年から五年の有期懲役判決が下された。

相次ぐ抗議の声明

京都と大阪で支援の会

【ソウル三十日朝報特派員】大坂韓国人留学生スパイ事件一審判決開庭所、白光被告(三二)京都市府前部大山崎町、立命館大出身に十年から五年の有期懲役判決が下された。

【ソウル三十日朝報特派員】大坂韓国人留学生スパイ事件一審判決開庭所、白光被告(三二)京都市府前部大山崎町、立命館大出身に十年から五年の有期懲役判決が下された。

【ソウル三十日朝報特派員】大坂韓国人留学生スパイ事件一審判決開庭所、白光被告(三二)京都市府前部大山崎町、立命館大出身に十年から五年の有期懲役判決が下された。

【ソウル三十日朝報特派員】大坂韓国人留学生スパイ事件一審判決開庭所、白光被告(三二)京都市府前部大山崎町、立命館大出身に十年から五年の有期懲役判決が下された。

【ソウル三十日朝報特派員】大坂韓国人留学生スパイ事件一審判決開庭所、白光被告(三二)京都市府前部大山崎町、立命館大出身に十年から五年の有期懲役判決が下された。

【ソウル三十日朝報特派員】大坂韓国人留学生スパイ事件一審判決開庭所、白光被告(三二)京都市府前部大山崎町、立命館大出身に十年から五年の有期懲役判決が下された。

【ソウル三十日朝報特派員】大坂韓国人留学生スパイ事件一審判決開庭所、白光被告(三二)京都市府前部大山崎町、立命館大出身に十年から五年の有期懲役判決が下された。



記者会見する(左から)白光氏の妻、白光さん(二人)おいて、被告の金五子さん(大阪府北區、東山田教会)

スパイとして仕立上げられた本当なもの、人権も命も犠牲に成ってはならぬ。韓国の憲法に死刑、重刑判決に強く抗議するとともに、今後とも広範な救済運動を呼びたいとの声明を出して閉会した。

を取り戻し怒りと抗議のアピールをする。韓青より激励。急遽張り出された判決内容で、多くの市民が注目し、署名、カンパに参加する。最高の盛り上がりを見せる。全ての人が怒りと悲しみを共有しているのだ。全ての人の願いが救援に向けて固まっているのだ！

PM 5:30、飛入りの二人の労働者が、最後まで手伝ってくれた。

PM 7:00、ハンスト終了、打ち上げ集会を二十人程でする。パトカーが数台停まり、制服警官がたむろしていたが、情宣の盛り上がりで手を出せず黙認しているようだ。打ち切るのが惜しい。

PM 7:30、洛陽教会の「緊急抗議集会」(二百人)でハンスト報告。

PM 8:30、M病院で点検、AB兩名共当日は入院する。

集まって署名は一五〇〇余名。カンパは十万余円。多くの方々の御支援と激励に深く感謝します。

◇国会(参院法務委員会)

での佐々木静子さんの質問

五月十一日

○佐々木静子君 それでは、議題を変えまして、実は昨年十一月二十二日に在日韓国人留学生の青年十三名を含む二十一名の学生が

韓国で逮捕されたという事件が起こっておるわけですが、その多くが日本で生まれ、また日本で育った青年たちであり、特に今回の場合には二十一名のうち十数名が関西在住の人たちであるというような状態でございまして、きょうも逮捕された留学生の方々の家族、特に先日死刑の判決を受けましたベク・オククワン、日本語で書きますと白玉光、あるいは同じく女性で死刑の判決を受けたキム・オジャ、日本語で金五子、その他この間またこれきわめて重刑の判決を受けましたキム・チョルヒョン、これは金哲顕、あるいは十年以上の長期刑を受けた人たちの家族がきょうもこうして何とか救済の方法はないものかということで、日夜もう夜も寝ないでみんな心配しておるわけでございますけれども、この事件につきまして、これは外国の裁判所で起こったことでございますので、大変に救援運動といってもきわめてやりにくい状態に立たされているわけでございますけれども、実は四月三十日に本人が、いわゆる彼らの言う北朝鮮「朝鮮民主主義人民共和国」へ行つたということで死刑の判決を受けているベク・オククワンさんなんかの事実につきましても、昨年の六月十七日から七月十四日まで北朝鮮に渡つたというふうな罪状になっているわけでございますけれども、この間に日本において彼と一緒にあつたという証人がたく

さんおりました、大阪弁護士会が中心になり、近畿弁護士連合会もそのことについて取り組み、そのような事実が無根である、事実日本で彼は活動しておつたと、仕事に従事しておつたというふうなことも調査の結果明らかになって、どうもこれら一連の事件はでっち上げではないかということから、何とか彼らの救済に当らなければならぬということ、多くの——これは在日韓国人の方々ばかりじゃない、日本の方々もいろんな方面で心配しているわけでございます。特に、一例を挙げますと、ベク・オククワン氏は死刑の判決を受けたわけでございますが、大阪に生まれて大手前高校から阪大を卒業した、あるいはほかの方の経歴を見ましても、十年の重い判決を先日、四月三十日に受けたキム・ジョンテさん——金鐘太さんにしても、大阪に生まれ清水谷高校を出た人であると、あるいは天王寺高校を出た人であるというふうなことで、大阪の各高校を出て国立大学——阪大あるいは大阪市大あるいは同志社大学その他いろいろな大学で勉強して、本国でさらに勉強を続けたいということで、中には日本において博士号も取得したというふうな方々も多くて、日本に於ける在日韓国人の将来の指導者とみなされておつた人たちであるだけに、影響するところも非常に大きく、これは単に在日韓国人の人権問題だけではない、日本人

全部にわたるこれは大きな人権の問題である。現に、友だちが無実の罪で死刑の判決を受けているということでも仕事も手につかずに、たとえば死刑の判決を受けたベク・オクワン氏の出身校である大手前高校の前などでは日本の友人たちがハンガーストライキということとで座り込んでいる、そういうふうな、これはベク・オクワン氏の問題だけに限らず、大変深刻な事態が起きているわけでございます。この事柄について、彼らの人権と言いますと、これは母国であります韓国が直接の責任を持たなければならぬのであることはもちろんのことでございますけれども、この母国へ留学して、韓国の国家権力によってそういう事態が起きているという事態を考えますと、これらの人たちの人権を守るといふ手段がない。彼らが日本に生れ日本で育ち、日本に多くの友人や親戚を持っている。しかも日本において永住権を持っており、将来また日本のためにも大いに尽くしたいということで、日本の大学を卒業して勉強を続けてきた人であつてみれば、やはり日本政府としても何とか考えていただきたいというのが一同の気持ちでございます。そういうことで多くの家族、友人の方々が駆けつけて、きょうもぜひとも無実の者が処刑をされるということ、何とかそういう事態を避けることができるようにと、両親あるいはきょうだいがこうして

日夜走っているわけでございますが、たとえば趙得勲という、これもやはり大阪で生まれて清水谷高校を出て、岡山大学を卒業してソウル大学で勉強していた青年などの場合におきましても、昨年の十二月の十二日に冬休みだから日本に帰ると国際電話で言ってきた、そうしてその日に飛行機で帰ってくると思つていると着かなかつた。飛行機の旅券が取れなかつたのかなと思つて、まあ二、三日うちに帰ってくると思つておつたところ、なかなか帰つてこないし、その後いろいろ調べてみると、見送りに行つた友人の金大成君という人と二人、金浦空港で突然つかまつて、いきなり目隠しをされて、そしてどこかへ連れて行かれた。金大成君は結局十日間ほど留置されて放免されたけれども、そういうことで趙得勲君がどこに留置されているのかということもいろいろな刑務所、留置場を探し回つたけれども、どこにいるかわからないといふふうな不安な状態に置かれている。そして、その間同じ時期に同じ方法で、これは熊本県出身の中央大学卒業のイ・チョル——李哲という人が、高麗大学に留学している人が同じ方法で留置され、それがいきなり秘密裁判で四月の二十七日に死刑の求刑を受けたということが報道されるに及んで、李哲さんの家族の方々も、あるいはまだ所在のわからない趙得勲氏の家族の方々も、いままあ氣遣いのよう

になつてその所在を捜し、もしこの裁判に係属しているかということでもわかれば、どうあつても弁護士もつけたいということでも一生懸命になつて捜し回つていなければならない。韓国へ渡つて幾ら調べてもらちがあかない。そういう不安な状態に置かれているわけでございますけれども、そういういま在日韓国人の上を覆つている、しかも在日韓国人の人権ばかりじゃない、日本の多くの人たちにも波及的に及んでいる人権侵害問題について、法務省の御当局とすると何とかこれは方法がないものか。永住権を持っている日本においてはきわめて善良であつた、しかも今度の留学も全部韓国民団の推薦で留学している、こうした前途ある青年たちの人権問題について、大臣に一言伺いたいのでございますが、何とかお力をかしていただけないものであろうか。これは家族のみならず多くの良識ある日本の国民の悲痛な願いといふわけでございますが、大臣、この事柄について何とかお考えをお述べいただきたいと思つておられます。○國務大臣(稲葉君)これ、なかなかむずかしい問題ですね。それから、まあ家族等に対する同情、慈悲の情感を持つということとはともかくとして、外国におきまして、韓国において、韓国の国内法に違反した者として韓国の刑事訴追を受け、刑事法令に従つて裁判を受けた。その裁判についてとやかく日本の法

務省、法務大臣として所見をいろいろ述べますことは、同国の裁判に対する干渉にもなりかねませんので、日韓両国のやはり友好等も顧慮すべき問題である。仮に反対の立場に立つてみた場合に、やはりわが国の法務当局、法務大臣としてはあんまり愉快じゃありませんからね、わが国の裁判に干渉がましいことをやられるということは、そういう立場です。ただ、前にも申しましたとおり、佐々木先生のような立場の方が何とかならないものであろうかと、家族もかわいそうじゃないかという人間愛を表明されることは、それはそれとして、私の立場としては外国の裁判に干渉がましいことになることはこの際差し控えたい。ただ、外交上何らの措置がなされるかどうか、これはまた別問題でございます。以上が私の所見です。

○佐々木静子君 大臣のお考えもわからないではありませんが、やはり日韓の将来の友好ということを考えて、これは単に政府間の友好ということではなくって、国民相互の友好が両国の友好にとっては一番大事なものではないかと思うわけです。そういう意味で、ぜひともこれはお願い申し上げたいと思うが、ちょうど外務省アジア局の方からお越しいただいていますので、いま申し上げましたさしあたりこの所在がわからない趙得勲氏がどこに留置されておるか、そして裁判がどこに係

属しておるのかということを早急に御調査いただけるか、そしてこれは新聞にも報道されました大阪弁護士会が慎重に審議した結果、ベク・オククワン氏がこの犯罪事実とされている北朝鮮に渡っておったという日時に、日本でいろいろな会合に出ておったというその事実、これは調査書に弁護士会がまとめてあるわけですが、これを韓国のみしかるべき筋に責任を持ってお渡しただけだけの御協力は何を得られるかどうか、そのことを外務省に伺いたいと思います。

○政府委員（大森誠一君） ただいま御質問のありました第一点につきましては、私ども外務省といいますが、先ほど法務大臣からも述べられましたように、政府といたしましては他国の内政干渉となるようなことはなし得ないところでございますけれども、在日韓国人の場合は日本に家族の方々が住んでおられますし、またわが国における社会人としてわが国の社会と種々密接な関連を有している方々に関する問題でございますので、私どもといたしましても成り行きに関心を持っていく次第でございます。このような観点から趙得勲氏など行方がわからないという方たちの件については、すでに在韓の日本大使館を通じて調査中でございます。

○佐々木静子君 後の近畿弁護士連合会の調査事項について、これは外務省として韓国の

政府の方にそうした調査事実の書面を責任を持ってお渡し、お取りつぎいただけるかどうか、その点も重ねて伺いたいと思います。

○政府委員（大森誠一君） 第二点のただいまの点につきましては、現在、日本と韓国の間には司法共助取り決めが存在いたしませんので、先ほど御指摘のような文書がありません。これを韓国政府に政府として取り次ぐルートはないわけでございます。このようないわば反対の証拠というようなものがあります。実際には、私どもといたしましては、それは、関係者から韓国の弁護士に御送付願って、公判廷で提出されるのが適当なやり方ではないかと考えている次第でございます。第一次的にはやはりそういうルートを通すべきであらうというのが、私どもの考え方でございます。

○佐々木静子君 もう時間がございませんので、もちろん韓国の弁護士との連絡は密にとつているわけですが、重ねてできるだけ外務当局としても人権を守るための御尽力というものを強く要望して、時間がありませんから私の質問は終わりたいと思います。

◇大韓教会青年会の声明

一五、一四金哲顛神学生死刑判決に

抗議する―

去る五月十四日、ソウル地裁において在日韓国基督教教会總會が派遣した神学生、金哲顛氏に対し、死刑判決が下された。一種きわだつた感覚の鋭さと、生に対するひたむきな誠実さをもつた金哲顛氏を想い起す時、我々は在日同胞青年の所与的な歴史的な現実との闘いに、果敢に歩み出た者を、その生に対する真摯さの故に、翻弄し、死を強要するこの残忍な歴史に対する抑えがたき憤怒に身をよじりながらも、発する言葉すら見い出せずにいる。

しかし、金哲顛氏をも含めた多くの在日同胞留学生と、共なる苦渋の歴史を共有してきた我々は、彼らがそうであったように、この怨念の歴史を断絶させ新たな歴史創造への参与のためにも、この重苦しい沈黙の闇を焼き払わなければならないと銘じつつ、ここに抗議の声明を発する。

昨年十月十五日の連行から五月十四日の死刑判決にいたる裁判過程に対する我々の懷疑は増幅されるばかりである。約六ヶ月の間両親すら面会が許されずといったという事実は、公判における金神学生の「自白」なるものの客観的信頼性をゆるがすものであり、彼にどのような精神的状況が強要されているかは我

々の想像を絶するものである。

このように、不当かつ非人間的な裁判過程の中で、金哲顛氏に有利な証言を一切採用することなく短時日の審理の下に極刑が下され、在日同胞の歴史的現実を背負い、自己の生に誠実であろうとした一人の在日韓国人二世青年が、死を強要されようとする時我々は、抑え難き怒りを抱かざるを得ないのである。

金哲顛氏は、在日韓国基督教教会が派遣した神学生であり、この共同体の交わりの中で共に育ってきた青年である。彼がどのような生活体験の中で育ち、苦悩し、生きてきたかという真摯なる問いかけを通して我々は、彼を理解し判断し信賴するのであり、このことは我々に課せられた最低の道義的責任である。

そして、我々は今回の死刑判決が、在日同胞の歴史的現実が内包してきた不条理そのものの表出であることを直視する。一体、だれが何を裁くというのか。！
法廷で祖国の「国家保安」の名の下に、裁かれ、死を強要されようとしているのは、金哲顛氏個人ではなく、全ての在日韓国人である。なぜなら、このような事件を事件として成立せしめる要因こそ、在日韓国人が強要されてきた非人間的な歴史と現実に求められるからである。

今回死刑判決を通して、我々は―在日韓国人の歴史とは何であったか―という問いを呼

びますことが、果なる過去への感傷ではなく、現在も我々の生となって重要な意味を持ち続けている事を改めて知らされる。

我々は「日本帝国主義の落し子」として日本に生まれ日本に育ち、日本の教育を受けながらどのようなに歪められた人間形成の過程をたどってきたのか。

この日本社会の奇妙なまで堅固な差別は、独特の嗅覚を持って、我々をかきわけ痛ましい程に排他と同化を迫り、その人格を木端微塵にしてきた。これがひとつの我々の歴史的現実である。

もう一つの歴史的現実―それは皮肉にも一九四五年の「解放」に始まる。「在日」という辺境性の中に野ざらしにされてきた民族疎外の歴史的現実である。「解放」とは在日同胞にとって、全体民族の中に位置しながらも、戦後処理の政策の中で、日本のみならず本国政府からも、やっかい者視・政治道具化され、「在日」というあらゆる意味における「辺境性」の中に野ざらしにされる歴史の始まりに他ならなかったのだ。

六五年韓日条約締結時、本国政府高官が言つてのけた「在日同胞六十万は同化する運命にある。本国三千万同胞のため犠牲になれ」の発言に、憤怒をこえてただ苦笑するしかなかった我々の心情を一体だれが理解できるのか。そして何よりも我々の桎梏の現実をその

STATEMENT

From April 30 to May 8, Korean District Court gave and demanded the most cruel and brutal sentences to 14 out of 18 Korean residents in Japan studying in their motherland under the frame up arrest by KCIA in November and December, last year.

Mr. Paek Ok Kwang, Ms. Kim Oh Ja — death
Mr. Kim Choel Hyeon, Mr. Lee Cheol — death demanded (later sentenced so)
Mr. Kim Won Jung, Mr. Kim Jong Tae, Ms. Chang Myong Ok — 10 years in prison
Mr. Kang Jong Geon, Miss Chae Yeon Sook — 7 years
Mr. Lee Won Yi, Mr. Kim Dong Hee — 5 years
Mr. Hoh Kyong Cho, Mr. Chang Young Shik — 3½ years

We, having carried out a wide range of rescue activities organizing an association for their release, strongly condemn and can never accept such evil sentences.

The case was, as repeatedly described, created by flaming up criminal charges purposely exaggerating fragments of meaningless facts or producing suspicion from anything with no relation to them. And their confession of guilt is the product of physical torture such as confinement, assaults and outrages as well as spiritual one such as artifices, dirty tricks and plots under complete isolation from the world outside in an isolated cell in Seoul for more than 6 months in the past.

They were given birth in this Japan, graduated from high schools and universities, and went to their motherland for further study seeking for their pride and identity as Koreans, overcoming unjustifiable prejudice and discrimination by Japanese society and with sincere and highly growing desire for the pursuit of learning. Such fine fellows are now to be executed with false charges as "spies" being sacrificed for the maneuvering of the regime to stay longer in power degrading and suppressing the power for restoration of democracy in the present Korea and Japan. How mortifying they are! And it is preposterous and reactionary to the history of the world that they were sentenced the most cruel penalties including death in only one month (3 to 4 times) of trial. We can never pass over without protest the execution of the 18 promising youths with unreasonable charges.

The sun ray is going to be blocked by the black veil, and the mankind's dignified and universal idea of human right and humanity be buried in darkness. Our rescue movement will not proceed on a plain and easy road. We, however, will make the greatest efforts to achieve the return of 18 of them back to Japan so that they can start the new life with their families. We express our concrete determination of making the tide higher for their immediate release appealing strongly the innocence of the students and youths to the public opinion not only of Japan but also of the world from now on.

issued on May 12, 1976 at "THE EMERGENCY ASSEMBLY PROTESTING AGAINST THE DEATH AND THE HEAVY PENALTIES SENTENCED TO KOREAN RESIDENTS IN JAPAN STUDYING IN THEIR MOTHERLAND" called by "THE RESCUE SOCIETY FOR THE KOREAN RESIDENTS IN JAPAN STUDYING IN THEIR MOTHERLAND ARRESTED ON NOV. 22, 1975."

The contact address of the Society is:
c/o Sitsu Tomita Kyokai, 3-7-25, Tomita-machi, Takatsuki-shi, Osaka-fu, Japan.

※ 5月12日の「死刑—重刑判決抗議緊急集会」

での声明文。20頁の新聞参照

邦訳は「11・22通信」2号に所載。

根底において規定するものとして、祖国分断の悲劇は、我々の上にも重くのしかかってきている。まさに、今回の事件を事件として成り立せしめる要因こそ祖国分断の歴史的现实ではなかつたか。

このような二重三重の歴史の桎梏に苛まれながら、生き続けてきた。どう惨な現実を前に、ある者は人格を破壊され身をひきさかされてきたし、しかしある者は過去の屈辱の生と訣別し、民族的主体をその生き方の中で問い続けることによって、この屈辱の歴史に抗拒してきたのである。

そして金哲顕氏をはじめとする多くの留学生達も、この歴史の抗拒者であり、彼等にとって留学こそ奪われた自己への回帰に他ならなかつたのだ。だからこそ、我々は、憤怒に身をよじらせ、絶叫せずにはおられないのだ。一体、だれが、何の名において、この歴史的现实を背負って生きようとした青年を裁こうとするのか！

まさに裁かれるべき者は、我々にこの非人間的な歴史的现实を強要し続けている者達ではないか！

だからこそ、金哲顕氏に対する死刑判決は、同じ歴史的现实を背負って生きていくしかない全ての在日韓国人に対する死の強要なのだ。我々は満身の怒りをもって金哲顕氏に対する死刑判決に抗議する。

在日韓国人青年の赤裸々な生の現実を、政治の道具として翻弄しようとするものを憤怒と痛みをもって告発する。

裁かれる者の逆転の上に成りたつ虚構性と時代錯誤性を告発する。

我々を、覆い包むこの沈うつを蹴破つて金哲顕学生救出に全力を投入する事を通じて、真に裁かれる者は誰かと告発しつづけよう。

我々が、この沈うつに身をまかせ、足をなえさせるなら、あの無言の裡に響いてくる痛ましい生の絶叫を一体誰が鎮めようか。

七六年六月

在日大韓基督教会青年会全国協議会

◇7/14関西集会・決議

本日、七月十四日、私たち「一一・二二在日韓国人留学生、青年不当逮捕者を救援する会」は、昨年一月二二日、及びそれ以降に、貴国中央情報部に造作された「学園浸透スパイ団事件」の容疑によって不当に逮捕、投獄された一八人の在日韓国人留学生、青年の死刑重刑判決に抗議し、その即時釈放を強く要求する全関西集会を、大阪中之島公会堂で開きました。私たち参加者一同は、貴国に対して、以下の抗議文を送り、貴国の適切な処遇を強く望むものです。

貴国政府が、現在、無実の学生、青年らを

次々と逮捕、投獄し、厳しい処罰をくだしていることは、既に世界に知れわたっています。私たちは、今回の事件も、貴政府のこうした弾圧の一つと見ております。日本国内で明らかになるアリバイを無視し、些細な事実を意図的に拡大解釈して起訴し、あるいは獄中でごう問を加え、自白を唯一の根拠としたスピード裁判の結果、不当な判決を下し、次々と処刑していく貴国の治安弾圧に対して、私たちは断固抗議します。

金哲顕氏について言えば、貴国中央情報部は「北朝鮮に渡った」と主張し、五月一四日に死刑判決をくだしました。然し、金哲顕氏が「北朝鮮に渡った」とされている時期に、日本人の友人と共に日本の秋田県を旅行していたという友人の証言があるにも関わらず、貴国ソウル地方法院が、その友人の証言も一言も許さなかつたことに、私たちはきわめて遺憾に思わざるを得ません。白玉光さんにつきましても、日本の権威ある大阪弁護士会が、アリバイの立証をしています。更に、ソウルの道路状況について語ったことが、国家機密を探知報告した罪にあるとされ、懲役判決をくだされた人もおります。貴国中央情報部が発表した「組織図」にしても、何人かの実在しない人物が「組織図」の「重要ポスト」に入っていたり、逮捕されたりしています。また、起訴状の「組織体系」と「組織図」とに

李哲君に死刑判決

スパイ容疑 他に4人公判中

ソウル地裁

【ソウル二十五日共同】韓国中央情報部（KCIA）が昨年未摘獲し公表されないまま審理が進められていた在日韓国人留学生を中心とする「第二次学園浸透スパイ事件」の被告、高麗大大学院生李哲君（シ）熊本県球磨郡錦町二一九三に二十五日、死刑判決が言い渡された。

ソウル地裁合議六部（許正勲裁判長）は同日午前十時から李哲君ら三人に対するスパイ罪、反共法違反、国家保安法違反事件の判決公判を開き、李君に求刑通り死刑、夫人の閔香淑さん（シ）に懲役六年（求刑同十年）、元東洋通信記者金澄藻氏に同二年（同二年）執行猶予三年をそれぞれ言い渡した。

判決によって初めて明らかになった李君に対する容疑は、六七年七月、日本の中央大学在学中に朝鮮人留学生同盟に参加、北朝鮮の

在日工作員に教育され、六九年九月、青森から密出国して平壤に行った。

このほか「第二次スパイ事件」として次の四人の在日韓国人が中央情報部によって摘発され、裁判を受けていることが二十五日まで判明している。

▽趙得勲君（シ）大阪府東成区中道四の五の二五、七五年十二月三十日送検、七六年一月十七日起訴。

▽桑南國君（シ）大阪府都島区大東町一の二三の二八、七六年一月九日送検、同月二十八日起訴。

▽李東石君（シ）東大阪市寿町三の九の八、七六年一月九日送検、同月二十七日起訴。五月十八日、懲役十年求刑。

▽康正胤君（シ）大阪府生野区中川四の二〇の六、七六年一月四日送検、同月二十三日起訴。

いずれも七一年から七五年ごろにかけて韓国に留学、日本との間を往復しながら、韓国の各種情報を日本に送る北朝鮮工作員に報告したとしてスパイ容疑を受けたものだが、このうち康君は李哲君と同じく、北朝鮮に渡り、労働党に入党したとされている。このほか、李起勇という在日韓国人も摘発されたといわれるが、日本での住所、年齢など一切不明である。

毎日新聞 5月25日

(P 64～66の家族の訴え参照)

朝日新聞

6月9日

岡大卒の韓国青年に 実刑10年の判決

ソウル地裁

昨年十一月、留學先の韓国から一時帰国しようとして、ソウルの金浦空港で韓国中央情報部（KCIA）とみられる男たちに連行された岡山大学工学部卒業の在日韓国人、大阪府東成区中道四丁目、趙さん（シ）は同日、懲役十年（求刑懲役十五年）の重刑判決を言い渡された。

た。岡大教官の一人は「求刑よりも軽くなったのはほんの理由から不明だ。両親は十一日に帰国するが、それまでに帰国の手続きをとるに聞いてほしい」といっている。両親からのこれまでの連絡では、趙さんは岡大在学中、大企業で朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に關係した出版物の展示をしたなどとして国家保安法違反などで二月十七日に起訴され、五月二十日に求刑が行われていた。

(P 33の救援レポート参照)

矛盾する点も幾つかあることは、私たちに、今回の事件のデッチ上げ性を色濃く映しています。

昨年、今回の事件をねつ造するために不当に逮捕されたと思える権末子さんは、貴国中央情報部の残虐なごう問を、衆議院第二議院会館で告発されました。また、私たちにとって徐勝氏の顔に残された痛ましいケロイドを忘れることはできません。私たちは、死刑判決を受けた金哲頭が、一日八十枚以上の調書を書き、毎日書かされるごう問をうけていると聞いています。

以上の様な状況の中で、一八人の学生、青年のうち、五人に対して死刑判決、一二人に対して懲役判決をくだしたことに、私たち救援会は深く胸を痛めております。昨年公布された「社会安全法」によれば、有期懲役も無期懲役に等しいことを知るにつけ、更に胸の痛みを感じざるを得ません。

世界人権宣言は、

「人は全て、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する―第三条―」

「何人も、ごう問又は残虐、非人道的若しくは屈辱的な待遇や刑罰を受けることはない―第五条―」

「何人も、専断的な逮捕、拘禁又は追放を受けることはない―第九条―」

「人は全て、意見及び発表の自由について権

利を有する―第一九条―
とうたつています。貴国政府がこれを正しく実践されることを強く望みます。

私たちは、今回の事件でも明らかにされた如く、貴国中央情報部KCIAが在日韓国人朝鮮人を常に監視し、彼らの生活を弾圧していることを許すことはできない。特に、在日韓国人朝鮮人学生、及び貴国から日本への留学生に対して、日本の全大学に身分調査を依頼していることは、彼ら学生に対する教育及び生活に対する不当な監視弾圧政策と考え、強く抗議いたします。彼ら一八人の在日韓国人留学生、青年は、貴国の発表に寄与すべく、日本及び韓国で真摯に勉学に励んでいたことは、肉親や友人の語るどころです。
戦争を伴う悲惨な日韓の歴史の中で日本在住を余儀なくされ、更に祖国の分断による生活の不安定のために、日本に生活の基盤をもたざるを得ない彼ら在日韓国人の祖国への思いを踏みにじることなく、正しい処遇をなさんことを強く望みます。

私たち救援会は、他国他民族のこととは言え、世界に於ける自由、正義、平和を認識し、育てていく人類普遍の義務と権利の立場から、貴国政府に強く抗議いたします。貴国政府が、世界の全ゆる人々の信頼をとりかえすためにも、人類の悲惨な歴史を克服する中で生み出された「世界人権宣言」を正しく実践され、

デッチ上げ事件によって不当に拘留されている一八人の在日韓国人留学生、青年を即時釈放され、不当な裁判を無効中止されんことを強く要求いたします。

一九七六年七月一四日

在日韓国人留学生への死刑重刑判決に抗議する全関西集会 参加者一同
大韓民国朴正熙大統領貴下

◇母国留学生の証言

KCIAに連行されて

私は、日本の大学を卒業後、韓国に留学した学生です。大学時代、日本での私は韓国人である自分に殆んど背を向けて生活をする状態でした。そのため、現在実際に日本で韓国人がかかえている問題にも、全く関心を示すことなく、当然のように在日韓国人の友達もなままに、その大学生活も終えるに至りませんでした。でも、そういう生活が長続きする筈がありません。ある時突然、私は全てに虚しいものを感じていました。こういう自分の生活は、みんな嘘だということを悟ったのです。そして、祖国とは何か、それを自分の目で見てみたいという、単純な欲求からではありましたが、母国留学を決意したのでした。

ソウルでの私は、やっと見出した祖国の姿を、一喜一憂しながらも、熱っぽい感激の中に迎えました。それは些細なことが全て、

北朝鮮スパイ事件

「死刑判決の康君救おう」

天王寺高同窓生ら、嘆願署名運動へ

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)のスパイとして韓国に留学中とされ、この死刑判決を受け、ソウル大法学部本科二年、康君(三三)生野区中川町を救おうと、康君が卒業した府立天王寺高校などの同窓生らが十日、

「幅広い助命運動を進めたい」との声明を発表し、

康君は、天王寺校を四十五年三月に卒業、翌年、ソウル大に入学した。「北朝鮮の朝鮮労働党に入党、ソウル大地下組織を立ち上げた」として去年十二月、康君を捕らえた学校有志の会

月、スパイ、反法違反、国家保安法違反で講され、七月七日、ソウル地裁で判決を受けた。大阪府立大の中、天王寺高校の同窓生も、康君が「康君を救おう」として去年十二月、康君を捕らえた学校有志の会

を結成、救済活動に取り組んできた。今後は、できるだけ多くの助命嘆願名を取り、韓国大使館を通じて、朴大統領に助命を請願する。父の康君(三三)は「あの子は、医師になったら、国内の無医村で暮らすんだ」といって祖国を去っていた。スパイなんて信じられない気が持たない。せめて無期懲役にでもしてもらえれば」と話している。

張永植被告の判決公判は延期か

【ソウル四日前特派員】在日韓国人留学生スパイ団として、韓国で裁判にかけられている二十二人の学生のうち、ソウル大法学院一年、張永植被告(三三)名古屋市東区金田六、中央大出身の判決公判は日開かれる予定だったが延期となった模様がある。

同事件の二十被告のうち、すでに十七人が一審判決を受けてお

り、残り三人のうち韓国神学大学院二年、金哲賢被告(三三)兵庫県伊丹市池尻二五、同志社大出身の二は、「北朝鮮」朝鮮民主主義人民共和国へ渡った後、日本と韓国を七回にわたり往來、反政府活動をした(五月、日付満期で北朝鮮へ七回渡ったという)は限り」として死刑求刑があった。ただ、もう一人の無罪、金三郎被告(三三)大阪府生野区鶴野東一五が構えているが、同被告の名前は昨年十二月検察発表のまゝ

現れただけで、公判に委ねたことがなく、消息不明となっている。

読売新聞 7月8日(朝)

康君に死刑判決

ソウル地裁スパイ罪で



康 宗憲君

【ソウル七日】木村特派員「朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)のスパイとしてソウル大で反政府運動を組織しようとした疑いで韓国の反共法、国家保安法違反、スパイ罪(刑法九十八条)に問われ、在日韓国人、康宗憲君(三三)ソウル大医学部二年Ⅱ大阪府生野区中川四の二〇の二)に対し懲役十五年から八月(うち九人は執行猶予付き)の刑が言い渡された。

判決文によると、康君は六九年ごろ大阪医大朝鮮人留学生同盟の指導を受け、七三年八月、新潟か

大阪の父母らシヨック

大阪・生野区に住む康君の父、圭輔さん(四七)ヒニールサンダル製造業)と母の金永愛さん(四四)家族は、死刑判決のしらせに「何とか無期になつてくれればと思っていたのですが……」とシヨックを受けていた。

康君は四人兄弟の長男、四十五年三月、府立天王寺高校を卒業、翌年渡韓してソウル大医学部に入った。学校の成績は優秀で、高時代は陸上部のキャプテンをしていた。

十五日、家族が渡韓して捜査など対策を立てる一方、康君の高校の同窓生や在日韓国人らの署名を集めて減刑を嘆願することになっている。

驚きにつながるような、無邪気な興奮です。そういう生活を送っていた私の下宿に、彼らが突然やってきたのは、昨年十月も終わりに近づいた頃です。黒い車に乗った三人組は拒絶する私を無理矢理、車の中に引き入れました。そして「金五子という学生を知っているね、彼女が君に逢いたいと言って待っている。」というのです。私は「名前も聞いたことのない人が、何故私に逢いたいのですか」とやり返したのですが、聞き入れてもらえませんでした。そして私は、情報部でまる三日間を過ごすことになったのです。最初、彼らはまず私の家族の構成や、友人関係を詳しく書かせました。そして、「金五子という学生と去年あったらどう、彼女が君に何かを頼んだと言っているが、それは何だね」などと、身に覚えのない事を言ったり、それを私が否定すると、地下の電気イスのある部屋に、連れていかれました。そのイスにすわらせ、「ここで本当の事を言わないと、スイッチに手を触れるぞ!」とおどかされ下を見ると川が流れており、「この川は漢江で、明日死体が浮かび上がっても、どこから流れてきたのかもわからないから、自分らも足跡が残らない!」とおどかしたりしました。(中略)

或いは「君は日本の大学を卒業したのだから、マルクスの資本論くらいは読んだらどう。その内容を知っている限り書け」と強要したり「日本の学生運動を、君はどう見ているのか?」と聞いたりしました。でも最後の日さすがに彼らも疲れた様子で「もうそんな事ははぶいても良い」とか「適当に書け」とか、前日とは全く打って変わった態度なのです。そして「我々の立場も解ってくれ」などと言ったり、自分達が飲んでる酒を私に勧めたりしました。そしてその日の夕方、今回の取り調べを絶対口外しないという、あらかじめ作ってあった誓約書に、サインをさせられて私は彼らの車で、下宿に帰って来ました。そして最後に彼らは言いました。「どうだ? 学校に行くよりも、勉強になったらどう?」

私はそれ以後、今の韓国政府にとって、私達在日本韓国人は、ただ政権維持のための手段としての対象でしかないのだと言う事を、痛感しています。彼らは祖国を求める純粹な私達の気持ち、その汚れた足で踏みにじる事も平気なのです。母国留学制度というものを、我々在日本韓国人は、もう一度問い直す必要があると思います。

私は、やっと民族にたどりつく事の出来た、若い友人達が死刑の宣言を受けたり、重刑に処せられたりした事が許せません。彼らの無実を信じるあまり、つたない乍らも、ここに

ペンを取らざるを得ませんでした。A女
—— 11・22 不当逮捕者を救う帰日留學生の会 —— 「留學生通信」(七六年八月)より

◇八月三十一日記者会見
抗議声明

- 本日 韓国ソウル高等法院は在日韓国人留學生七名に対し以下の判決を下した。
- | | | | |
|-------|------|--------|----|
| 白玉光氏 | 控訴棄却 | (一審判決) | 死刑 |
| 崔然淑さん | 懲役五年 | (一審判決) | 七年 |
| 姜鐘健さん | 〃〃〃 | (一審判決) | 七年 |
| 金東輝氏 | 〃〃〃 | (一審判決) | 五年 |
| 蔣明玉さん | 〃〃〃 | (一審判決) | 十年 |
| 李元二氏 | 控訴棄却 | (一審判決) | 五年 |
| 許景朝氏 | 〃〃〃 | (一審判決) | 五年 |

した審理の不充分さを補うことなく一回乃至二回の公判で判決を下してしまった。

われわれ救援に携さわって来たものは、この不当な判決に接して心からの怒りを禁じ得ない。裁判の進行過程において「被告」諸氏が再三陳述した如く、かれらの今回の訪韓の目的は民族的な自覚を高め祖国を愛するが故に祖国をよりよく知り、より深く学ぶためのものであつて何ら当局者が指摘するような「スパイ行為」などではない。だからむしろかれらの行為は韓国にとって評価されても当然な内容をもつものである。

韓国中央情報部（KCIA）は現状の国際的緊張のなかで、政権の延命をはかるためにこの様な前途有為の青年たちを犠牲にしその青春を抹殺してしまおうとしている。

われわれは、この様な非人道的な裁判と、その背後にある政治体制に強く抗議するとともに、その犠牲に供されようとしている青年たちの救援活動に今後とも全力をつくすことをここに決意する。

一九七六年 八月三十一日

11・22在日韓国人留学生・青年
不当逮捕者を救援する会

於 大阪浪花教会

◇八月三十一日白さんを救う集会

本日八月三十一日、私たちは昨年十一月二二日、KCIAによって造作された「学園浸透スパイ事件」なるものの「主犯格」とされた、白玉光氏を始めとする多数の在日韓国人留学生青年に対する死刑重刑判決に抗議して、ここに集会をもちました。

今回の判決は、ほとんどが自白のみを根拠として、あるいは、起訴内容を否認する中で下されたものです。白氏に関していえば、三度目の入北に際しては、近弁連、大阪弁護士会の権威あるアリバイ証明が存在するにもかかわらず、第一審の死刑判決においても、今回の判決においても、一切無視されています。事件の本質を見ると、彼ら在日韓国人青年たちの切ないまでの民族への志向に直面して、私たちは、日本社会の同化と排外という差別構造に、責任を痛感させられます。又十一月二二日の大々的なKCIA発表文に、日本でKCIAの暗躍が公言されていることを知り、金大中拉致事件を始めとするKCIAの不当な活動の下に在日韓国人朝鮮人の生活や日本の民主主義が蹂躪され続けていることに、そしてこのようなKCIAの暗躍を黙認している政府の姿勢に、強い危惧の念を覚えずにはいられません。更には、南北の分断と反目

という不幸な政治状況の中で、権力の都合によって擲めとられていった青年たちの心情を思いやるにつけ、そのような政治状況の固定化、高杉、久保田発言を始めとする政府高官の歪んだ対韓認識、ロッキード事件にまさるともおとらぬ日韓の癒着、等々の日本政府の対韓政策、外交政策に対し、不満と憤りを感じ続けてきました。

人類普遍の原理である「世界人権宣言」の精神を正しく理解するならば、「内政干渉」という名目の下に、外国人ではあるはいえ日本で生まれ日本で育った青年達への人権救済措置が等閑視されることは断じて許されぬ。私たちは、「在日」という状況下で真摯に生きぬこうとした可能性豊かな青年たちへの不当な判決をくつがえし、KCIAの日本での不当な活動を即時中止させ、日本国民の望む真の日韓関係をつくり出すために、日本政府が最大の努力を払い、緊急かつ適正な外交的措置をとられるよう強く要請します。

八・三一白玉光氏を救う緊急市民集会

参加者一同

日本国政府首相 三木武夫殿

◇九月一日から四八時間ハンスト・兵庫

金哲顕氏の死刑求刑(才二審)に抗議する

48時間ハンスト宣言文

神戸新聞 9月1日(朝)

「金さん救え」 ハンスト入り

「死刑を求刑された在日韓国人留学生、金哲顕君の命を救おう」と二日後、神戸市生田区の市



金哲顕君の命を救おうと48時間ハンストに突入した「金哲顕君を救う兵庫県民の会」のメンバー—神戸市役所花時計前で

※「48時間ハンスト突入声明文」は32頁参照

投所北側花時計前で「金哲顕君を救う兵庫県民の会」(事務局・同市灘区八幡町一ノ六九、神戸県内教会)が四十八時間のハンスト行動に入り、死刑求刑抗議と即時釈放を市民にアピールした。

北朝鮮スパイとして昨年十一月、韓国中央情報部に捕獲され、一審で死刑判決を受けた在日韓国人学生、韓国神学大生、金哲顕さん

んこと伊丹市池尻一五ノ五に對する控訴審判決求刑公判は、先月三十一日、ソウル高裁で開かれたが、検察側から一審判決通りの死刑が求刑された。

この日は午後三時、同会のメンバー約五十人が花時計前に集まり、死刑求刑に抗議する宣言文を採択したあと、宝塚市宝梅一ノ四ノ四六、日本キリスト教団宝塚教一

会辻建教師(まじり七人が、四十八時間のハンストに入った。「死刑求刑に抗議する」一無実の者を救うは、ハンストの七人を取り囲み、マイクで市民に対し金哲顕さんの無実を訴えた。

毎日新聞 8月31日(夕)

白さんの控訴棄却

ソウル高裁 死刑判決を支持

【ワウル三十日時事】在日韓国人スパイ事件の控訴審判決

判が三十日午前十時からソウル高裁第一審(金正賢判決)で開かれ、一審で死刑を言い渡された金哲顕大生、京都市右京区四町三丁の白玉光被告(七十七)に死刑を言い渡した。他被告の判決内容は次の通り。

▽被告一 豊後五年、賈格停止五年(審問七年)▽被告二 カトリック大生、大阪府堺区中本町三の八の一七〇豊後四年、賈格停止四年(審問五年)▽許賢

また同グループの突然被告三 巴ソウル大生、千葉県市川市市川二の九〇〇三三年六月(審問七年)▽被告四 生五八人対して、一審の控訴を棄却(豊後五年、賈格停止五年(審問七年))

韓国人の真贋者であり、三回にわたって北朝鮮に渡ってスパイ教育を受け、韓国内で学生、宗教

29、30頁の声明を参照

人が、自らの民族を愛し、その困窮をおのが困窮として負い、これに仕えんとする情熱は、他のいかなる意志によっても奪い去られてはならないものである。金哲顛氏が、在日韓国人として日本に生を受け、市立尼崎高校に学び、やがて日本に在住するおのが同胞にキリスト信仰を伝えんとして同志社大学に学び、更に韓国神学大学へと進んだのも、そうした志のあらわれであった。

昨年十一月、韓国中央情報部は「在日同胞本国留学生を仮装した『北』工作員団」として十三名、後に五名、計十八名の逮捕を発表し、本年春以降の公判において、死刑を含む全員有罪の判決が続々と出された。八月に入るや第二審の公判が開始され、昨三十一日には、白玉光氏に死刑判決が出されたことは、私たちの胸の内のまなましい事実である。

私たちは本年五月以降、金哲顛氏の救援をめざして立ち上がり、広く県下の世論にうったえ、その声を二万に及ぶ署名、兵庫県議会総務企画委員会と尼崎市議会からの嘆願等にして韓国政府当局に訴えてきたが、昨八月三十一日私たちの訴えに反して、一審判決どおり死刑求刑が下された。この事実には大きないきどおりをこめて抗議の意志を表明するものである。

私たちは、金哲顛氏が「北」においてスパイ教育を受け、韓国内の反政府学生運動を煽

動する指令をうけて韓国に侵入した」とする一審求刑及び判決内容を、幾つかの証拠から捏造以外の何ものでもないと確信するものである。明らかな反証材料が残されているにもかかわらず、不充分な裁判によって一人の有為な青年に死を科していくのは、若き人命とひきかえにおのが政治的意図を貫徹しようとする支配者の悪しき意志の現われではないか。こうした政治状況は「日韓条約」以降、日本の保守政権とそれを支える日本企業のコミ入りに依拠して生み出されていることを見過すわけにはいかない。

私たちはそうした政治的プログラムのぎせいとして、一つの生命がむしり取られていく事態を、座して見過すことはできない。世界のあらゆる良心もそれを許すことがないであろう。私たちは胸のうちにたぎるいきどおりと抗議の意志をここ四八時間のハンスト行動をもって表明するものである。

金哲顛氏を決して殺してはならない！

金哲顛氏の死刑求刑に断乎抗議する！

金哲顛氏をはじめとする不当逮捕者を即時

釈放せよ！

金哲顛氏を殺すな！

一九七六年九月一日 神戸市役所花時計前

金哲顛氏の死刑求刑に抗議するハンスト行動

参加者一同

金哲顛君を救う兵庫県民の会



■二審判決に抗議してハンスト決行中（9月1日）

金さんに一審通り死刑

スパイ容疑晴れず

【ソウル十四日時事】在日韓国人留学生スパイ事件に関連して一審で死刑判決を受けた金宮顯被告

裁判事一部(韓正領裁判長)で開かれ、韓裁判長は被告の控訴を棄却し、一審通り死刑を言い渡した。

無期の願いも無残

虚脱感の家族、支援団体

またも死刑。ソウル高裁の金哲顯被告に対する判決は、家族や支援団体に重々しくのしかかった。「せめて刑一等を減じて無期に」との願いは、無残にも裏切られた。「たとえ北朝鮮に渡ったことが事実だとしても、それが死に値する重罪なのだろうか」。日本で暮らす者にとって、想像を絶する厳しい大韓民国(韓国)のおきで、金さんの身を守る人たちは、なす術もないといった虚脱感に陥っていた。

トなどの救援活動を繰り広げてきた。「友達のおちゃんを、あの前途有為な青年をなんとか助けてやってほしい」というのがメンバーの素朴で切実な願いだった。これには、兵庫県会や尼崎市会をはじめ県下の労働組合、市民も同調した。県会と尼崎市会は議長名で日本政府に助命嘆願の要請をしていた。

兵庫県民の会(北里秀郎、牧師)から、神戸市議八橋一、神戸雲内教会内の事務局に国際電話が入った。「ダメでした。死刑です」。応対に出向会代表の仲本幸哉牧師は絶句した。その表情を覗き取った周囲の若者から「ムチャクチャや。いくらなんでもひとすまじ」と激しい声があふいた。

伊丹市池尻字中馬二ノ五の留守宅では金被告の弟三人、父親の守東さん(八)も朝からいたたまれず、動も出た。祖母の安新元さん(七)もは尼崎市の金被告の姉宅で、死刑判決の知らせを聞き、がつくりと身を落し「そんなはずはない」とうめいた。周囲の慰め言葉にも「なぜ哲顯が？」と首を振るばかりだった。

午前十一時半、裁判傍聴のため訪韓中の支援団体「金哲顯を救う」は、午後一時半、裁判傍聴のため訪韓中の支援団体「金哲顯を救う」

韓裁判長は判決理由で「被告が北朝鮮に渡ってスパイ教育を受けたあと、母国留学を装って韓国内に入り、民主回復や人権擁護を叫んでいた神戸学大学生らを扇動、悪質な手段で社会混乱を引き起こそうとしたことは証拠上からも明白である」と述べた。

また、金被告の拘束を受けて動いたという同大学の三学生については一審判決を減刑し、懲役十年から同一年までの判決が言い渡された。なお、在日韓国人留学生スパイ事件により韓評議で死刑を宣告されたのは白玉光被告(七)と大阪韓国青年会議所事務局長に次いで一人目。

また、金被告の拘束を受けて動いたという同大学の三学生については一審判決を減刑し、懲役十年から同一年までの判決が言い渡された。なお、在日韓国人留学生スパイ事件により韓評議で死刑を宣告されたのは白玉光被告(七)と大阪韓国青年会議所事務局長に次いで一人目。

「KCIAに強要され自白」

在日韓国人事件 死刑被告が証言

ソウル高裁

【ソウル十四日時事】在日韓国人スパイ事件に関連して一審で死刑を宣告された高麗大学院生、李哲被告(心)は熊本県球磨郡錦町二七三と同被告の妻、関香淑さん(心)一審で懲役六年六ヶ月の判決済み。二にたいする控訴審初公判が十四日午後、ソウル高裁刑事三部(金澤淵裁判長)でおこなわれ、李被告は一審で認められた鮮民主義韓人民共和国に渡ったと

いう事実を否定、この供述はK O I A (「韓国」中央情報部)の取り調べで脅かされて述べたものだと主張しました。

起訴状によると、李被告は一九六九年九月と七三年八月の二回にわたり朝鮮を訪問したとされていますが、この日の尋問で、朝鮮に渡った事実と同じく起訴状に記載されている在日朝鮮人留学生同盟に加盟した事実を否定。このあ

北朝鮮行きを全面否定

康宗憲氏二審公判

【ソウル十九日共同】反共法違反などに問われ、一審で死刑判決を受けている在日韓国人留学生のソウル大医学部四年、康宗憲氏(心)は大阪府生野区中山四の二〇の六に對する二審第一回公判が十九日午後、ソウル刑事高裁合議一部(韓正鎮裁判長)で開かれたが、康被告は一審での供述を翻し、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)に行った事実はないと、起訴状の主要部分を否定した。

(P55の渡韓記録参照)

と、弁護側から証人として李被告の母親と義兄を申請、裁判長はこれを採択して、次回二十八日に公判を再開することになりました。

※李哲氏の2審公判での証言は43頁～48頁

「公判議事録」参照

白さんの死刑判決に家族ら抗議

北朝鮮スパイとして起訴された在日韓国人留学生、青年不当逮捕捕審を収める会は、大田市東区の前夜校会、被告家族をまじえて野台、抗議声明を公表した。



「残念です。上書します」と語る白玉光さんの弟羅子さん(31日浪花教会で)

金さんらを救え

韓国学園スパイ首相へ要請文 事件で関西集会

【北朝鮮スパイ団】として控訴審でも死刑を含む重刑判決を受け、在日韓国人留学生の救済活動をしている日・22在日韓国人留学生の一人、金五子さん(心)はソウル高裁の控訴審で無期懲役刑宣告の責を主題につくったドキュメント「9・17在日韓国人留学生・青年への死刑・重刑判決に抗議する全関西集会」が十七日夜、北区あとし昨年八月、韓国中央情報部(ROI)に進行され、KCIA 集会には関西各地から約千人が参加。まず救済グループが留学生にせられたうえ情報部に乱暴までされたという元ソウル教育大生、権末子さん(心)がその体験談を語った。最後に朴大統領への抗議文と三木首相への要請文を採決した。

検事が机たたたく音も

韓国法廷の録音を公表

李さんの
救援団体

証書を証拠として提出。弁護士が「四日に熊本において起訴状のように八日に北朝鮮の平壤にいるのは無罪だ。これでアリバイが明らかになった」と裁判長に減刑を求められている。

【大阪】昨年暮れ「北朝鮮スパイ」容疑で大韓民国（韓国）中央情報部（K O I A）に逮捕された在日韓国人母国留学生十八人の救援運動をしている「11・22不当逮捕者を救援する会」（兼 原重夫 事務局長）は、十一月八日、大阪市東区の妻之宮青少年会館で記者会見し、「一審で死刑判決を受けた李君さんには完全なアリバイがある」と発表、韓国の公判をこっそり録音したテープを公表した。

李被告（三）は熊本県球磨郡錦町出身。中央大学卒業後、韓国の高麗大学で学んでいた昨年十二月、慶天大学院在学中の昨年十二月「一九六九年、一九七三年の二回北朝鮮に行きスパイ教育を受けて韓国に潜入した」と反共法などの違反容疑でK O I Aに逮捕され、追及容疑でK O I Aに逮捕され、ことし五月ソウル地裁で死刑判決を受けたが控訴、十月十四、二十日十八日二審判決を受ける。

同救援会はソウル高裁の二回の控訴審をテープレコーダーで隠し取りした、珍しい韓国の政治犯公判の録音を日本語訳したものを発表。テープによると十四日の公判で李被告は一審で認めていた起訴事実をすべて否認し「K O I Aに北朝鮮に行ったと認めなければ妻と妻の母を連行し裸にして拷問すると言われ犯行を認めたが、実は北朝鮮に行っていない」と強調。またスパイ、う助罪で六年の懲り判決を受けた妻の関与も被告（三）も「認めれば幸福な生活をさせてやると言われ認めた」と述べ、これに対し検事が怒って「そんなことが認められると馬鹿か」と机をたたたく音も録音されている。

また二十八日の公判には熊本県に住む李被告の母の粉縁さんが証人として出廷。「息子は北に行つたとされている七三年八月には熊本の実家にいた」と証言。同被告が熊本市内の大洋デパートに時計を買いに行った際、受け取った同店発行の同被告名義の時計の保

公正な裁判といえぬ

同救援会の亀田清治弁護士（大阪弁護士会）の話、事件がK O I Aのことで上げられることは明らかだ。これだけ有力なアリバイが

あるのに、十分な事実調べもせず、たった二回の公判で結審しているうえ、検事も強圧的な態度で証人を脅してあり、とても公正な裁判

とは言えず、重大な人権侵害だ。

神戸新聞 11月12日（朝）

※ 公判記録全文が43～48頁に掲載

友の命と青春を救うため

- ◇康宗憲君を救う会
- ◇梁南国氏を救援する会
- ◇趙得勲君を救う会
- ◇崔然淑さんを救う友人の会

◇康宗憲君の思い出

手を握り合える日よ、再び

天王寺高校陸上部同期生

彼の高校生活をふり返る時、どうしても触れなければならぬのは、彼の陸上競技生活であり、それを語る事が、すなわち、彼の人間を語る事になると思う。

中学時代、全国放送陸上競技大会においてめざましい活躍をした彼は、天王寺高校入学後、直ちに陸上部に入部した。

当時、陸上部はある意味で過渡期であった。インターハイへの出場者が輩出した時代は過ぎ沈滞した雰囲気クラブ内にはあった。彼はその中であって、百メートルハードルという自分の専門分野に、すさまじい情熱を示しつつ、持ち前の、ほがらかな性格と、暖かさで着実にクラブの雰囲気を高めていった。そして、彼が二年生半ばに、キャプテンとなった時には、陸上部はチームワークのとれたすばらしいクラブへと変ぼうしつつあった。

彼のキャプテンとしての基本的な態度は、「暖かさ」と「厳しさ」であった。彼は決して部員に対して威圧的な態度をとらなかつた。彼の異常なまでの陸上への熱意が、自然と人を惹き付けていったのだと思う。

陸上競技者としての彼は、決して平坦な道を歩まなかつた。彼は小柄であつた。これは

短距離走者として、大きなハンディである。彼はそれを克服するために、人一倍、練習に励んだ。度々おこつた彼の持病ともいえる肉離れをも、彼は克服していった。

三年の春、姉妹校である兵庫高校と合同合宿をした時の彼の姿が強く我々の眼に焼きついている。連日にわたる厳しい合同練習スケジュールの為、我々の下肢の筋肉はカチカチに固まっていた。我々は苦痛を示しながら、のろのろと足をひきずりつつ練習をしていた。その中であつて彼だけは平然とした顔でスイスイとスケジュールをこなしていった。あとで聞くと「肉体的には大変つらかつたけれど、精神的にはこの方が、結局楽だ」という。「ライバルの兵庫にはどんな点でも絶対に負けないという自信を持ちたかつた。」と言う。我々が彼のこの態度にどれだけ鼓舞され、力付けられたかは、今さら述べるまでもない。

我々の最大の目標は、三年夏は、群馬県前橋へと一生懸命であつた。可能性として、最も期待されるのが、四百メートルリレー（百メートル×4）であつた。こころ一番という時に、爆発的な力を発揮する彼が最大の重責である最終ランナーの役を担うことになつていった。

さて三学年六月の大阪予選大会の時、彼はあいにく本調子ではなかつた。軽い肉ばなれをおこしていた。しかし彼の最終ランナーに

は誰一人として疑問を抱くものはいなかった。この重責を担えるものは、彼を置いて他になかった。当日我々は決勝に勝ち残っていた。

決勝は大会のメインイベントの一つであった。すでに長居競技場のアンツーカーの広大なトラックには観覧席の陰が大きくのびていた。

初夏の夕暮れの太陽が我々には妙に美しく見えた。我々は思いつめていた、八チーム中、六位内に入賞すれば勝ち残れる。勝ちたい！ピストルが鳴った。第一走者に、またたく間にレースが展開されていく。八チーム共ほとんど差はないようだ。アンカーにバトンが渡る。康は歯をくいしばり、眼をらんらんと輝かせ重い足と闘いながら走り抜く……。

結果は七位であった。我々の前橋への夢は実現しなかった。ここに康の陸上競技生活は事実上、ピリオドを打つ。試合後、彼は「この大会に、僕の高校生活のすべてをかけて来た。自分としてやるだけのことをした。悔いはない。」と言いつ切った。

高校卒業後、我々同期生9人は様々な方面へと大きく翼を伸ばしていった。しかしあの土ぼこりにまみれながら激しい練習にうちこんだ青春の日の思い出は我々の心を今だに強く結びつけて離さない。

康は偉大なキャプテンであった。かけがえない仲間であった。その彼が今、遠く離れていこうとしている。我々のこの手から奪わ

れようとしている。我々はとめどもなく哀しい。激しい憤りをおぼえる。今再び彼と手を握り合える日を待ち望んでやまない。

(パンフ「康君の命と青春を守ろう」I号より)



◀康宗憲君の天王寺高校陸上部時代

◇九月四日梁南国氏を救援する会

梁南国氏の無罪釈放を要求する決議

韓国はいま、朴政権によるファシズムの嵐が吹きあれ、その嵐の中、多くの韓国青年が政治犯として恣意的につくりあげられ、逮捕、投獄されています。昨年十一月二十二日以来、KCIAのこうした横暴は目にあまるものがあります。私たちの友人、梁南国氏も、こうした朴ファシヨ政権のいけにえにされた一人です。

彼は、大阪市立淀川小・中学校を卒業し、大阪高専に進みました。日本の学校に学ぶ中でも、韓国人としてのほこりを持ち、祖国愛にもえた一韓国青年でした。彼のそうした情熱が、母国のソウル大への留学につながっていったのです。こうした彼が、スパイ罪という、いわば売国奴という不名誉な印を押されることすら彼の人となりを知る私たちに、とうてい信じがたいことです。

面会も許されることなく、苦痛の日々を送っている家族の人たちと協力して、獄中の梁さんをはげまし、一刻も早く、梁南国氏の無罪釈放を実現するために努力することを、ここに決議します。

一九七六年 九月四日

梁南国氏を救援する会

第一回総会

◇趙得勲君は無実だ！

趙君を支えていくために、

更に力強い救援運動を

趙得勲君がいられない「スパイ」という罪名をさせられ、法の場においてそのらく印を押されようとしているいま、趙君の闘いを支え、更に強力な救援運動をつくり上げていくために、何故私たちが、趙君は無実であり、今回の「スパイ」事件がデッチ上げであると確信するのかわ、再度明らかにしておきたいと思ひます。

☆「スパイ団」事件発表劇の意味するもの

まず、この事件が発表される四、五ヵ月以前から、在日韓国人留学生（総数四六〇余名）の殆んどがKCIAによって連行され——拷問末子さんの告発にも明らかになつた——拷問によって、日本、韓国での友人関係を調べられ、KCIAの指示する通りに調書を書かされていったという事実は、今回の「スパイ」事件がいかにしてつくられていったのかを何よりも明白に示しています。趙君の「スパイ」容疑も、このような情況のもとに作られていったのです。

また、逮捕された十八名の在日韓国人留学生、青年のうち、第一次逮捕者十三名に関しては、昨年十一月二十二日、新聞表題・報道内容まで指定されるという完全な報道管制の

下に一韓国学園浸透スパイ団」事件として大々的に発表される一方、趙君を含む第二次逮捕者に関しては、現在に至るまで公式には全く発表されていません。このことは「スパイ」事件そのものが、全く朴政権・KCIAの政治的恣意によって存在することを物語っています。

☆ 趙君の「容疑事実」について

趙君に対する「スパイ」容疑は、「指令をうけ韓国に潜入し、国家の機密を探知・収集した」ことが上げられています。しかし、その具体的内容は、ソウル市内で市販されている『東亜日報』系列発行の『新東亜』という月刊雑誌やソウルの市街地図を購入したことであり、また「兵隊は何才からいくのか」という友人との会話にすぎないことなのです。兵役の義務に関しては、私たち日本人でも一般に知ることが出来るものであり、また『新東亜』や市街地図が国家機密になるのなら、まさに韓国では国家機密が一般に市販されていることになりまふ。ところが趙君は、このような全くありふれた行為をもって「スパイ」行為をなしたとされ、一番では懲役十年という重刑判決を下されているのです。そしてその物証として上げられている物は、地図、雑誌、ラジオ、ハンカチなどにすぎません。

以上のことから、趙君にかけられている「スパイ」罪が全くのデッチ上げであり、また

在日韓国人留学生なら誰でもが「スパイ」にデッチ上げられることがわかります。

そのほか、起訴状では、趙君の「容疑事実」の殆んどが日本での行動に対するものであり、日本における行為に対して、韓国の反共法、国家保安法等が適用されていること自体問題だと思ひます。

いま、趙君はどんな思いで「法廷」に立ち獄舎での日々を過しているのだろうか。趙君の法廷での状況を伝え聞き、そのことを考えるとき、あらためて、私たちの責任ある救援運動とは何なのか、厳しく問われてくるように思ひます。と同時に、日本で生まれ育つたひとりの在日韓国人として、苦惱しながらも彼をとりまく日本社会の様々な差別と抑圧に屈することなく、自からの生きる道を母国に求めていった趙君のその思いが、全くの政権の政治的恣意によって無残にふみにじられようとしていることに対し、深い憤りを抑えることができまふ。

趙君が日本社会で何を考え、どのように生きようとして渡韓していったのか、そしてその彼がどのようにして、「北のスパイ」にデッチ上げられていったのかを、私たち一人一人が理解していくことによって、更に趙君救援の運動を押し進めていかなければならないと思ひます。

（趙君を救う会通信2号より）

◇崔然淑さんを救おう

※崔然淑さんを救う友人の会発行の「韓国通信II号」より転載。

一九七五年一月二二日、この日は私たちにとって忘れるに忘れられぬ日となった。深い衝激、苦痛、請念、怨恨、挫折、嫌悪、本当に様々な思いを残す日となった。

六十年代から、とりわけ七一年以降、数多くの在日韓国人「スパイ団」事件がおきていた。沢山の人々が逮捕、拘留され、死刑を受けた者も多い。しかし、私たちにはそれが唯の知識ではあつたが、それほど身近な問題ではなかつた。

もうそうはいかなくなつた。

— 救援にたちあがる —

あれからほぼ九カ月を過ぎる。崔然淑さんの逮捕という動かしがたい事実には絶句し、為す術を知らなかつたあの日から一年近い歳月を経ていた。この間、崔然淑の友人が数多く集まり、救援の運動を話合つてきた。何十回、何百回と会議、集会、ピラマキ、連絡を行ない、沢山の印刷物を発行して来た。崔然淑さんを救援するための組織は十に近く出来た。延十人に達する渡韓、百万円を越す救援費用、何千時間の労力が注ぎ込まれた。

私たち、「崔然淑さんを救援する友人の会」だけに限つても表だつたカンパ額で八十万円近くに達し、六人の友人が渡韓し、千の単位の嘆願書を集めてきた。

彼女の誠実な、勉学に一途に打ち込む人柄を知り、その生き方に

共鳴してきた友人たちは、初めて会つても互いに何十年来の友人同様となつた。彼女を直接識らぬ人も運動を通して本物の友人になつていった。

こうして、人の輪が広がり、崔然淑さんを救援する運動はますます奥行きと幅広さをもつた運動に成長してきたのである。

崔然淑さんは日本の地で救援運動がおこつていることを知っているだろう。公判毎に渡韓者が出、法廷の中庭で彼女に挨拶しているのだから。

— 八月十七日、第二審始まる —

八月十七日、とうとう第二審が始つた。ソウル高等法院第一一七号法廷に彼女は姿を見せた。この日は、白玉光、李元二、蔣明玉、姜鍾健、金東輝、そして新たに加わつた金元重、許景朝の七氏と同じ法廷に出て、目まぐるしいばかりのスピード公判が始まつたのであるが、午後二時から六時までの四時間余り、白玉光、金元重、姜鍾健、許景朝の四氏のみで終つて、彼女の順番まで行かなかつた。二四日には、彼女の控訴理由、弁護士弁論、検事側の訊問が行なわれ、弁護側から証人申請が出され、彼女の従兄の崔然範氏が彼女の留学生生活を証言した。

彼女はやや顔色が白いものの元気で、正確な韓国語で受け答えして、自らの立場を説明した。

第二審で争点となつたのはおよそ次のとおりである。

第一に、崔然淑さんの留学した目的は、北傀の指令を受け対南工作のために韓国に入国したのではなく、あくまでも韓国人として自国語を己れのものとし、祖国の風俗、言語、自然、歴史、社会など

を一つでも多く知りたいという当り前の希望から出たものだという点である。

第二に、何人かの韓国人大学生と語らつたことが韓国学生を包摂し、北傀の宣伝活動をし、学生動向を探知しようとしたとされる被疑内容についてである。しかし、これは彼女が北の指令に基づき留学したものであるから、本末顛倒した話であるし、仮りに話した内容は是非に關したところで、単なる雑談に花咲いたに過ぎない。

第三に、北の放送を聞いたことをもつて、北傀の活動に同調しその指令に従おうとしたとする点であるが、唯聞いたというだけで北を利用する行為と断じる事は出来ず、またそれだけで裁くのは韓国法例から見ても不自然だと見られることである。

第四に、バス停で陸軍将校に話しかけパッチの階級や所属、部下の数などを聞いたことをもつて、軍事機密を探知した間諜であると断定している点であるが、彼女が色々な人と仲よくつきあい祖国の実情に明るくなろうとした結果に過ぎない。

以上の他、日常の生活を通して決して北傀のスパイ活動をしていた形跡はないこと、その言動に不審な点、時間のあいまいさが見られないことなどを弁護側と彼女が主張した内容である。

次の公判は三十一日であると言われている。韓国の法廷は非常に時間が短く、裁判期日がおしつまつている関係から、八月一杯に片付けられてしまうかも知れない。こうした中で、本人と弁護側が無罪判決に近いものを求め、その立場と事実を明らかにしようとする努力しているのが現状である。

私たちは、この公判が崔然淑さん一つでも有利となり、また彼女の身を安じ、無罪判決が出ることを心底より希っている者の多い

ことを裁判長以下関係者に伝え、彼女を励ましていく具体的救援活動を最も重視していきたい。現在は非常に微妙な段階である。このパンフレットが出る頃、場合によっては判決が出ていられるかも知れない。この最も大事な時期を私たちは慎重に大胆に運動をすすめていきたい。

— 救援運動の論理 —

これまで私たち「崔然淑さんを救援する友人の会」(以下、友人の会と略称)は一月結成以来、崔然淑さんの救援一筋に様々な活動を行ない、また沢山の他の救援運動の人々とも協力、対等の交わりを続けて来た。どちらか一方が命令者や主人であったり、一方が下部団体であるかの運動は一度たりともして来なかつた。それが決して、救援運動の本筋でなく、また目的に適うものではないと固く信じる私たちは、自らと「友人の会」を信頼してくれる膨大な人たちの温かい援助に依拠して、自主的自立的団体として活動してきたのである。

私たち「友人の会」は以下、自らの立場と運動論を方法化・体系化して記述したいと思う。それが私たち「友人の会」の運動にプラスになるばかりでなく、救援運動の今後にとつても実あるものとなる。と信じるからである。救援運動が今なお試行錯誤と経験主義の段階にあるとは言え、それが一定の社会的・民族の結果をもたらす社会運動であるかぎりその定型化は不可避に違いない。事実、そうした動きは数多く見られる。「友人の会」もまた救援運動の将来を信じ、その一層の発展を希って止まないものである。

初めに救援運動の目的について触れよう。私たち「友人の会」の

目的は、崔然淑さんの一日も早い釈放と日本への帰還の自由の獲得（これは、日本に帰る帰らないを本人が自由に決められる権利の回復を指す）にある。そのために即時釈放と公判において無罪判決が下されることが私たちの最高の目標と考える。

これはもう少し細かく定義される必要がある。第一に私たちは、韓国では絶対に無罪判決が現行体制下では実現できないなどと予め断定した運動はする気がない。その理由は次の二つによる。先ず、被告は、自らのこれまでの生活と思想と行為の経過を可能な限り、公判の中で明らかにしようと努力しているのであり、弁護士、家族、関係者はそれに協力している実態を、その考えでは最初から仄に帰し、むしろ妨害する結果になるからである。さらに、この考えによる救援運動は、公判対策を軽んじて、救援の手段の名を借りたそれ以外の目的や理念にすり換えられてしまうことになる。

仮りに事実上、無罪判決が困難であることをもって現行体制への批判に救援運動の主眼を置くとすれば、それは救援運動と政治運動の混同であり、現実の運動の困難さからの観念的逃亡に他ならず、あるいは自己弁明の帰着に過ぎない。

即時釈放＝無罪判決を私たちが目的とするのは、その可能性が容易か困難であるかに関わりなく、また事実関係の結果から帰納される訳でもなく、人間の道徳的問題への根本的立場に帰因するからである。

およそ、ある人間を識っているかいないかとか、思想がどうであるかとか、あるいは行為の結果の是非に関係なく不審だと主観的に判断されることを材料にして、一人の人間の生命・身体が自由が消し去らえようとすることは全く不当である。これは如何なる民族・

国家の名を借りようとも容認されることでは決してない。

続いて、救援運動の方法を考えてみよう。様々な方法があるにせよ、本人の利益を度外視した運動の形態は許されず、救援運動をする側の自己満足や目的達成、享受はあくまで放棄されるべきである。救援運動は条件運動でないし、人質は向うの手に入っているのだからこちらで運動スタイルを選択する余地は殆どない。問題は本人が人間的・精神的に衰弱して自我が崩壊してしまったり、完全に屈服して精神的奴隷になることはなんとしても救援運動の側で阻む必要がある、公判の中で本人が有利になるための材料や方法を提供することが大事である。予断や偏見による手段の自らの拘束は避け、可能な限り方法を尽す必要がある。但し、言っていることとやっていることが全く正反対の、政治ではよくある背理を救援運動では決して取るべきでない。

次に救援運動の主体の規定である。私たち「友人の会」は、客観的状況や救援運動の対象を説明することをもって、救援運動の主体を意味付けることも位置づけることも出来ないと考えている。だから、崔然淑さんが一在日韓国人二世であることや韓国の内外政治の動向に触れ彼女が巻き込まれたことの説明をもって、救援運動をする側の立場は少しも説明されたり深い認識に到達したことになる。このことは、従来救援運動の中で全く語られなかったが極めて不思議な話である。一体全体、自己に直接関らない課題に直面し、全力で運動をしているのに何故、運動における自己＝主体の存在が運動の中で語られずに済んでしまったのであろう。

私たち「友人の会」は崔然淑さんと直接の友人であり、事件を知って矢も楯もたまたらず救援運動を始めた者の集りであるが、もう一

歩冷静に考えてこれを一般化し、救援運動の主体の位置を明らかにしようと思うのである。

私たちは、自己が日本人であり、そして、現在及び過去の韓国と決して望ましくない、あつてはならない歴史をもつ日本の上に二本の足で立ち生活する存在である。私たちは韓国どころか日本の問題すら十分に解決して自己の爲になる道を切り拓くに力不足な、弱い日本人の集りである。だから、自分の問題が片付き、次に人助けをしてやるという余裕から運動を始めた訳ではない。但し、弱いからといつまでも課題の前にたじろぎ、人の困難を見て見ぬふりをし、まず自分の解決が最初だと利己的に振舞つていたのでは、弱い者同士の協力はいつまでたつても出来ないと思ひ立つただけのことなのである。だから、私たち「友人の会」の運動は弱者同士の連帯に他ならず、崔然淑さんという一韓国女性を初めとした弱者の相互扶助の第一歩なのである。

国家が良いことをせず、民族が良いことをしない以上、せめて複数の個人がやれる範囲のことをやつて相互に助け合おうという趣旨と考えが、私たちの行動と存在の主要な根拠である。従つてこの救援運動は、現在の負の状態を認知する日本人集団の具体的相互扶助相互助けあいの一里塚である。

こうして私たち「友人の会」は原則や建前への固執を退け、被救者の少しでもプラスになる道を探ることに力点を置いて考えることになる訳である。

—— 第一審公判への批判 ——

私たち「友人の会」は、第一審の判決に対して以下の理由で批判

する。

(一) 裁判の進行過程が客観的証拠による立証や事実確認を余り追求めず、予め設定された結論に無理矢理結合させている傾向が強いこと。

(二) 刑事訴訟法で認められた被告の諸権利、裁判の運営が行なわれず、わけても面会、差し入れその他の非常な制約があること。

(三) 本来、公表されるべき起訴状や判決文が外部の者どころか本人にすら見せようとしてないこと。

(四) 実定行為の立証よりは、被告の思想にこだわり、行為よりも思想を裁く思想裁判となつていること。

(五) さらに今回の場合、著しく在日中の被告の人間関係を裁いた属人的裁判である。

以上のような裁判は決して立派な裁判とはいえない。裁判結果以前に、裁判形式そのものが私たち日本人には理解できない。私たち日本人だけではあるまい、アメリカ、ヨーロッパ、アジアでも圧倒的多数は理解できないであろう。

—— 救援運動への参加を呼びかける ——

「友人の会」は決して崔然淑さん個人の直接的友人だけのものではない。それは、崔然淑さんを通じて、相互に友人となる全ての人々のものである。勿論、私たちは崔然淑さんの友人であるが、彼女の全てを百知知っている訳でない。ある者は何年かつきあつていし、ある者は一、二度しか会つてない。しかし、今一つの事実——不当にも拘束され生命の危険にさらされている一女性がいる——に直面して誰一人として黙つていることが出来るだろうか。最初からブ

プログラムも理念も組まれていた訳ではない。今でも経験的であることは避けられない。しかし、識っている者も識らない者ももう黙っていることは出来ないはずだ。

私たち「友人の会」はこの事実をこのパンフレットを買ってくれた全ての人々につきつきたいと思う。今一人の女性が危険な状態に

置かれている。あなたは見過してしまおうのですか、それとも少しでもその人が助かることを希みますか。——後者こそ、人間性を持った人の選ぶ道である。私たち「友人の会」はイデオロギーや政治情勢の是非と関わりなく、一貫して救援運動を続け、救援運動を一人でも多くの人に呼びかけたいと思っている。

——あなたはこの事実を識ってしまったはずです——

裁判の記録・訴訟資料

◇李哲氏、才二審公判記録（十月十四日、二十八日）……………43

◇金元重氏、控訴理由書（七月二十一日）……………48

□□□□□□□□□□

李哲氏才二審公判

□□□□□□□□□□

才一回、一九七六年十月十四日、才一一七号法廷、午後二時。

全乘淵裁判長、崔休樹、金鐘華両判事入廷。

被告、李哲、閔香淑、金澄薫、（※李哲氏は、判決文（才一審）を手に入廷する。）

○朴世徑弁護士、「李哲は、一番の判決文の内容に就いて言いたいことがあると云うが、何か言ってみなさい」

○李哲、「一九六七年九月、徐某に在日朝鮮人留学生同盟に加盟申請書を出した事実はなく、又、一九六八年三月中旬、神奈川県藤沢市で舉行されたという関東地方各大学留学生同盟合宿討論会に参加したとあるが、事実と相違する。

・判決文にある田中なる人物は朝総連関係者でなく、受け取った金額も、十万円、二十万円ではなく一〜二万円程度で、餞別であった。

又、一九六九年九月下旬より十一月月上旬にかけて一回、一九七三年八月初旬に一回、計二回、北朝鮮に行ったとあるが事実でない。

閔香淑に対して北朝鮮の実情を詳しく伝えた、とあるが全く事実でない。二十世紀の憲章（※総連発行のパンフだそうだが、日本で開催したところ、そのようなパンフはないそうである）を読みなさいと言ったのでなく、保管を依頼しただけである。

以上の点で事実と相違します。

○朴弁護士、「一審法廷で起訴状の内容を殆んど認め、検事調査の段階でも認めていたのが、突然二審公判廷に於て否認するということは、否認する理由、才三者が納得しうる理由が必要だと思ふが、いかなる理由によるものか」

○李哲、「起訴状の前半部分即ち、北朝鮮に行つて来たという所までは、中央情報部の調査段階で当局が作製してきて、このようになっているから認めろ」と云われた。才一、十年前の事に対して、そんな記憶がある筈がない。又、検事の調査の時も、非常に早いスピードで読まれる上に、「こうだろう、そうだろう」という調子であつたという間に事が運ばれた。そして又、情報部では、起訴状の後半の部分からして、そんな人間なら北に二回は行つて来た筈だ」と云われ、もし認めなければ関香淑と彼女の母親趙万朝を連行して裸にした上で拷問する」と言うので認めざるを得なかつた。」

○朴弁護士、「※頭を揺すりながら」それでは被告は、二回に亘つて北に行つたとされている時、一体何処に居たのか」

○李哲、「一九六九年九月下旬からの才一回目は、当時中央大学が七〇年安保の学生運動のため休校状態にあつたので、アルバイトをするため、大阪の義兄の会社で電気工事を手伝つていたし、一九七三年八月は郷里の熊本にいました。」

○朴弁護士、「関香淑も一審公判廷で、認めているのだが、何か言うことがありますか」

○関香淑、「李哲に北朝鮮の実情を聴いたことはありません。二十世紀の憲章」は何の本か知らずに読みました。」

○朴弁護士、「何故、一審でそう云わなかつたのか」

○関香淑、「情報部で、君も幸福な結婚生活を送りたいだろう、認めればそうさせてあげる」と云われた。しかし実際に連れて来られたのは西大門拘留所でした。」

○検事、「被告李哲は、一審で認めておきながら、何故二審で否定

するのか！そんなことが認められると思ふのか、中央情報部、検事調査、その上に公開の一審公判廷に於て、認めたではないか！」※激昂して机を叩く

○李哲、「それらの事実は情報部の係官が提示したもののばかりです。」

○検事、「被告は、北に行つた当時、一九六九年九月下旬は、中央大学在学中で、勉学中の筈だが、そういう時アルバイトなどに行けるのか」

○李哲、「当時の日本は、日米安保条約改定の騒然とした中にあり、そのため大学は休校状態にありました。」

○検事、「数多くの判示事実のうち多額の金を受け取つたとあるが、受け取つたのは事実か」

○李哲、「それは額数が違う。一万円程であつた。」

○検事、「受け取つたのか、受け取らなかつたのか事実だけを言え！工作金を受け取つただろう！」

○李哲、「それは工作金として受け取つたのではない。賤別として貰つたのだ。」

○裁判長、「李哲は金を受け取つたのか。」

○李哲、「先程、申し上げましたように、額数が違います。」

○裁判長、「一審法廷で否定できたのに、そこで何故一言も言わなかつたのか」

○李哲、「先程事情があつて、そうすることが彼女たちにとつて幸いであろうという判断からそうしました。しかし、才三審にきて事実でない部分はたとえ極刑に処せられても認めるべきでないと決心致しました。そうしなくては処刑されても眼を安らかに閉じることができません。（※以上李哲氏は手にした判決文を見ながら答えた。瘦せて両頬がこけ、昨夜は緊張のためよく眠れなかつたのか眼が少し充血していた。しかし検事の脅しにもひるむことなく堂々と陳述した。）

○朴弁護士、「李哲のいう事実確認のため、彼の実母李粉義と義兄

金秀頭、兩人を証人として申請します。この法廷に居るのですが」
○裁判長、「次回でいいだろう。次回は十月二十八日午後」

閉廷

才二回、一九七六年十月二十八日午後二時

○裁判長、「李粉義、金秀頭兩名ここに來なさい。住所、生年月日、職業を述べよ。但し、李粉義は母親故、宣誓して証言するのがいやであればなくてもよいが、どうしますか」

○李粉義、「宣誓して証言します」

○裁判長、「それでは、代表して金秀頭、宣誓書を読みなさい。」

(※金秀頭氏宣誓書朗読、両氏署名捺印する。)

○朴弁護士、「証人は、被告人李哲の本当の母親ですか」

○李粉義、「はい、そうです」

○朴弁護士、「いつから日本に住んでいますか」

○李粉義、「結婚のために日本に来て、それから現在まで日本で居住しています」

○朴弁護士、「日本の居住地はどこですか、又、民団の所属員ですか」

○李粉義、「居住地は熊本で、又民団の所属員のみならず、亡夫は団長経験もあります」

○朴弁護士、「被告人の父であり、証人の主人はいつ他界されましたか、生前の職業は」

○李粉義、「夫は今年一月十九日亡くなりました。哲が昨年十二月十一日、情報部に逮捕され、更に嫁の閔香淑までもが一月十二日逮捕されたと知って苦悶の余り、その日の早朝発作を起し他界しました。生前は、建設業を営んでおりました」

○朴弁護士、「李哲が中央大学に通っていて、何故韓国に留学するようになったのか、父母としてご存知でしたか」

○李粉義、「はい、中央大学を卒業したのは子供の中では哲一人ですし、そのような中で更に、韓国で勉強させる必要性を私たちも感じておりましたし、本人も希望したので行かせました」

○朴弁護士、「被告人李哲は、一九七三年八月初旬に北朝鮮に行き中頃まで教養を受けてきたと一番では述べていたが、先の一審一回目の公判廷では、その時期には証人と一緒に熊本の家に居た、と云う。事実はどうなのか」

○李粉義、「その時、八月三日迄、家の建設業を手伝い、同四日には、熊本市内の大洋アパート時計部にランドセイコーという時計を買いに行き、夕刻帰ってきました。確かに家に居りました」

○朴弁護士、「証人が被告人と一緒に居たという確実な記憶があるという確証がありますか」

○李粉義、「ここに大洋百貨店時計部が発行した昭和四十八年(一九七三年)八月四日付のその時計の保証書と、哲が拘束時に押収されたランドセイコーの時計を、先日、ソウル拘置所より返還を受けてきたものがあります」(※弁護士がその二点を受け取り、各々の時計番号が一致するのを確認した)

○検事、「一九七三年八月三十日、証人が初めて帰国(韓国へ)の時、乗った飛行機は、JALですかKALですか」(※ためにするための問いで、当時JALは運行していなかった。)

○李粉義、「わかりません」

○検事、「被告の中央大学卒業時の科は何か」

○李粉義、「わかりません」

○検事、「そういうことも分からなくて、息子がどこに行って、どうしていたかが分るわけがないではないか!」

○李粉義、「でも、成人した子供が外に出て何をしているか、親と

いども関知できないこともある」

○ 金秀顕、「(※李粉義さんと交替して義兄の金秀顕氏が証人席に立つ)

○ 朴弁護士、「証人は義兄だそうですが、本当ですか」

○ 金秀顕、「はい、そうです」

○ 朴弁護士、「証人はどこに居住していますか、民団の所属員ですか、又、日本にはいつからいますか」

○ 金秀顕、「はい、大阪に住み、民団の団員です。日本で生れたので、それ以後日本にいます」

○ 朴弁護士、「証人は、何の仕事をしていますか」

○ 金秀顕、「電気工事業を自営しており、従業員は十人ほどいます」

○ 朴弁護士、「被告人李哲が韓国に留学に来る前、即ち中央大学在学中の一九六九年九月頃、証人の仕事を手伝っていたというが、事実ですか」

○ 金秀顕、「はい、そうです。確かにいました」

○ 朴弁護士、「その年のいつからいつ迄証人宅に居ましたか」

○ 金秀顕、「一九六九年九月下旬から十月下旬までの約一ヶ月間です」

○ 朴弁護士、「電気工事というが、どんな仕事ですか」

○ 金秀顕、「普通、ビルの電気工事が主で、配管したり入線したり照明器具をつける仕事です」

○ 朴弁護士、「証人は被告人李哲と閔香淑の仲人をしましたか」

○ 金秀顕、「仲人でなく、一九七一年九月、私が初めて来韓時に、兩人を紹介し、その後兩人が互いに愛情を持つようになり、何とかして欲しいということで、両家の中心にいた私が仲介の労を取り、結婚問題を解決してあげたのです」

○ 朴弁護士、「被告人李哲は、一番の裁判時までは、一九六九年九月下旬に日本を出国し、北に行き、十月初旬に平壤招待所に収容され、十一月初旬まで教養を受けたと陳述していたのであるが、二審では、一転して、その時には証人の家で仕事を手伝っていたと云う、

どちらが事実ですか」

○ 金秀顕、「私の家に居たという方が事実です先程申し上げたように、その当時、一ヶ月間私の家に居りました」

○ 朴弁護士、「被告人李哲が本当に、証人の家に居たなら古い話だし、証人もどんな確実な記憶があつて云われるのでしょうか、その点を言ってみて下さい」

○ 金秀顕、「ここに、一九六九年九月二十日、寝屋川郵便局を通して、李哲に送金六千円をしたという現金封筒の受け取り証があります。当時の出勤簿にもそのことが記載されて居り家計簿にその送金の記載があります」(※この送金は、大阪に呼び寄せるためのもので、通例、アルバイト前に必ず行っていたという)

○ 検事、「出勤簿があるというが、一九六九年のものが現存するか」

○ 金秀顕、「私のところでは、結婚後直ぐ開業したが、十五年前即ち創業時からの書類は全部有ります」

○ 検事、「日本では何年の保存を義務づけられているのか」

○ 金秀顕、「青色申告をとっているし、又、私自身几帳面な性格なので、保有している」

○ 検事、「当時何人の従業員がいたか、そして李哲にいくら給料を払ったか」

○ 金秀顕、「五人程いて、確か千円位払ったと思います」

○ 検事、「一番にあんた来ていたろう！その時何故今のことを云わなかったのか」(※かなり怒気を含み強い口調)

○ 金秀顕、「私たちにすれば、こういう裁判は初めての経験ですし、一番に於ては被告たちも認めていましたし、そうこうする内に終つてしまい、何も言えなかつたような訳です」

○ 検事、「しかし、弁護士を通じて云うこともできた筈だ、何故か」

○ 金秀顕、「私は最初から、哲が北に行つていないという確信がありましたし、今も信じています。しかし、一審公判を見ていると、

行っていない者が行ったと云うし、やっつてないことをやっつたといひ、どう考えてもわからない。又、彼が何も言えない状態で、裁判が進行しているのを見てみると、この国の裁判はこういうふうにするものだと思つた。例えば、起訴状は私は最初から読んでよく知つていましたが、一九七〇年八月、東大門高速バスターミナルに於て李哲の叔母から切符を買つて貰つたとあるが、事実と反する。(※実際にはその事実は全くなかつた) こういう類の虚偽の記載事実は沢山あります。

○検事、「お前、おかしいことを云うじやないか。他に何かあるんだ全部云つてみる。三十項目に及ぶ事項が全部うそだと云うのか」

○金秀顕、「起訴状の殆んど箇所に亘つて事実でないのが多い、ということですよ。※秀顕氏のこの勇氣ある発言に、信じられないことに傍聴席で一斉に拍手が起きた。この事件に関係のない人々だが、ソウル市民の声ならぬ声を始めて聞いた心地であつた」

○検事、「電気工事に李哲のような学生を一体どういう所に使うんだ!」(※かなり興奮した様子)

○金秀顕、「哲が私の所でアルバイトしたのは一九六九年だけでなく、毎年の慣例です。又、学生アルバイトは他にも使っている。電線を引張る時に加勢したり、技術者を補助したりする仕事をさせていました」

○裁判長、「証人は義夫が亡くなった時、葬式に行きましたか、いつですか」

○李秀顕、「はい、行きました。今年一月十九日です。当時は、李哲が拘束されただけでなく、一月十二日に閔香淑までもが拘引されたというのを聞いて、義父は病床に就きました。そして義母と私がソウルに出発しようとした日の午前四時頃、容体が急変し他界しました。死因は急性心不全です」

○裁判長、「被告人李哲が、家に一諸に居た時話しあつておかし

と思つたことはないか」

○金秀顕、「はい、何も聞きませんでした」

○検事、「李哲は閔香淑に北朝鮮の実情を伝えたと一審で陳述し二審にきてそうでないと云っているが、云つたのは事実だろう!」

○李哲、「“そういうことを言つたに違いない”と情報部で云われたが、断じて言つていません」

○検事、「“二十世紀の憲章”を読んでみると一審では云つたではないか」

○李哲、「“二十世紀の憲章”は新聞紙に包んで中身が分らないようにして、日本に帰る前に後女に保管を頼んだだけだ」

検事論告

「三人の控訴は理由不十分に付、棄却し一審通り求刑(※李哲にはは死刑)する。李哲は北に行つてないと云うが信用できない。残る多数の項目についても適合することは明白である、よつて棄却する。」

朴弁護士最終弁論

「李哲に対しては起訴状が不分明である。例えば、北に行つたとされる二回とも、いつ出発しいつ到着したか、という日付が書かれていない。オ二回目の北行きの一九七三年八月の時は、八月八日、平壤の招待所に居たとあるにもかかわらず、その日から逆算すると入吉駅出発が八月二日になる。しかし、八月四日には歴然としたアリバイができた。」

又、起訴状には、李哲が北に行く時に乗つた工作船が何処に行くか、彼は知らなかつたとあるが、実際問題、行く先も分らない船にどうして乗つたのか、常識では考えられない。

それに、過去の例を見ても、北に行つたスパイは、必ず労働党黨員になつて、黨員番号まで記されているのに、彼の場合は、二度に亘つて北に行つてきたのに、入党したとは書かれていない。おかし

判然と現示された。

裁判長閣下、被告人李哲は、一番に於て大部分を承認した後、二審にきて否認しています。つまり、一番はなら先にあげたように証拠もなく、自白のみによって北に行ったことにされている。この国の法によつても、自白だけの事実でもって、極刑に処することはどうかと思います。寛大なる御裁量をお願いします。

閔香淑には、これといった間諜幫助の事実がないのに一番では六年の懲役を受けておりますが、この国の言葉にも「夫婦は一心同体で嫁いで二夫にまみえず」という美風を伝えるものがありますが、彼女が李哲に嫁いで夫に従わざるを得なかった、ということもあるわけです。将来のある若者に、何卒温情ある判断を願います。

ここに、日本の国会議員一四九名の署名を含む一万名の署名簿を提出します。

○裁判長、「被告人たち、何か云うことはないか

○李哲、「私は、自分の是認している部分について判決を下されても受ける用意があるが、妻の閔香淑には、何も知らなかったことであり、彼女が重刑を受けるのは忍びない。裁判長の寛大なる御措置をお願いする次第です。

(※他の二人は別になし)

○裁判長、「その証拠二点を記録簿に貼っておくように。次回は十一月十一日午前判決」

閉廷

金元重氏の控訴理由書(七月二十一日)

被告人 金 元重

上記人に対する国家保安法違反等、被告事件に関し、上記人の弁護人は、次の様に控訴理由を明らかにする次第です。

(一) 原判決は審理をつくせなかつたばかりでなく、証拠法に背反して事実を誤認し、それが判決に影響したと見るので、破棄されなくてはならないと信じる次第です。

被告人が金仲泰を知るようになったのは、被告人が日本の法政大学在学時に、同大学の韓国文化研究会の会員である崔康勲の勧誘により一九七〇年十二月(日付不明)いわゆる民族時報事件で処刑された趙鏞寿の第9回追悼式に参席して、その時に崔康勲から紹介されたのが始まりとされています。被告人は、その時に紹介された金仲泰は、民族統一新聞社の記者として信頼にたる先輩であり、親切に後輩を指導することのできる人だと信じ接触したのであって、金仲泰が北傀及び朝鮮連の指令を受けて活動するものであるとはとても考えられなかつたのであり、実際、金仲泰の身元に関し、朝鮮連の指令を受けて活動する者であるというはつきりした証拠はありません。そしてまた、民族統一新聞が、表面上では、反外勢・反封建・反独裁・反買弁の基本路線を民族統一を標榜しながら、実際には北傀及び朝鮮連の指令を受け活動する機関であることは知らずに、同紙の論調が、大韓民国に対し批判的ではあるが、是非非主義で真底から4・19学生達の義挙、それと同様の路線で祖国の平和的民族統一を念願した中立新聞であるだけ知り、また、それが事実なのだと信じていた被告であります。

それにもかかわらず、被告人は、金仲泰が北傀及び朝鮮連の指令を受けて活動している者であることを知っていたと断定し、彼と会い、

対話したとして、反共法の同調罪、会合罪、潜入罪で有罪宣言を下したのみならず、国家機密を探知したとしてスパイ罪を付加している原審判決は、起訴状そのままを複製したものであり、被告人の陳述とか証拠法上の問題点を考慮せず、有罪を認定したのは審理をつくせなかつたばかりでなく、事実を誤認した判決として、被告人の真意をあまりにも悪意に満ちた方向でだけ把握、在日僑胞学生の留学動機さえも不純な方向に断定したという誤りを犯していると信じ次第です。

原審判決によると、一九七三年日付不明二十時頃、民統事務室において、上記金仲泰と会合し、彼から「我々は、日本で祖国統一のために民統を組織して斗争しているが、祖国統一のためには、その舞台を南半分に移して斗争するのが原則である。我々は、マルクス主義実践斗争部隊を南半分に移すために努力しなければならず、同志もそのためには早く国語を習得しなければならぬ」等の指令を受け、「私も国語を熱心に勉強して、社会主義路線に立脚した祖国統一の斗争に積極関与します」として、これに同調したと判示したが、金仲泰との対話の中で南半分という用語を使つた事実はなく、また、国語を習う動機がまるで社会主義路線に立脚した祖国統一路線の手段として使用するのが目的であるがごとく断定したのは、被告人の心情をあまりにも知らない一方的な判断であると見られ、被告人も原審法廷にて、強力にこれを否認しました。

被告人は日本で成長し、日本社会の中で韓国人としての自覚を持つまでは様々な蔑視を受けたが、韓国人としての自尊心を持つためには、言葉を学ばなければならぬと認識するようになり、高校卒業時には、卒業生代表として答辞する中で「私は韓国人金元重である。これからは、韓国人として祖国のために力をつくすつもりだ」と声高く叫び、勇敢にその所信を表明した時、その境内が静まり返り、善良で誠実な学友が韓国人であつたと、皆一様に驚いたという

エピソードのある被告人であるので、分断された祖国が一日も早く統一を成しとげてこそ、我々も他と同じ様に幸福に暮らすことができるといふ信念は、被告人の脳裡から一日も消えたことがないのが事実であります。

知識欲に燃える被告人が読書家として、経済学徒としてマルクス経済学を研究した事だけで、被告人を共産主義者と決めつけるという近視眼的思考方式は是正されなければなりません。

在日僑胞問題に対しては、彼等の立場を理解し、彼等の苦悩を解くのが、我々の正しい対応であると思います。朝連系の母国訪問に対する暖かい歓迎は、血は水よりも濃いという言葉と同じ様に、祖国統一の礎であろうと見ますし、我々は、在日僑胞の純粋な行動を理解しなければなりません。

原審判決は、

「被告人は、一九七三年九月日付不明二十時頃、東京都新宿区信濃町駅頭で、同金仲泰と会合、彼から「祖国の発展相を直接見て勉強するためには、同志も一度、平壤へ行って来い」という勧誘を受けた時、すでに、当時までの金仲泰との接触過程で、彼が熱烈な共産主義者であるだけでなく、表面的には、民統副委員長及び民統新記者として処生しながら、裏面的には、北傀及び朝連の構成員であることや、その指令を受け活動するものであると知っていたと判示したが、被告人は、金仲泰に平壤行きを勧誘されたことはない」と法廷で否認しています。被告人の性格、あるいは、公判廷での態度、陳述からして、被告人が否認した部分は真実であると認められるし、明らかな証拠もなく、ただ、収容期間中の任意性のない自白だけを唯一の証拠として有罪認定をしたのは、あまりにも、刑事法の原則を無視した、時代便乗的な判断だと言えます。(244、略)

5、判示部分は、一九七四年四月二日十一時東京羽田空港からKALを利用して同日十三時頃、金浦空港に到着、入国したことに對し、

反国家団体の幹部構成員から指令を受け、その目的遂行のために潜入したとしてあるが、これもまた、あまりにも、被告人の意図からかけ離れた一方的判断であり、被告人の韓国人としての素養と民族的自覚を身につけようとした留学目的を歪曲判断したもので、事実上反逆しています。

6、判示部分は、被告人が反国家団体の構成員として、その目的遂行のために国家機密を採知収集する等、スパイ行為をしたとありますが、被告人が反国家団体の構成員でないことに偽りはなく、国家機密を採知収集等、したこともないのに関わらず、僑胞留学生である被告人に対し、スパイ罪を被せるならば、在日同胞達に、かえって大韓民国法管に対する不信を招来せしめるおそれがあり、また、被告人の燃えるような真理探求の過程でマルクス主義の書籍を読んだからと言って、共產主義者と呼びスパイ罪で処断するのは、被告人には、どう考えても納得することのできないところです。

スパイ罪を拡大解釈して、特殊な環境の中で育った在日僑胞学生を有罪と断定してしまうのではなく、自己を弁解する術を持たない学生である被告人の立場をもう一度検討して刑事法の原則にのっとって無罪宣告を下さなくてはならないと信じる次第です。

9、判示部分のスパイ罪、これもやはり、誰もが知っており、日常生活で見慣れているものを国家機密であるとし、スパイ罪を下した原審判決は破棄されなければなりません。

(二)百歩譲って、我国の現実が切迫した状況にある特殊社会であり、疑がわしき時は、被告人の不利益を被告に甘受させてしまうことが、国家と民族のためであり、それはむしろ、法以前の生死に関わってくる問題だとしてあきらめても、原審の十年という量刑はあまりに苛酷です。10年と言えば、昔、山河も変えると言われたほどですが、現代では、一年がその昔の10年に匹敵するほどなのです。国民が総進軍として新しい国の担い手に成るべき絶好の機会に、在日僑胞と

しての民族意識を捨て、日本人化し、安逸な生活を送る学生が多い中で、真味ある在日僑胞学生として国のためにこれなら身も心も捧げること生きがいを見出し、熱心に勉強している被告人に対しての対応としては考えられない。韓国の実情を知らず、日本で自由に育ってきた被告人を十年の懲役刑に処して一体どうしようというのか、それならいっそのこと、青春を根こそぎ奪ってしまう方が、即ち死を選ばせた方がかえって卒直な判決であるとみる次第だ。

貧しかったゆえに、被告人の両親は学ぶこともできず、故郷で生きる術を夫い、やむなく日本に渡り、苦勞のすえにある程度生活の安定を見、子どもにはどのような犠牲を払っても勉強させようという血の出るような願いの中から、自慢の子どもを送り出したのは、祖国がその暖いふところの中でよく保護し、教育してくれることを信じていたからこそであります。その結果がこのようなものであるとしたら、両親の祖国に対する愛情もさめていくのは当然でありましょう。

一時的誤ちがあつたとは言え、若く勉強中途の被告の境遇には特別の配慮があつてしかるべきであります。被告人を知る多くの友人達が寛大な処置を願う多くの嘆願書をよせてきておられますが、一顧の価値もないと踏みにじってしまうことができるでしょうか。被告人が人間として、彼らに何か与えるところがあつたからこそ、皆がこのように書いてきたのであり、そのような人心は、この地においても尊重されなくてはならないと思います。厳戒的であるよりも、もっと効果のある恩情あふるる判決でなくてはならないとたく信じます。

原審の刑は、あまりにも苛酷であるから撤回されなければならぬと信じます。

上記被告弁護人
弁護士 金 鐘吉

ソウル高等法院 刑事一部 貴中

又、逢おう！

— 渡韓報告 —

◇希望を失うな	内村公義……………	51	◇又、逢おう！	崔然淑さんを救う友人の会……………	59
◇李東石君に逢って	李東石君を救う会……………	53	◇酷寒の冬を前にして	金鐘太氏を支える会……………	60
◇康宗憲君の才二番才一回公判を傍聴して	救援会……………	55	◇救援レポート	梁南国氏を救う会……………	61
◇韓国訪問レポート	李元二の会……………	56	◇渡韓の中で	金哲頭君を救う会 千葉……………	62
◇才二番を傍聴して	白玉光氏を救援する会……………	57			

希望を失うな — 第一審死刑判決を聞いて

内村公義

四月三十日午前十時、ソウル地方法院大法廷において金五子（キム・オジャ）さんに対する判決公判が開かれ、許正勳裁判長は求刑どおり死刑を言い渡しました。

金五子さんと最初に会ったのは、一九六五年九月十二日のことでした。その朝、乙訓中学三年生であった彼女は友人に連れられて、

七条キリスト教会少年部の集會に出席したのでした。その日の少年部の説教は、当時の日曜学校教案によると、旧約聖書創世紀三九章がテキストで、「ヨセフがエジプトで無実の罪を着せられて投獄されたが、その苦難の日に神が彼と共に居られた」という内容でした。十年後に五子さんが同じような苦難に会うとは思ってもよらぬことでした。それ以来、彼女はほとんど休まず礼拝に出席し、翌年の夏に洗札を受け教会学校の手伝いをするようになりました。とくに長岡の分校での活躍が印象に残っています。

働きながら堀川高校定時制に通っていた頃に彼女が書いたものを読みかえてみると、人はいかにして他者を愛することができるか

という問いをかかえていたように思われます。厚い壁にぶつかりながら、隣人と共に生きる道を模索していたのでした。

高校を卒える頃から、彼女は教会とは距離を置くようになりまし
た。それは、神の前で平等な人間として生きるという教会で得た視
点を、日本という差別社会の具体的な状況の中に置けばどうなるか
一般的な人間としての生き方を問うだけではなく、在日朝鮮人とし
ての自覚的な生き方を探求しなければならぬと考えたからです。そ
ういう趣旨の手紙をもらったことがあります。

それから数年、彼女の問いはずっとわたしのうちに突き刺さって
ています。つまり教会は神の前での平等を観念的に説くことによつ
て、差別の現実から目をそらせ、かえって差別を助長しているの
はないかということでした。わたしはこういう差別性の克服をみずか
らの課題としつつ、やがていつか彼女と再会し卒直に批判し合うこ
とのできる日が来ると信じて、この数年間をすこして来しました。

◇ ◇ ◇

昨年一月二日、韓国中央情報部は十三人の在日韓国人留学生
・青年を含む二十一人をスパイ活動容疑で逮捕したと発表しました。
その中に「主犯格」のひとりとして五子さんの名があげられている
のを知って、ひじょうにおどろきました。相見ることのなかった数
年間、彼女は何をめざして歩いてきたのだろうかと、幾人からの友
人から話を聞いた結果、わたしたちが確かめたのは、以前と変らぬ
まっすぐな足どりでした。一九七二年、母国に留学し、ソウル大学
在外国民教育研究所を経て釜山大学史学科に入学しました。爾来三
年、学資をつくるためにアルバイトを続けながら、さまざまの困難
にくじけず一心に勉強に励みました。彼女がいただいていた志は、教師
になって在日韓国人子弟が民族的自覚をもって生きる手助けをした
いということでした。そんな彼女が「スパイ」であるとは、どうし
ても認めることができません。

しかし、十二月十日に起訴され、三月二日に公判に付されました。
そして早くも四月十三日には死刑が求刑されました。わたしたちは、
十二月二十一日、七条キリスト教会を中心に「金五子さんを救う会」
を発足させ、他の救援グループと連絡をとりながら、どうしたら彼
女を救うことができるかを暗中模索してきましたが、公判開始と
もに、裁判傍聴と差し入れのため渡韓することを決め、三月十六日
に予定されていた第二回公判に向けて二人の友人がソウルに赴きま
した。しかし、その日になって裁判が十日後に延期されたため、傍
聴席から五子さんに声をかけて励ましたいという願いは果たされま
せんでした。けれども、それまで連絡のとれなかった弁護士に会う
ことができ、西大門拘置所に差入れに行くことにより五子さんにわ
たしたちの救援の意志を伝えることができました。その後、弁護士
の努力により、なんとか死刑だけは免れることができました。それはな
いかという希望をつなぎました。それだけに苛酷な死刑求刑に大きな
衝撃を受けました。

◇ ◇ ◇

四月三十日、ソウルは雨でした。その雨の中を、五子さんは中庭
を横切って、大法廷に入廷しました。お母さんと一緒にわたしたち
は彼女の名を呼びました。(当初二十七日に予定されていた判決公判
傍聴のため「救う会」から三人が渡韓しましたが、延期されたため
この日傍聴したのは二人で、彼女は目を伏せたままわたしたちの前
を通りすぎました。いくつかの事件の被告に対してまとめて判決言
い渡しながされるという方式のため傍聴席は超満員で終始ざわつい
ていました。裁判長が判決文の朗読を始めましたが、声が小さくて
ほとんど聞きとれません。いちばん近くにいる記者たちも身をのり
出しています。一瞬、五子さんがうなだれました。そして、手錠を
かけられた手を胸の前に合わせるようにしました。それが死刑判決
の瞬間でした。実にあっけなく命を奪う決定が下されたのでした。

このもようを共同通信は次のように伝えていきます。

「……判決で許裁判長は金五子さんに対する起訴事実を全面的に認め「軍事機密、国家機密の探知はしていないまでも、北朝鮮の指令通り学園内でスパイ活動を行ったのは、それに劣らぬ重大な犯罪行為であり、情状酌量の余地なし」と求刑通り死刑を言い渡した。」

判決言い渡しを受けた金五子さんは、純白のチョゴリ姿に黒のゴムぐつ、手錠をはめられたままだったが、判決理由読み上げのあと、主文「死刑」を宣告された瞬間、グツと口びるをかみしめ、そのまま立ち尽し、「判事様、判事様」と何事かを必死に訴えたい様子だった。しかし裁判長はとりあわず、金五子さんは刑務官に付き添われて退廷した。」

その後を追って大法廷からとび出し、控えの建物にはいる直前の五子さんにお母さんと一緒に声をかけました。お母さんとは目が合い、うなずいたようでした。泣き崩れるお母さんを励ましながら、もう一度声をかける機会を待っていると、やがて出口に乗用車が横づけられ、係官にかかえられるようにして控えの建物から出て来た五子さんがそれに乗せられました。必死で名前を呼ぶと彼女は初めて目を上げ、わたしたちを見ました。「弁護士に控訴を依頼した」と言ううちに、車は動き出しました。後を追って走りながら、大声で「オジャノ！ 希望を失うな！」と呼びました。彼女はふりかえったまま、放心したような、助けを求めるような、そんなまなざしでじつとわたしたちを見つめていました。

彼女が終始無言でした。しかし、あのまなざしは確かに悲痛な叫びがこめられていました。わたしは、おのがいのちと志を奪おうとする不条理な力に必死で抗おうとする、その叫びをしっかりと聞きとり、それをこの国の人々の耳に、魂の底に届けたいと思います。生きんとする意志をもつ者であるかぎり、彼女の言葉にならない叫

びがわかるはずです。彼女のうめきを自分のうめきとしつつ、どうか彼女を救うために力をかけて下さい。

金五子さんを救いたい、その命をなんとかして救いたい。これがわたしたちの切なる願いです。それは、もう一度彼女に会いたいという願いだと言ってもよいでしょう。差別をはねかえすために、日本人に同化することを拒否し、わたしたちとの関係を一度切ったうえで、全く新しい関係をいつか築きあげたいと願っていた彼女。過去の関係を突き破って未来の関係にむかって歩いてきた彼女。彼女のいのちを救うとは、この未来の関係——韓国人である彼女と日本人であるわたしたちとの再会を実現する事に他なりません。

その再会の日を望みて、それを阻もうとする力と闘いを続けたいと思います。ソウル地方法院での再会ほんの一瞬で、わたしたちは引き裂かれるように別れました。しかし、また彼女に会いに行きましょう。いかに厚い壁に阻まれようとも、それがあきらめる理由にはなりません。第二審（おそらく7月頃に始まると思われれます）にむけて一層のご協力をおねがいます。

「せんかたつくれども望みを失わず！」（コリント後書より）
「再会」1号（金五子さんを救う会）より

李東石君に逢って……………

李東石君を救う会

10月13日、前日の判決公判のどしゃ降りとは違ってかわって、気の遠くなる様な青空であった。コスモスや菊の咲き乱れる拘留所の中で、私は信じ難い気持ちを抱いて立っていた。

昨日、韓国国内では顕著な活動はなかったが、指令を受けて潜入し

た潜伏スパイである。初犯であることと考え合わせ、量刑を考慮する。懲役5年」という判決を受け、控へ室に消えてゆく彼に、何を思ったのか、根拠もないまま「明日逢いにゆくから」という言葉を書かず発し、おそろく、逢えるはずもないだろうことをお互いにわかりながら、彼の方は、うなずいて応へ返したのだった。

その晩遅く、電話がかかつてきて、「明日、面会できる」ということをきいた時、嬉しいという気持ちと、そんなばかな、何かのまちがいだろうという思いと、なんで面会など今、しようとしているんだらう、なんで、彼が裁かれてるんだらう、なんで彼がしばらくおらるう、なんで……なんで……という癖になつてしまつた間い返しが、まるで映画でもみているかのように表われ、狂つたように笑いと涙がでてきました。

今度の渡韓の中の大きな目的は、面会であつた。弁護士に逢うたび、面会させてほしいとくり返した。5月に、面会できないまま、日本に帰つてきたくやしさを忘れていなかった。4ヶ月の間、この事ばかりを考えてきたのだった。

それが、今日、いざ、**拘留所の中で、面会の二五八番のカード**を手にした時、涙がポロポロでてきた。夢じゃない。本当に面会できるんだということが、信じがたくも思へた。頭の中では、つい一年前の同窓会での彼が駆け廻つた。最終電車になるまで、難波の喫茶店で、カミユの異邦人やギロチンについて、時のたつのも忘れ夢中になつて話した彼の姿が浮んだ。その彼が、今、韓国で捕えられ、一年近く拘束されているなんて。そして、韓国に遊びにおいてよ、案内してあげるから」といつた彼に、面会する為私が来てるなんて。そして、本名を名乗つた時、教壇の前で顔をこわばらして立っている彼が浮んだ。それから、なんで、民族の誇りに生きようとした彼が、両手両腕をしばられ、祖国に裁かれねばならないのかという怒

りと悲しみがこみ上げてきた。

私は、このような思いの中で、ただ順番を待つた。私達と共に50名程の人が、カードを手渡し、金網で囲まれた面会所の方に入った。スビーカーが、しきりに、面会する被告たちの収監番号と名前、部屋番号を流している。緊張の時間がすぎ、イードンソーナーブー（李東石 8番 ㊟号室）ときいたのは、30分位たつてからだった。面会は3分間で、3分毎にブザーがなつた。部屋は、30位並んでいて、1畳より少し広い程で、まん中は金網とガラスでしきられ、記録係が座つていた。

ブザーが鳴り、私達3人は、とびこむように中に入った。彼は、ゆっくり入つてきて（その時、しばらくしていなかった）私達は、予め予定していた話を、たて続けにしやべつた。「李君、同窓会があつてね、9月に皆が集まつたよ」3分という時間を1秒たりとも無駄にしたくないという気持ちからだつた。しかし、記録係が急にわめきたて、日本語で話すなといつた。彼は、隠やかな調子で「日本の人だから自分も日本語で話してよいか」と尋ねた。ダメという応へだつた。仕方なく3人の中の1人が、韓国語で矢つぎばやに話すことになつた。

「拘留所でどんな生活をしているのか？」

李「体操もしているし、勉強もできる。フランス語の本を入れてほしい。自分は元氣だ」

「お金と本を入れたがとどいたか？」

李「お金だけ入つた」

「東大阪市の市議会で、李君の釈放の要望決議があつた。皆が李君を応援している。8千名の人が署名をした。他の留学生と連絡とれるか？」

李「とれない」

「一番伝えたいことは？」

李「皆に元気だと伝えて下さい」

この頃から、なりゆきで、日本語で話してゆくことになった。

「私達は、救援会の代表で来た、二番の弁論や主張をきいて皆喜んで」

李「初めは失敗したけれど」

「5年ときいてどう思うか」

李「大丈夫。オ二審には自分が上告を承諾した」

「裁判が少しでも良い方向に向くよう考えている。李君が帰ってくるまでがんばってゆく。」

ここでブザーがなり、次の人がまつ中で、「手紙をかくから」という私の言葉を最後に互いに見送りながら部屋をでた。

李君は真剣な目つきで、一つ一つ覚えるように、静かでおだやかな調子だった。私は非常に興奮していて、彼もそうじゃないかという予想がはずれた。しかし、隠やかな彼をみて、しばらくは、安心して日本に帰れると思った。

私と彼との出会いは、4回あった。3回目は、本名を名乗った時で、民族の誇りに生きようとする力強い彼だった。4度目は、今年の5月28日の判決公判で、突然裁判傍聴にたずねた私に驚ろきとまどいと嬉しさの彼であり、8年という重刑判決に必死で自分を支えようとする彼だった。

そして新たな出会は、10月13日であった。これ程静かで隠やかなおちついた彼を、私は知らなかった。私の想像の中の彼は明るく、くつたくなかった。その彼が、新たに、自分が生きぬくことについて考えているように思えた。

翌日の夕方、私は、帰途をついた。晴天のソウルを発った飛行機は、私に、美しい雲の上の夕暮れを見せてくれた。そして、大阪に

近づくにつれて、小雨が、窓をたたき、雲の切れ目から町の灯りが、うすくなったり濃くなったりした。それは、なつかしいわが家を見るようで「ああ日本へ帰ってきた。私の国に帰ってきたのだ」という思いが、頭の中を駆けめぐり、涙がポロポロでてきた。私には帰る国がある。しかし、今、彼には暖かく迎え入れてくれる祖国がない。いつになったら彼の祖国は、彼を励まし、彼に希望をもって生きることをすばらしさを与えてくれることができるのだろうか！

◇康宗憲君のオ二審オ一回公判を傍聴して

「あっ、康がいる。」と友人が叫んだ。いま、とにかくそこに、僕らの目の前に康がいた。昔のままとかわらぬ強い意志と精悍な魂を内に秘めた彼の顔が僕らの目の前にあった。「ナガシマー」僕らは思わず彼の日本名を呼びかけ手を振っていた。

十月十九日午後二時、ソウル裁判所の法廷に入廷するために繩につなげて控えの建物から出てきた二十数名の被告たちの一番後に彼、康宗憲がいた。法廷の方へ追いたてようとする護衛にそむいて彼は僕らの方を振り向き、「すまんな、日本のみんなによく伝えてくれ。」といった。昔ながらの upper body を前後にゆさぶるようなしぐさ、長い獄中生活で皮膚の色は日焼けした者の健康色ではなかったけれど、しかしとにかくそれは彼だった。昔ながらの彼の顔、彼の体、いまやと彼と顔を会わすことができたのだ。いまやと彼の顔を見ることができたのだ。彼はどんな気持で僕らの顔を見たのだろうか。手をとりたい喜びあえる出会いはなかった。何故なら彼の手は、彼の体は、しっかり繩に縛りつけられていたから。僕の体の中は、熱いものがこみ上げてくるのを僕は全身全霊で感じていた。

彼の姿を追い求めるようにして傍聴人席に入った僕らは、そこで再びこちらを振り向いてくれた彼と視線を合わすことができた。そこではもう声をかけあうことはできない。それでも彼は僕らの顔を食い入るようにつめ深くうなずいていた。

これが高等法院かと思わせる狭いチャチな法廷でまたたくまに審議が進行していく。彼と同じ法廷で行なわれた他の雑犯たちの審理が終了してついに彼の裁判が始まった。法廷で韓国の言葉を一言一言かみしめるようにして話す彼の後姿を見ていると、彼が休みになると日本に帰ってきては僕らに会うたびに言葉の障害が大きいらしいとらしていたことを思い出し、僕は胸がゆさぶられるような思いがした。その大きな障害を自らの力で乗り越え祖国愛に燃えて韓国の地を踏んだ一つの青年の魂が、今何かわけのわからない巨大な力によって踏みこじられようとしている。彼はその巨大な力に対してくじけることなく、いま必死に、正々堂々と斗っている。彼の精神力は高校時代陸上の苦しい練習の中に自らの先頭に立って僕らを引っ張っていき耐え抜いてきたあの昔のままのものだ。彼の正義感と情熱は高校時代自らの日本名を捨てて祖国の名前を名乗ろうと叫び出したあの昔のままのものだ。彼の精神は長い獄中生活で衰えるどころか、さらに高まり強靱なものとなったのだろうか。僕は深い感動に襲われるのを、そしてこんな美しい青年を縛りあげた何者かに対して激しい怒りがこみあげてくるのをおさえることができなかった。

はたして彼は、僕らの予想どおり一番の証言を翻し、入北の容疑をきっぱりと否定した。何故一番で検事側の主張を認めたのかというのに対しては、彼も、彼と共に共犯としてあげられた彼の友人達も、それがC I Cの裏工作であったことをはっきり証言している。いかに汚ない手を用いて口を封じようとしても真実の叫びをおさえることはできない！彼が一番の証言を翻したことによって日本での救援運動も少なからず変革すべき点が出てくるだろう。彼にとつて

も、そして僕らにとつても本当の斗いはこれからだ。明日からの救援運動についての思いを胸に僕らは裁判所を出た。

◇韓国訪問レポート

李元二の会

八月二十二日より九月二日まで李元二の会より初めての渡韓。

○八月二十三日、弁護士を訪ね、本人の健康状態等を尋ねる。弁護士にはかなり警戒されており、又、私たちが李元二と面識がないところから、面会を希望してはみたが、強く押すことができず、実現しなかった。ゴッホの画集、スケッチブック、お金の差し入れ等を弁護士に託す。(ソウルを離れる日に弁護士に、本が本人の手に届いたかとの質問をしたが、確認はしていないとの答え。しかし、帰国後お母さんの話を聞くと、本は全部届いていない様子。)

○八月二十四日、求刑公判。

法廷の裏庭で、大勢の繩に繋がれた囚人が車から降りて来る中、李元二の姿を求めながら待つ気持はやはりやり切れない。

裁判開始。正面に三人の判事。(うち一人は途中から居眠りをするというやる気のなさ)李元二は起訴事実ほとんど認めているが、スパイ行為(韓国の国家機密を日本で報告)については否定。しかし、この国家機密なるものは、K C I Aの起訴事実で見ると、機密などと呼べるものではなく、一般常識にすぎないものと思われるのだが……。

最終陳述。在日韓国人として民族意識に目覚め祖国のことを知りたいと願った時、導き手が自分の周囲にはいなかったことを強調。

法廷から退出の際、一人が岩本君と呼びかける(日本から来ていることを知らせるため)彼はふり向き、凝つと見つめていた。その時の澄んだ瞳が今でも私には忘れられない。

○三十一日、判決公判。判決は一審どおり。

この時は誰も法廷へ入ることはできなかった。判決後、お母さんは裏庭の片隅で泣いておられた。言うべき言葉は何もみつからない。

又、死刑判決直後、法廷から退する白玉光さんが、笑顔で彼の母親に頷きかけながら去っていった。彼のお母さんは怒りが全身にこみあせるといった様子で足がぶるぶる震えていた。

彼らの白い囚人服とくすんだ青色の縄がまざまざと目に浮んでいく。

彼らは在日韓国人として日本で生れ育ち、日本社会に現存する差別の苦しみの中で、民族的自覚を持ち、本名をなおり、主体的に生きる事を願った。彼らの、より真実に生きたい、己に忠実でありたいという願望、そしてそのための試行錯誤が罪に問われている。

彼らは物を盗んだわけでも人殺をしたわけでもない。不確かな、そして過酷であろうと想像される取り調べ、巧妙な心理的拷問の中の自白のみによって——スパイ政治犯——として死刑・重刑の判決を下される。彼らが一体どんなスパイ行為をしたというのか！

そして最も忌むべきことは、とらわれている者の心の姿がどうであれ、とらえている側は政治の道具としてしか彼らを見ていないということだ。彼らとの真の出会い、再会を願う時、私たちはこういった者を相手にしなければならないのだ。これにはもちろん影で手をにぎり合っている日本政府も含まれるし、日本人である私たちが相手にするのも、当然ここだろう。私たちは基本的人権を無視し圧殺してしまう者の正体を見すえなければならぬ。

あと三ヶ月程で「韓国の法」のもとで裁きは結審をむかえると聞く。私たちの新しい出会いを求める気持は、日常的永続的なものとして根づき、広がりを求めるものである。そして、この三ヶ月間、集中的に世論への盛り上りを訴えるのも又必要なことと思われる。

◇才二審を傍聴して 白玉光氏を救援する会

才二審の二回目の公判が開かれた八月二十四日、ソウルは朝から暗い雲がたれこめ、時折ゾクツとする湿った風の吹が私の到来を思わせる日であった。午後二時すぎ、不安と熱気をはらんだ騒々しさの中で裁判は始まった。狭い法廷は、「学園浸透スパイ団事件」の在日韓国人被告九人を含め、二十数名の被告たちと、つめかけた多くの傍聴人で、全く身動きできない混雑ぶりであった。

初めに李元二さんの審理が行なわれ、続いて許景朝・金元重さん二人が立ったあと、三時過ぎから、白玉光・崔然淑・蔣明玉・金東輝・姜鐘健さんら五人の審理が始まった。この日のこの審理は、白さんを除く崔さんら四人の審理が中心のようであった。その中で、白玉光さんは、蔣さんらをかばって発言しているのだろうか、しきりに隣の崔さんを、蔣さんを、そして金東輝さんをふり返って抗弁していた。しかもその間、白玉光さんは、肩を落とすことも、うなだれることもなく裁判官を正視し、検事の執拗な質問にも、決してひるまず淡々と答えていた。それは、大学時代、「シラタマヒカル君」と担任教官に呼びかけられ、「いいえ僕はベクオツカンです。僕は朝鮮人です」と答えた時の、あるいは、日本史の講義において、「半島経営」と述べた教官に、その用語の不用意さを指摘した時の、もの静かではあるが確固たるものを持った彼の態度にどこか通じるものがあるように思える。それが、あるいは、「一貫して何かを侮っているようだ」と、前回の公判において検事を怒らせたというものだろうか。

その日の審理は、各被告の弁護士が入れかわり立ちかわりして、四時間余にわたって続けられた。しかし、その間、何ら「スパイ」

を立証するような物的証拠は提出されず、その殆んどを、検事や弁護士と被告たちとの言葉のやりとりで終止していた。そしていつの間にか、崔さんから女性を含む五人の青年の青春をふみにじる懲役刑が、白玉光さんの何にもまして重い生命を奪う「死刑」が求刑されていたのである。裁判は、何より確かに目の前で展開され、しかも被告ひとりひとりの存在がまぎれもない実存の重みをもって迫ってくるにもかかわらず、何故か現実感が希薄で、私は気味の悪い芝居か夢でも見ているような奇妙な感覚にとらわれた。この白玉光さんが、「スパイ」で「死刑」——そんなバカな、信じられない。怒りや悲しみより、そんな思いが胸をついた。

公判のあと、白玉光さんは、疲れからだろうか、心なしか肩を落として控え室に引かれていった。私は、彼のオモニと共に、迫りくる夕闇の中、せっぱつまった思いで、護送バスを取り囲んだ。少しでも被告に近づこうとする人々と押しあい、何度も廷吏に押し返されては、バスに乗り込む彼の姿を必死で求めた。彼は私たちを凝つと見つめながら、廷吏に促されてバスに乗った。その後部座席に息子の姿を認めるや、オモニはその窓際に駆け寄り、声もなく、何度も何度も自分の胸を叩いてみせた。彼はその母を力づけるように微笑んで頷いた。私は、そのオモニの後から、「日本ではみんなが応援している。挫けずに頑張つて」と精一杯叫んでいた。すると彼は、その印象深い笑みの中から、「ありがとう、ありがとう」と大きな声で返してきた。一日中気強く耐えてきたオモニは、崩れるように涙を見せた。

オモニは、くり返しくり返し、彼がいかに母思いのやさしい息子、よくできた息子であったかをかきくどき、嘆く。そして私もまた、白玉光との出会いをかみしめる。——大学時代の彼は、それまでの白水玉光から白玉光に大きく飛躍を遂げた人間であった。それは、日本の厳しい差別社会の中から屹然と頭をもたげ、誇らかに朝鮮を

名のあることであつた。その意味で、彼との出会いは、私にとって初めての真の朝鮮・韓国人との出会いであるといつてよからう。日本の友人の多くが、自らの民族を、その歴史・文化を語つてやまなかつた白玉光を語る。私たちは、決して激昂することのない穏やかな彼の話しぶりの中の、静かなしかも熱く燃える民族愛に強く胸打たれてきた。そして今、救援運動の中で、その後の彼の、日本における同胞の生活の安定と向上を願つた、府営住宅入居制限撤廃闘争をはじめとする様々な活動の足跡を見た。その彼ならばこそ、祖国に賭ける夢、あるべき祖国への期待が、彼の中に大きく育つていたのであなからうか。

わずかな滞在の中で私の見た韓国は、目まぐるしく経済成長を遂げようとしていた。ソウルの中心街は、いたる所で堀り起され、建設の槌音が響いていた。人々は、せつかな日本人よりさらに足早に街を歩き、歓楽街には、外出禁止の夜半近くまでタクシーの騒音と嬌声が絶えなかつた。早朝四時半頃からカバンを持って予備校へ急ぐ学生達の姿も見た。こうした異様なまでの活気の一方で、裁判所にも何台も大型バスを列ねて被告達が送り込まれ、街を一步出た要所には、銃をかまえた兵士が緊張の面持ちで立っている。折しも、テレビでは、轟音をあげて飛び立つ戦闘機を映しながら、アナウンサーが調子高く板門店事件以来の軍事的緊張を語っている。

「彼らは日本で生まれ育つたとはいえ、韓国人である。」と、裁判所は韓国現朴体制との一体化を迫りつつ、何ら具体的な証拠も示さず、綿密な審理も尽さないまま、いとも簡単に、白さんに対する死刑をはじめとして、前途ある青年達に重刑判決を下した。日本の差別社会で育ち、必死に民族と祖国をとり戻そうと努力してきた彼らに、南北の分断と、その固定化をはかる日米韓一体の体制を、そのままとしきれぬ彼らなりの祖国への愛と夢があつたに違いない。静かな中に確固たるものを持った白玉光さんの態度は、一命を賭し

て守るべきもののあることを示しているのではなからうか。

彼はこれから、「死刑」の重圧のもと、酷寒の冬を迎えるだろう。私達は一日も早く彼をその獄中から取り戻さなければならぬ。その日まで、獄中で今なお肉親の面会しか許されず、孤絶した闘いを続ける彼に、バスの中から見せた彼の勇気ある笑み、厳しく禁じられていの中で敢えて返してきた「ありがとう、ありがとう」のこの言葉に、その彼の内実に迫る救援運動の質をもって、応えていかねばならない。

◇又、逢おうノ

崔然淑さんを救う友人の会

弁護士の方力で、崔（チェ）さんと面会することができた。面会した場所は崔さんの担当検事の部屋で、私が部屋に入った時には、すでに崔さんはソファに腰かけていた。

面会したのは、私と市大の川久保教授で、弁護士、検事、係官らが同席した。時間は約五分位で、私は崔さんの隣りに座った。

崔さんは、長い間日本語を使わなかったせいも、余りうまく喋れず、日本語で話し出してもすぐ韓国語になってしまう。私が困った顔を見ると、彼女も懸命に日本語を想い出そうとするのだが、どうしてもつかえてしまふ。彼女自身も、非常にもどかしそうだった。

「おつとめは大丈夫ですか。私のことは心配せず、仕事をしなさい。これが、一番最初に私に言ったこと。しかし、どうも日本語が出てこない。「心配しなくても大丈夫です。上告します。上告理由書は自分で書く」と思います。」

「本が読みたい。今、入っているのは聖書と辞典だけ。本を読めれば心も落ち着くのですが……。」日本で運動している皆さんに感謝しています。皆さんよろしく！」面会の間、崔さんはいろいろな

事を私に伝えたかったようだ。日本語が韓国語に変わっても、かまわず韓国語でべらべら喋り続けたことが再三あった。私たちへの感謝の言葉を崔さんは何回も口にした。

最後に崔さんと握手して部屋を出た。私は、「体に気をつけて！」と言った。崔さん、体に気を付けて！ 又会おう。

（八月三〇日、ソウル高裁にて）

◇酷寒の冬の前に——金鍾太の公判を傍聴して

八月十九日、二時から金鍾太君の公判が予定されていた。日本から来たメンバーは、彼が通る通路で待ちうけていたところ、姿を現した。沢山の日本人が「ジョンテ、ジョンテ」と叫ぶものだから、彼もその声援に應えるかのように、胸を張り前方を見て法廷の中へ消えて行った。

鍾太君の直前の公判では、ソウルの大学生らが、緊急措置令に触れたとかで裁かれていた。恐らく日常茶飯事であろうこの事件の被告たちは、いづれも一くせ有り気だった。

公判では、彼は自分の無実を執拗に繰り返した。一番では、検事とKCIAのデッチ上げに屈してしまつた、と明白に述べきつた。

又、労働党に入党した、というのも事実無根で、日本での呉清達氏との関係も、以前は違つたことがあるが、ここ数年避けていて会っていない、と。

しかし、それを聞く判事は、時折うすら笑いや居眠りをしたり、不真面目極まるものだった。実際、この問題を一回きりの審理で何が裁けるのかノ

彼は証拠に自分が読んだ本として、デュイイ、サルトル、ベラーリンの書籍と、自分の日記帳を提出した。つまり、自分は決して共産主義者でない、ということを主張したかったのである。

検事の言う彼の罪状を聞いて、思わず噴き出してしまった。彼が

清水谷高校在学時に、所属していたクラブが、朴政権に敵対する組織で反国家団体として認められるというのである。今回の事件で、ある人は、在日韓国人は韓国の実情に疎く不用心であった、と述べた。しかし、始めから引つけて来ようとする強大な権力の前で、今さら用心もあるまい。誰が、何年も前の高校時代のことに危惧を感じるのだろうか。彼らは、どうして日本の高校のサークルを裁けるのか。

私たちは今、日本人が韓国人を救うということが、一体何なのか考えなければならぬ。

長い統治と抑圧、差別を彼らに強要してきた私たち日本人が、どうすれば彼ら韓国人の奥深いひだを捉えられるのか。

鍾太君を始めとする多くの逮捕された青年たちは、日本での差別に打ち勝ち、ひたすら己が祖国への念いを育くんできた人たちがかりであった。いい換えれば、日本への深い失望が、彼らを母国へ追いやった、とも言える。

そこに待ちうけていたものが、日米韓のどす黒い癒着の中で、自らの政権延命を目論む畏だった時、私たちは、日本人としてやるせない気分を襲われる。

金大中事件の際、日本人が事の本質を見抜き、韓国政府とKCIAの暗躍に釘をさしておけば、今回のこのような事件は起らなかったであろう。

今、多くの青年たちがその多感な青春を掠奪され命まで奪われようとしている！

私たちは、どう抗うべきなのか。鍾太君の救援を通じて、自らの胸にその答えを用意しなければならない。

これから、再びソウルは酷寒の冬を迎える。冷えびえとしたコンクリートの床で、彼は弧独に耐えなければならぬ。

彼を勇気づけて、再び生きる希望を抱かせるのは、私たちの救援

がどこまで彼の内実に迫り、届くかにかかっている。

一人でも多くの人が、この救援運動に参加されることを切に希む。

「金鍾太氏を支える会」



一審公判を終えて裁判所構内を出る金元重君（76年5月）

◇救援レポート

梁南国氏を救う会

梁南国さんは、昨年十二月某日「国家保安法」「反共法」「刑法（スパイ罪）」の容疑のもとKCIAによって突如逮捕されました。

ところが、このことについての報道は一切なく暗黒のうちに事態は進行し、六月二十九日、第一審の判決が下ったのです。その内容は懲役十年（求刑無期懲役）という重刑を課すものでした。しかし、このような重刑判決を下す裁判でありながら、公判は4回、あわせて5時間であり、しかも、弁護士と検事が起訴状を確認するだけといった言語に絶する不当裁判でした。

私たち梁君の友人や小学校中学校時代の教師がそうした事実を知って、救援会を作ったのは六月二十二日でした。新聞報道の一断片を見かけ、彼が淀川小・中校下の人であることを知って急きょ救援会をつくったのです。そして、11・22救援会や不当逮捕被疑者家族会からの話を聞き逮捕の不当性を学習してきました。また、兄さんの南皓（ナンホウ）さんから、南国（ナング）さんの生いたち、生き様を教えられて、私たちの救援会の使命を明確にしてみました。

南国さんは在日朝鮮人の二世として生まれ、日本の民族排外主義という差別的環境の中で、自らの歴史を持ってない「朝鮮人」として生きてきたのです。その彼が大阪府立工専時代に日本人名「良原勝治」から「梁南国」という本名を名のり民族意識を深めてきました。そして、渡韓し母国で学ぶ目的は、まさにそのような意識によるものです。その彼に朴ファツヨ体制は北朝鮮のスパイであるという汚名をかぶせ、朝鮮人の間に分断をもち込み、権力支配に供しようとしているのです。

梁南国さんの第二審控訴審は十月八日に第一回公判が開かれ、第一審と何ら変わらない無期懲役の求刑も行われました。そして、二回目の公判日の十月二十二日に早くも判決がだされました。それは

いちまつ希望をくたくかのように懲役十年という重刑判決です。

南国さんは、第二審公判期間中、兄南皓さんとの面会において「もし、判決が第一審に比べ、さがるものでなければ控訴しない」という私たちの胸につきささる発言をしました。これは種々の条件を本人が配慮したという見方もあるでしょうけれど、それ以上に私たちは、救援会の南国さんへの関わりのよわさが、彼を絶望に追いやったという反省をしなければなりません。

そのようなことから、十月十二日の世話人会において「判決公判には必ず救援会メンバーが居て彼をばげますのだ」という決議をしました。そして、十月二十一日～十月二十六日にわたって淀川小教員一人が、兄南皓さんとともに渡韓し、彼をして大法院に控訴する決意を得ました。

私たちは、彼のそのような意志に基づき、運動を再び整え、第三審に最大限の取り組みをすすめています。

（梁南国氏を救う会）

渡韓のなかで

—金哲顯君二審判決を傍聴して—

千 葉 宣 義

九月十四日、ソウル高等法院一七号法廷は、判決を受ける五、六十名の被告で満席であった。かろうじて傍聴を許された私達（遠藤彰宗教部長、北里秀郎神戸多門教会牧師）は、法廷のうしろに立ったまま、次々とい渡される判決を聞いた。何人かづつひとグループにしていわたされていく。三番目のグループで金君たちが呼ばれ裁判官の前に立った。そして—控訴棄却、一審通り死刑と。

金哲顯君、同志社大学神学部で学び、在日韓国人として私達の測り知ることのできない苦闘の中から、母国への留学を選びとった。その彼の、母国留学に託した期待が、このようなかたちでしか報われないという現実、私達は、戸惑いともいえない知れない憤りを禁ずることができなかった。私達は、重い気持で帰国した。

私達が、九月十三日、停滞台風十七号の影響で遠く宮崎の上空を迂回して韓国に着いたとき、韓国は快晴であった。ある韓国人が「ここは今は一番いい季節です」といった。たしかに、滞在した三日

間は好天で、用件のあいまに立寄った景福宮は、背景の岩山とともに、秋の午後の空に映えて美しかった。私達は、今回、弁護士との話し合い、裁判の傍聴、金君への差入れを最低の用件として渡韓した。幸いにそれぞれの目的を果し、さらに、いく人かの人々とも逢うことができた。しかし、そこで聞くことのできた話は、金君に当たって不利な証言ばかりであった。二人の弁護士は、それぞれ、二審判決の見通しの暗さを語り、特に、韓国における「反共法」の厳しさを強調した。ご承知のように、金君の裁判内容は一審以来、「北」への入国、韓国での諸活動をも含めて起訴内容を全面的に認めるかたちで進行してきた。ひとりの弁護士は、「北」にいったというだけならまだしも、韓国でのそれなりの活動も認めている状況で重い判決はさげられないともい

渡韓した多くの人が、韓国におけるこの「反共意識」について報告している。私達が、いく人かの人々から聞いた限りにおいても、それは日本での想像を超えた体験的なものであった。毎月十五日

は、「防空訓練」の日として「北」からの攻撃を想定しての国家的訓練日であるという。私達も、その日、十分ほどの待避を経験した。こうした訓練が国家的規模で成立するという現実、あるいは、国民的コンセンサスのもとに国家的大義名分が成立するということは、それぞれの国家に、とりわけ、日本においても、形をかえて、かつて、今も、それなりに存在するといえる。それが、国家的統一や一部の権力の延命によって、強大な役割を發揮するという問題性は、私達にとっても余所事ではない。しかし問題は、韓国におけるこうしたコンセンサスが、どのような体験を経て形成されざるを得なかったかということにある。一人の弁護士が、体験的反共意識に関して、「朝鮮戦争」のことを語ってくれた。もちろん、この発端に、私共日本の不当な「統治」の時代があり、その歴史の延長線上に朝鮮戦争、そして、南北の対立、分断がある。日本の対韓政策は、日韓条約を経てこの分断を固定化し、不幸な経験を含め強いている。韓国における「反共意識」の厳しい現実、日本の韓国に対する悪しきかわりの過去と現在を、私達に激しく問う。この日聞き得たさまざまな情報によって私達の気持は更に重く沈んだ。

よく日、それでも私達は、祈る

ような気持でこの日の判決にやはり期待をかけずにはおれなかった。韓正鎮、裁判長は、多少事務的にときに被告を諭すかの如く五分余りで判決を言い渡した。まず、韓神大関係者から、金明添君に徴役十年（一審は無期）、田炳生君に五年（同十年）、羅湯賢君に二年（同五年）とそれぞれ減刑判決を述べた。そのあと、金君に対して、「北」に入国したこと、その指令のもとに、韓神大で学生の運動ばかりかキリスト教の集会、祈禱会をも利用して、なにも知らない学生を煽動したこと（この点、韓神大生は自らの主体的な活動を強調した）、そして「祈禱会で一体誰に対して誰のために祈ったか」と判決理由の「死刑を言い渡した。在学時代の金君を知っている遠藤、北里両氏は、入廷のとき、わずかに金君と視線を合わせたという。だが、判決のあいだ、そして判決後、家族や関係者の立ち並ぶ中を退場するときも、終始、彼はうつむき、私達の呼びかけにも応えなかった。

告白のみを根拠とする「スパイ罪」なるものは、人間のどのような日常の行為をも、スパイ行為の文脈の中に引き込むことができ。学生との交流にしろ、集会への参加にしろ、キリスト教の集会、祈禱会への参加にしろ、自らの学園生活における当然の行為

が、死に働かせることは、彼のアリバイを証言する友人館山君は、金君の裁判での従順な姿によれて「その真意を理解できなかった」と書いた。私もまた、起訴内容の全てを認めるかたちで進行した、不利な裁判内容から、金君の願いの一切を読みとるわけにはいかない。むしろ、孤絶した拘束下に苛酷な取り調べが進行したことを思わずにはいられない。ただ、こうした中にも私達はつきり読みとり得るのは、なんととも生き続けようとする金君の必死の意志ではないか。私達の願いもまた、そこに集中する。彼を殺させてはならない！

私達はこの一年、非力な活動の中で思い知らされた。一切の悲劇の原因が、南北分断という現実その不幸な現実を固定化し悪用し続ける日本の対韓姿勢にある。金君をはじめ多くの在日韓国人留学生の真摯な願いと生命が、この対立、それをとりまくあらゆる政治的謀略の犠牲に供されてはならない。

(一九六七・九・二九)
(同志社大学宗教主事)



叫び

家族は訴える

- ◇追悼・故許昌斗氏へ……………63
- ◇不当なデッチアゲにこみあげる怒り 李楨麟……………64
- ◇ザ・クライ・オブ・ア・コーリアン・ペアレント……………67
- ◇詩・不当逮捕者家族の叫び 白媛子……………68

◇追悼―故許昌斗氏へ (許景朝氏の父)

暑い盛り、故許昌斗氏の訃報を告げられた。享年七〇才。故許昌斗氏は「留学生事件」の被告である大阪の許景朝君(ソウル大医)の御尊父であられる。こう云えば、頷く方があ

るかも知れない。この理不尽な事件は、多くの人を困惑と焦燥と苦悩の渦中に陥し入れた。とりわけ、獄に在る被告たちとその家族の辛酸は言語に絶するものがある。

許昌斗氏も、老骨に鞭打って息子の無実を訴え東奔西走の日々であった、という。愛息への念いが死期を早めたのは想像に難くない。筆者も一二度お会いしたのだが、強烈な印象を感じた。骨太の大柄な風貌で、御子

息の無実を徹に入り細に渡って、幾度となくいい激みつつも強く訴えられた。話された、というよりも吼えてるふうであった。抗いえないものに対する怒りと無念さで切歯扼腕している様であった。

こういう話も聞いた。氏が領事館に赴いたところ、「嘆願書を早く出すように」と告げられた。彼は言下に、「何もしていかないのに何故嘆願する必要があるのか!」と一喝して、その領事を呆然とさせた、という。偉丈夫な古武士然とした面影を彷彿させ、その面目躍如に、私は痛快であった。

多くの在日韓国人一世がそうであるように、このアボジもまた、三十余年、遂に祖国をその双眸に写すことなく、この異郷の地に客死した。加えて、科なく獄に繋がれた最愛の息子を想えば、死んでも死にきれなかったに違

いない。悲憤と憂悶の中で苛烈な生涯を終えざるを得ないその口惜しさは、察するに余りある。

権力の何気ない恣意が、平和な家庭をここまで蹂躪し翻弄したことに、改めて滾(たぎ)る怒りを禁じ得ない。

納棺の際、二葉の写真が傍に添えられた。一葉は、紺青の空に凜と咲く大輪の無窮花の花。

もう一葉は、やさしげなまろい線画した故郷の山河。

◇ 孤影蒼然、寂として声なし。
◇ 哀哭の挽歌、双丘を揺曳す。

◇ 故許昌斗氏の御冥福を心よりお祈り申し上げます。 合掌。

不当なデッチあげにこみあげる怒り

※法政大学「告発」を観る会発行の「眞実を闇から救え」より転載

李楨麟〔イ・チョンリン〕

私の甥、李哲〔イ・チョル〕は「第二次学園浸透スパイ団」事件の主犯格とされ、五月二五日、第一審において死刑判決を受けました。判決文は、まだ手元に届いていないのでくわしいことはわかりませんが、あと一週間もしたら韓国へ行っている我々の家族が帰ってきますので、すべてわかると思います。しかし、それでも、判決文がどういふ内容かということは、およそわかりません。というのは、起訴状を手に入れて読んでみたのですが、起訴状が日本のマスコミでつけた「第一次学園浸透スパイ団」事件の被告とされている人たち、とくにそのなかの主犯格とされ、死刑判決がおりた人たちとまったく同じだからです。変わっている箇所はひとつもないのです。私の甥の場合は、北に二回行ったとされています。一九六九年に一回と一九七三年に一回と合計二回行ってきて、労働党のえらい人たちと接触しスパイ教育を受け、日本に帰って来たということになっています。その後、指令を受け韓国のソウルに飛んだということらしいのです。高麗大学大学院政治外交科に留学し、共和国のとんでもない指令で活動したとされているわけなんです。だから、起訴状の内容そのものは、他のスパイにデッチあげられている人々とすこしも変わりはないのです。留学生の「スパイ団」事件の被告、一〇人が一〇人ともすべて同じなのです。起訴状は、まったくマンガみたいな内容で、北に二回行って来た事がバックボーン、骨とされて、これにいろいろなことがつけ加えられているのです。たとえば、韓

国には日本と同じような高速道路があり、ソウルから釜山という南の端まで走っています。しかし、日本の場合には、東名高速なんかはすべて真ん中にグリーン・ベルトがあつて、左から右へ渡ることばでなくなっているのですが、韓国の場合には、部分的にグリーン・ベルトのない箇所があるのです。こういう箇所は、いたる所にありかなり長い距離で、ジャンボ機は無理としても普通の戦闘機ぐらいはあがつたり、降りたりすることができるといふ距離なのです。日本から韓国へ行く大勢の観光客が、「おい、ずい分変わった作り方だな!」、「これはやっぱり、なにか事あらばここを飛行場代わりに使うように作つてあるんじゃないか!」と、ウワサするぐらい知られているのです。そればかりか、観光コースのひとつになつていくぐらいなのです。起訴状では、こういうことを日本にいる北の工作員にいちいち報告したとされている。あるいは、「高麗大学の学生は何名いるか、ソウル大学は何名か、また男は何名で女は何名」という誰でも知っているし、誰でもがわかることを報告したということが、スパイ活動とされている。はっきりわかっているこういう話しを、たとえ報告したとしても何の役に立つというのか?その他、日本の国にくらべ、私の国である韓国は、貧しい、言葉で表現できないくらいに貧しいということ—ソウルの街を歩いていると、俗に言うコジキのような人をたくさんみかけるし、小学校一年生か二年生ぐらいの小さな子供が靴磨きをしていたり、ガムを売っていたりし

て学校にもいかないで、すべて生計のたしにするためかと思つてが
んばっている—そういう貧しい生活を一般庶民がしているというよ
うなことを報告したとされているのです。それこそ報告したとして
も実のないことばかりなのです。結局、スパイ活動をしたという事
実がないからこういう話しかつけ加えられないのです。そして、こ
の様なことを本人に認めさせるために、KCIAはどれだけの拷問
をおこなったのか、私は想像もできません。

△たつた三回の公判で結審▽

私は、四月九日、第一回公判に、生まれて初めて祖国のソウルへ
行って甥の裁判を傍聴してきました。裁判官にしても検事にしても
おもてから見た限りでは日本の裁判とかわりはありませんが、しか
し、軍事裁判だからそうだと言えればそれまでだけれども、裁判の内
容はまったく話しにもなりません。軍事裁判の典型的なやり方だろ
うと思いますが、検事側のまったく一方的なやり方でおこなわれ、
被告人である私の甥の陳述をまともに聞くこともない。ただもうあ
たまから、こうだろう、ああだろうと、トントン拍子に進められて
しまう。生命をとられる、死刑判決を受けるといふ事件でありなが
ら、また、反共法、国家保安法違反、そして大統領緊急措置第九号
違反という現在の韓国の政治状態では、いちばん大事な問題をふく
んだ裁判でありながら、たつた三回で結審になってしまいました。

△陰險な拷問▽

拷問も確かにあったと思います。今の韓国中央情報部で拷問がな
いといつたらうそになる。というのは、李哲は私の兄貴の子供なの
ですが、もうひとりの甥っ子、私の妹の子供が、同じ下宿屋に居た
李哲が連行されたのち、二〇日ばかりしてやはり連行され一〇日ぐら
い痛めつけられ、帰ってきたのです。そして、自分の見たこと、経
験したことを絶対にしゃべってはいけなさとKCIAにおどかさ

昨年暮れに日本に帰ってきました。それで、私は今年の一月十八
日に会いに行つて見たのですけれども、体じゅうミズばれですご
い拷問の跡があるのです。そういうわけで、デッチあげにしろ何に
しろ主犯だとされている者が拷問を受けていないわけがないと確信
したのです。

ところが、裁判では服を着ているので拷問のあととみえないので
す。顔とか、手足は全然傷跡はないし、ただ、それでなくともも
もと青白い顔がさらに青白くなっているだけです。日本では拷問を
受けるような者はおそらくいないと思いますが、韓国の情報部のや
り方は顔であろうが、手であろうがどこであろうが、手あたりしだ
いゝろんなかたちで拷問をおこないました。しかし、ひとことと違
つて最近では、上手になつてきて、衣服を着ている限り外からは跡が
絶対に見えないというところしか手を加えなくなつてきている。だ
から、衣服を脱がない限りはどれだけの拷問を受けたか、わからない
のです。ということとで私の甥っ子も拷問を受けたという事は事実
なのです。

△父親の死▽

今年の一月十八日、私の兄、すなわち李哲の親父が死にました。
もともと体も丈夫ではなかつたんですけれど、十七日に李哲が反共
法違反、国家保安法違反等で連行され、死刑に効当する罪である
という情報を韓国のある筋から得て、その内容を聞いたあくる日に急
に亡くなったのです。病院に入院して亡くなったと言ふのなら「あ
あノヤっばり病気が重かつたんだな」と考えられるが、病気に
関しては病院に入院するような重い状態ではなかつたのです。李哲に
関するくわしい内容を聞いてから一〇数時間しか生きられなかつた。
話を聞いてからものの一〇数時間もたたないうちに死んでしまつ
たという事は、ようするに、ショック死したということなんです。
こういうわけで、私自身はKCIAによって私の兄貴—李哲の親父
が殺されたと思つています。そのうえ、KCIAは私の甥っ子を私

の家族の二人目の犠牲者として殺そうとしているのです。

△明確なアリバイ▽

現在、李哲のことで日弁連の人権委員会に救済の申し立てをおこない、アリバイの捜査、裏づけできかんに動いてもらっています。二、三日前にも李哲の同級生がわざわざ九州から上京してくださり、話を伺ったのですが、北朝鮮に入国したとされている一九六九年九月から十一月頃、東京で李哲に会い、お茶を飲んだり、パチンコをしたりしたといういろいろなアリバイが出てきています。東京にその頃いたというのになんで北朝鮮に行かなければいけないんだ。ゴムボートに乗って二、三時間で日本海の沖あいにて、待っていた北朝鮮の軍艦に乗りかえて行ったんだと、起訴状に書いてあります。しかし、私もよく知っているが日本海というのは荒っぽい海でゴムボートで行けるようなおだやかな海じゃないし、日本の沿岸警備がそんなにズサンな警備じゃないことは誰でも知っている。それを二回も行ってきたと書かれている。まして、二回目のときは、一〇日間行ってきたと書かれているが、行くだけで二日、帰るだけで二日間かかるとされ、たとえ行ったとしても向うに滞在するのはせいぜい五日か六日間くらいしかなく、それだけの滞在でどんな教育をするのか、こんなことのために北朝鮮の政府がバク大な費用をかけて、ましてたったひとりのためにやるのでしょうか。デッチあげるなら、もうすこし上手に誰が聞いたって「なるほどな」と思ふかたちでデッチあげればいいんだ。ところが、まったくマンガみたいな内容で話しにならないということなんです。

そういうことで、うちの甥っ子だけではなく、「第一次学園浸透スパイ団」事件の被告や崔哲教さん、陳斗鉉さんらに在日韓国人でスパイにデッチあげられた人は沢山いますが、みなほとんどアリバイもすっかりしているのです。

△純粋な青年たち▽

私の甥っ子のように留學生の場合は、日本で生まれ日本で勉強して、それでも飽き足らないといったらおかしいですけれど、もともと自分の国のことを勉強し、自分の国のために尽すんだという気持ちで、自分の国に勉強をするためにソウルへ飛んだのです。親も息子が娘が勉強するならさせた方が良いんじゃないかと、親子兄弟が一心同体となって苦しいなかから学費を送って勉強を支えている。私の甥は、将来外交官になる望みを持っていたのですけれど、みな一生懸命勉強している。そういう青年をつかまえてスパイ事件をデッチあげているんです。デッチあげるだけならまだいいが、拷問を加え、そのうえ死刑にする。こういう無謀なやり方をしなければ自分の政権というのか、権力の座を守りきることができないというのはとんでもないことだと思うのです。私は思想的なことやむずかしい政治的内容のことはわかりませんが、しかし、とにかく、若い勉学にはげんでいる青年たちがデッチあげられ、生命をとられようとしていることはわかるし、絶対許せないのです。

△さらに強力な救援運動を▽

しゃべりたいことはいろいろ沢山ありますが、時間的なこともあつるし、こんど機会があつたら、もつと内面をめぐりだすように話したい。最新の情報も私たちは得ている。私たちの家族も入れかわり立ちかわり、今年の二月からソウルへ行ったり来たりしているのです。いろいろなところから情報を得てやっています。しゃべって良いこともあるし、しゃべってまずいこともあるので、御理解願いたいと思います。韓国人であるかぎりには、いろいろな制約もありますし、韓国へ行かなくてもいいんだ、甥っ子を殺されても仕方ないんだというあきらめの気持ちでぶちまけるなら構わないですけれど、やはり、自分の国である韓国にも行ってきたいし、甥も救い出したいと思つているのです。私の甥っ子をはじめ、デッチあげられている在日韓国人の生命を救うために、日本人のみなさんの御支援と大きな期待をよせています。私たちの立場、言い分を御理解のうえ、よろしく御支援のほど御願ひ致します。ありがとうございます。

THE CRY OF A KOREAN PARENT

Our children who have gone abroad to study in Korea, our mother country, have been groundlessly accused of spying and thus condemned to bitter penalties. When Japan occupied Korea we came to Japan. There are now 650,000 Korean people—including second and third generations—in Japan. In the past as well as today, we have lived in bitter persecution, distress. But we have devoted our lives to the education of our children. Our long cherished desire is to raise good Koreans; loyal to their country and neighbors. Our children, too, take this as their mission and have studied for their whole lives to develop superior abilities and techniques.

But in the Japanese social system, we can't exhibit these abilities and education because of Japanese prejudice and contempt of the Korean. Thus we must find employment as Mah-Jong managers, Pachinko managers, small restaurant owners, money lenders, and coolies.

In this context, we have sent our children abroad to our mother country. Our children, cheerful with the opportunity to study and contribute to our race and native land, left with their parents' and friends' encouragement.

The people who were governed by Japan, who were taken from their home country, and who have been socially maltreated all these long years—all these people want to embrace their mother country and unselfishly give their love and affection and participation to its plentiful growth.

But why are these youths to be arrested and judged as spies? Our children in Japan don't fully understand their mother tongue. After the second world war, Japan gained freedom of speech, assembly and association, and its people were able to read the literatures of the world. It is in this environment that our children have formed their spirits.

Our children who have sensibility and curiosity and creativity made many friends in Korea. And they exchanged many letters with them. This, in their minds, is most natural. But the ROK government said that to meet friends is to spy and to write letters about the Korean situation is to report about national secrets.

This incident is made within a scheduled scenario without concrete fact. The accused have never received political material from friends and they have been unable to interview with their barristers who are their only hope. In court proceedings, the chief prosecutor threw the worst charge—of spy. He delivered his charges and arguments for a long time and made the students, who don't know their mother tongue, lose consciousness.

Under this type of situation, our children can't deny the charges. When they are mercilessly punished to fulfill President Pak's order of one month, we can't help but think our children are being falsely charged.

We parents, concerned about our children's health and well-being, are asking for the support of our children. The cry us, their parents, is not enough, too powerless. Please, please help our children with your voices of concern!

※「母親よりの訴え」—『11・22通信第3号』（9/17）の第二面に訳文が掲載。

〔詩〕

不当逮捕者家族の叫び

白媛子

海を隔て
空を隔てて

ソウルのいずことも知れぬ

檻の中に玉光／あなたは今

痛ましい捕われの人

冷たく重い扉に

無惨にもさえぎられ

遠く遠く

あなたは

引き裂かれていつてしまった

ああ しかし

鮮やかに紅く肉体をかけめぐる血

あなたのからだに流れ

私の中からに流れる血だけは

玉光！

どんなに遠く裂かれようと

まごうかたなく

同じ色、同じ温かさなのです

ある日突然に

全く 思いがけなく

そして 行方も知れず

玉光／あなたは

ソウルの街角から
無気味な暗闇の中に

無理やり

引きずりこまれたのでした

憎むべき一九七五年十月八日！

行方を案じ、心配の上に

心配を重ねた日々……

不安と共に夜がおとずれ

わが子、わが弟を想う心を

さんざん痛めつけ

疲れた心をいやす間もなく

朝がめぐり

このようにして

二百日がくりかえされました

そして今日は

一九七六年五月二十四日！

弟よ

引きずりこまれ

閉じこめられたその日から

何かがあなたに襲いかかり

何かがあなたをたたきのめし

何かがあなたを

破壊しつくそうとうごめき

夜となく昼となく
あなたをせめつけ

さらにせめつけて

ああ どんなに苦しく

どんなに切なく

過ごしたのでしょうか

そして ある日

恐ろしい発表が

忘れもしない

一九七五年十一月二十二日

KCIA発表

学園浸透スパイ団

主謀者 白玉光

「北」のスパイと

あなたは、行ったこともない

「北」に行ったとされ

あなたが会った人びとは

指令を与えたり

与えられたりした人となり

街を歩き人と話をしたことが

スパイ活動をしたことになり

ああ あなたは

魔術師にされているのです

弟よ

あなたは

なぜ眼をえぐりとってしまわなかつたのですか

なぜ耳をふさいでしまわなかつたのですか

弟よ

あなたが

その頭脳を潰してしまわなかつたのか

そうです「罪」なのです

「罪」なのです!

面会も許されず

物的証拠は何一つとてなく

それでも超スピードで

裁判が何回か

そして

一九七六年四月三十日

二十八才の玉光!

ほほえみを忘れなかつたあなた

努力家だった 若くみずみずしい

あなたに

鉛のように重く しぶく

無気味に

死の宣告が

死刑判決が!

貧しく育っても

まっすぐで朗らかだったあなたに

「差別」にうちから「同化」を

はねつけ、民族にたどりつき、

民族をにぎりしめたそのあなたに

「お母ちゃん」を「어머나」に変

えた笑顔のあなたに、死刑!

無実の

誇り高き玉光 あなたに

死刑とは

☆ ☆ ☆

玉光を知るすべての人びと

玉光を知らないすべての人びとも

この無力な姉の

しかし 精一杯の さげびを

どうか聴いて下さい

助けて下さい 大切な弟を

助けて下さい 若いあまりに若い

弟を

助けて下さい 何もしてやれない

無力な姉を

ああ どうか

助けて下さい 朝が来なければ

眠れない 衰弱しきった老母を

後記

どう表現すれば、この苦しみを伝えられるのでしようか。もう七ヶ月になります。

しかし涙を流して悲しんでばかりはおられません。残された者の義務を忘れないためにも、もう二度とこんなことをくりかえさせないためにも。

一人でも多くの人に知ってもらい、一人でも多くの人に良心と人道の声と力を期待したく思います。

11・22「学園浸透スパイ団」テッチ上げ事件「主謀者」とされた

白玉光の姉 白 媛子

在日韓国人二世・三世の 母国留学制度について



(高麗大学の正門)

この制度は、私たち日本人が一般に理解している「留学制度」とは、少し趣きを異にしている。大方の日本人は、救援運動に携わっている者も言めて、「11・22事件」で始めてこんな制度が在日韓国人社会にあったのかと知ったはずだ。

この「制度」の説明をして欲しいという声もあるので、今後の救援運動の参考になればと思い、少し詳述してみる。

この「留学制度」は、今から約十年ほど前に始まった。当時、連年の朝鮮大学の認可問題が世間の耳目を集めていた。もちろん、民間側は派手な妨害を繰り返していたが、ただ反対だけでは能がな

いとみたのか、何度か自分たちも「日本に韓国系の大学を」といふことから学園生活が始まる。こ

こは正式には「ソウル大在日韓国人教育研究所」といい、通常「ソ

代用として考えられたのが、この「母国留学制度」である。発足当初は、十二名しか応募しなかったが、その後志望者はつな

き上りに増加していった。その要因としては、大学を出ても就職口

すらない日本の偏見と差別社会で母国への愛に目覚めたとしても不

思議ではない。また、多感な二世・三世の青年たちが父や母の生地、見果てぬ祖国でさらに高度な

学問を身につけようとしたのは自然のなりゆきであろう。加えて、韓国人として主体的に生きるのに

必須の母国語を体得するのに、極めて好都合であった。

まず、留学志願者(日本で高卒以上の学力を有するもの)は、所

望の教育文化センターに届け出る。十二月初旬に簡単な筆記試験と面接に合格すると、翌年の四月には渡韓する。ちなみに、留学生は、その年によって異なるが、この数年は、年に百人を超え、発足して

『11・22通信』
才2号(76.6.10)
11・22救援会発行
より

資料

広がる救援運動の輪

- 資料
-
- 「韓国スパイ団事件」ルポルタージュ
消息不明なお50人／母国留学生の大量逮捕
(徳島新聞76年6月14日より)
- 韓国で囚われた日本人記者太刀川氏の手記
KCIA(韓国中央情報部)のデッチ上げの手口
(「週刊現代」1965年3月25日号より)
- 地下通信——韓国のキリスト者より
(「世界」76年4月号より)
- 私は祖国を弾劾する 尹伊桑
(「朝日ジャーナル」76年9月10日号より)
- 各種ビラ・訴え
- 「在日韓国人留学生スパイ事件」から一年
政治の谷間に……………被告の人権
(毎日新聞76年11月30日より)
-

韓国で囚われた日本人記者 太刀川氏の手記

KCIA(韓国中央情報部)のデッチ上げの手口

「週刊現代」より (一九六五年三月二十五日号)

CIAが太弁護士に圧力？

六月十三日昼すぎ、担当の眼鏡検事が拘留所にやってきた。起訴状を読んだ感想をきかせてほしいという。こんなでたらめな創作文に感想も何もあつたものではない。日本語ができない検事は英語と韓国語をおりまぜて話した。

太刀川「起訴状にあるようなことを私は言ったことはないじゃないですか？」
検事「いや、これはまわりからの証言だ。趙直暉、早川、李哲、柳寅泰の四人が証言した。お前が否認してもムダだ。素直に認めれば出られる。今日弁護士面会を許可したから、しばらくし

たら弁護士がやってくるが、私と会ったことは言うな」
私が公訴事実の内容について「全部反論したいが、例えば：：」と二、三の具体例を言うと、検事は「オンリー・ツウ?」ど、ホツとしたような顔ををした。二つだけではない、全部事実とちがうのだ。その日検事は私の反応を調べに来たのだった。検事が去つてすぐ、太倫基弁護士がきた(二回目)。私は自分の胸のうちの不安と当惑をききだすように言った。
「日本の世論は? 日本大使館は何をやってくれていますか? 起訴状を読んだが、どれもこ

れもちがいますよ。総連のスパイだなんて冗談じゃない……」とたたみかけると、彼は横の記録係を「注意しなさい」とでもいうようにチラと見て、
「でもね、趙直暉、早川、李哲、柳寅泰の関連調書を見るとみんな認めているのにあんただけ否認している。裁判長の立場になったら誰を信じるか……? よく考えて……」
今思えば太弁護士が目で合図したのには深い意味があつたのだが、私はそれを察することができなかった。
その時は、あれ、これはおかしい? 検事と同じことを言うな、と思つた。第一回の面会では、「堂々とするものはある、

ないことはないと言いなさい」と言つてくれたのに、今は全く正反対のことを言う。屈伏せよ、ということではないか?
太弁護士は日本大使館が選任したと思ひこんでいた私は、こう考えざるをえなかつた。
「日本側の方針が変わつた。後宮大使(当時)は金鍾泌首相と親しい間柄と言われている。私たちが正論をはき当局と衝突することを回避して、日韓両政府間の交渉で解決するつもりだ」
日本大使館側が太弁護士に「けんかしないで穏便に裁判を終えて……」とアドバイスしたことは想像にかたくなくない。だが、後に獄中で学生に聞いたのだが、私選弁護士は全員裁判が始まる前にKCIAに呼ばれて、裁判に協力するよう強要され、誓約書を書かされたともいう。多くの被告は経済的理由と自ら選任する時間の余裕がない(二次起訴された学生の場合には弁護士を選任せよとの通知から裁判まで、数日しかなかつた)ことから、国選弁護人を受け入れざるを得なかつた。彼らの役割は「起訴事実を素直に認めて情状酌量を乞え」と学生達を説得するだけだったようだ。安養刑務所で聞いた話だが、法廷での弁護士弁論では、被告人らが無罪を主張しても、国選弁護人は空しく、「何も言うことはありません」と言わざるをえなかつたという。

一方、太弁護士はかつての抗日運動の闘士でもあり、今も学生の間で圧倒的な信頼と尊敬を集めているので、KCIAとしても徹底的にマークしている人物である。学生らは私に太弁護士がついたことをうらやまがっていたことを考えれば、太弁護士にはこの間相当な圧力があつたにちがいない。KCIAの圧力に抗して、身に危害が及ぶ

法廷で否認すれば死刑だ

翌十四日午後、今度は国防部軍法会議検察部に呼ばれた。眼鏡検事は私を連行してきた係官を外に出し、部屋の中には、私たち二人だけが残った。内側から鍵をかけた。懇談調であった。「私の上官(国防部長官とKCIA部長)も非常に神経を使っている。お前が素直に認めてくれば、韓国政府の顔も立つ。私の立場もよくなるし、お前も釈放される。日本政府も国民を納得させることができるじゃないか」

のも恐れずに、献身的な弁護生活をしていただいた太弁護士には、今はただ感謝するだけだ。しかし、当時私は政治的解決を期待するあまりに太弁護士の言葉の裏にある意味を読みとることができなかった。

人が通りすぎてゆく。日本人観光客を乗せた観光バスともすれちがった。ありふれた初夏の都会の風景をこの時ほどまぶしく感じたことはなかった。車のドアのひとつむこうに、たとえ軍事独裁国家とはいえ、それなりの自由があるように私の目にはうつった。

翌六月十五日、第一回公判の当日。開廷の予定は九時だったが午後一時に延期された。十時になると国防部から幹部用の外車が拘置所まで迎えにきた。体中を何重にも太い紐でしばられ、手錠をかけられた時は屈辱感で体が熱くなった。

車は拘置所を出ると独立門をすぎ、ソウル駅を右に進んだ。ソウル東急ホテルの細長いビルが左側にそびえていた。市内の光景が窓の外に流れる。ミニスカートの若い女性や色とりどりのシャツを着た、自由な韓国

日本での行為も起訴したい

ぞ。(ここのだけ日本語で言って、バーン、バーンと銃を射つジェスターをした)」

私は十三、十四日の検事の工作と弁護士の言葉を誤解したことによって相当動揺していた。外部との接触は一切遮断されていて、判断し覚悟を固めるための情報はゼロの状態だった。

査官の口からしか入ってこない。看守はこちらが何か尋ねても口をとぎしている。

検事は日本の週刊S誌をもってきて、コラム「東京情報」の記事を私に見せた。見出しは「日本国憲法」は万国共通ではない」とあり、検事はその記事を指さしながら、「日本でもお前たちの行動は軽率で、外国の法律に従うべきだという見方だ」と言った。S誌の論調は知っていたが、一瞬、弱気になった。

私は考えをめぐらした。協力するとはウソをつくことだ。自分の心を偽ることだ。

学生運動の目標が民主回復にあるのに、共産主義政権樹立を計画していたと認めることだ。

それは又、学生に取材した際に「北から武器入手などできるのか?」というきわどい質問をしたのだが、それを「武力蜂起に必要な武器は北から供給を受けるよう努力してみる」と言ったなどと拡大解釈されても、容認することをも意味した。

他の四人もウソを承知で、芝居の脚本を読みあげるように、KCIA作成の起訴内容をストラと認めるというのだろうか。私が起訴状の文面に目をお

拷問の形跡を探る父の視線

ろう。何としても生きて、ここを出なければ……。押し問答が二、三時間続いた。私は押し切られた。

「わかった。協力する。しかし、武器入手云々や日本共産党学生との連絡云々については絶対にイヤだ」

できうる限りの抵抗をしようと努めた。が、検事は私が協力するハラをきめたと見て、強気に出てきた。

「それが一番大事な所だ。それを認めなきゃダメだ。いいか、今から法廷でする質問事項をあらかじめ言っておく。答え方もこちらが指示する。それ以外の余計な事は言うな」

起訴状を前にして、検察官が起訴状の文章を断片的に読みあげるから、そのつど、はい、いいえ、と簡単に答えること。火炎ビン云々の学生たちとの会話は事実とは冗談話だったろうが、

検察専門では冗談話だったと言っただけではない……。などと指示された。弁護士専門は適当に答えておくこと。細部では、ニュースががちがってかまわないが、大筋を是認すること、などとも言われた。

この時期は、検事の強風一本やりと対照的に、私のほうは坂を駆けおちてゆくような従順さにおちいっていた。

検査 本当は日本での行為(金大中先生救出委員会への出入りと雑誌での朴政権批判活動のことか)も起訴したかったが、それはできなかった。韓国に入国した時点からの全ての起訴事実を認めろ」

日本での取材活動がなぜ韓国検察当局の起訴の対象になりうるのか? 要するに気に入らない人物は、どこにいても連行、処罰できると考えている証候ではないか。金大中事件はそういうKCIAの感覚からひきおこされたものではないか。

私は何も金大中氏と個人的関係をもっている者ではない。七年三月、東京ではじめてインクビニールし、その年の八月、KCIAに拉致された後に、ソウルに飛び、十月末(軟禁解除直後)と十二月中旬に取材で金大中氏宅を訪問したことがあるだけだ。

しかし、現在でも金大中氏と彼を支持する朴政権批判グループは朴政権にとって一番頭の痛い相手であった。

私がうけた軍事裁判は、私がそれまで金大中氏とも三度にわたって面談し、取材した活動を裁くものでもあり、朴政権に批判的な日本の世論やマスコミへの報復行為でもあったと今考えている。

国防部の敷地の一番奥まった小高い丘の上に軍事法廷があった。検察部のわきの小さな緑色のバラックが法廷である。わずかに十坪程の狭い所だ。先導の監視員が扉をあけると父の顔がすぐ目に入った。弟(明)がいた。妻がいた。

「正樹!」と父は大きな声で呼びかけ、私の身体に拷問の跡がないかと確かめるかのように、一心に目をこらして私を見た。私語は禁止されている。大弁護士が「大丈夫?」と近寄ってくる。警備の二人の看守が、「アソデ(だめだ)」と叫んだ。

被告席にすわらせられた。特におり、うしろを振らむく。私を取り調べたKCIAの係官もいた。妻の顔は睡眠不足と心労のためか、むくんでしまっているようだ。大きな目と私の目があった。しばらくすると妻は、涙をこらえようとしたのかうつむいてしまった。弟は心配するなともも言いたそうにうなずいている。

カーキ色のヘルメットを目がかくれるまで深くかぶった若いガッシリした体格の憲兵が両側に立った。右腰にはピストルをさげている。中央にマイクが一

台おかれていた。憲兵は法廷内に五、六人いて、外側にも五、六人が警備している。「いったいなぜオレはこんな所にいるのか?」

横にすわっている早川さんを見るか、彼は興奮と不安をおさえるかのように目をじたままだった。

開廷五分前、検事が二人、正面左側の席についた。韓国では取り調べた検事が、そのまま法廷にも立つから、権限が強大でニラミがきく。眼鏡検事が私を見た。「いいか、わかったな」とでも言いたそうだった。

「イルトン・キリップ! (一同起立!)」

憲兵が叫ぶと、法廷内の全員が起立し、審判官を先頭に五人の裁判官が入廷した。最後には胸に色とりどりの勲章をつけた軍服姿の裁判長があらわれた。

精神で目つきの鋭いかに軍人らしいタイズだ。憲兵が再び、「コンバン・ジュンピ・クッ! (公判準備おわり!)」

と叫ぶと裁判長はわれわれに對して右手で敬礼した。検事から、「人殺しの好きな単純な軍人」と言われていたその男だ。公判は通訳人選任、人定審問、

起訴状朗読、検察審問と相手のシナリオ通りにすすんだ。眼鏡検事は公判終了直後、快心の表情をうかべ、興奮のあまりか、法廷の家族のいる前で私に、「チャル・ヘッソ(よくやった)」と言った。辱しさと怒りで涙が出そうになった。これは痛恨事であるが、法廷での私たちの証言が即座にテープにとられるとは想像もつかなかった。

私が韓国の民主的學生運動に大きな迷惑をかけた点はこのにある。私は、早期の政治的解決を信じていたし、軍事裁判そのものが茶番劇でしかないことを熟知していた。とにかく出ることに先決だった。

裁判を、政治的解決のため単なる手続き、つまりひとつの儀式と考えていたから、検察官のシナリオに、協力もした。そのウソの発言が学生たちを畏にかけるための材料として再び、KCIAに利用されるとは思ってもみなかったのだ。

学生たちの警察指名手配が、私が連行される以前の三月二十九日に既になされていた事実を考えると、私たち日本人二人の逮捕がキッカケとなって、韓国学生がいもづる式に逮捕されたというようなことはあり得ない。どだい私は彼らの所在地を一人として知らなかったのだ。

だが、一番で検察側の主張を容認したために、KCIAの狙いにはまって、学生たちに、アカのぬれぎぬを着せるための傍証を与えてしまうという予想だにしなかった結果になってしまった。

帰国後、金芝河氏が私たちを批判する発言があり、波紋をよ

検察側証人として妻が……

六月十八日第二回公判。証拠資料提出、証人採扱があった。

証拠物件として、私が柳寅泰君からもらったビラ、ソウル大のデモ現場でとったフィルム、週刊現代十一冊、潮「金芝河インタビュー記事」が検察側から提出された。

検察側証人として趙直暉君が出ることは当然予期していた。彼は証人台に立ち公訴事実を認めることを条件に不起訴になり自由の身になっていった。後に早川さんから聞いたのだが、趙君は、四月二十六日私達がソウル拘留所に入れられてから証人喚問の当日まで、ホテルに確保されていたらしい。

ショックだったのは妻李相淑の喚問が裁判官から提起されたことだ。しかも私を弁護するためではなく、私の「犯罪行為」を糾弾させるために妻を検察側

んだ。私は自分の行為について、思い返すたびに腹がにえくりかえり、情けない気持ちで自分を責めている。一日も早く民青学連事件の真相を解明する手だてとするために、現在この手記もつづっている。今後の行動を通して彼らの批判に應える以外にないと、今は思う。

証人として出廷させようというのだ。……起訴状では、

「……妻李相淑の前で、デモをするのになぜ五年以上の懲役であり死刑なのか?」このような措置は反民主的であり、自由の抑圧である、などと措置(緊急措置四号)を誹謗しつつ……」

となつてゐる。妻との会話をとらえて、緊急措置に違反したとして、日本人を追いこむために、弱い立場にいる韓国人の妻を証人台に無理やり立たせようとするKCIA(軍法会議)のやり口には言葉には言い表し得ないほどの怒りを感じた。

これほど人間を踏みつけて平然としていられる朴政権(軍法会議)とはいったい誰から人を裁く権利を得たというのか。際限のない残酷さにただただ寒気を感じた。

六月二十一日、第三回公判。

法廷に入ると父がニコニコ笑っている。妻も心なしか元氣な表情にみえた。妻李相淑の喚問は中止されたのだ。帰国後に聞いたことだが、検察側に証人喚問されても、妻は陳述を拒否するつもりだったという。今考えると、妻の口から私を有罪に落とし入れる言葉をはかせるという汚いやり口に日本のマスコミが反発する動きがあり、察知した当局が素早く、喚問を取り下げたという経緯だったようだ。

検察側証人趙直暉君は青いジャンパーに黒っぽいズボンをはいていた。私は彼の目をとらえようとしたが、彼は私にも早川さんにも顔をむけようとしなかった。

趙君は検察官尋問に対して、起訴状と全く同一の内容をすらすらとしゃべった。「共産主義政権」「労働政権」「ゲリラ」。

よくもしゃあしゃあどしゃべることができるといふ怒りがこみあげてきた。しかし、その怒りは私自身にむけられたものでもあった。実際、私自身、第一回公判で、検察側の用意した起訴内容を、学生との会合が取材目的であること、郭東儀氏からの指令などはなかったことなどを除いて大筋で是認してしまっただけではないか。趙君ばかりをせめる訳にはゆくまい。私も早川

さんも、また当初は李哲君、柳寅泰君も検察側の甘い言葉と脅迫工作によって起訴内容を是認してしまつたのである。

上告理由書によつてもわかるように、早川さんは、第一回公判前日の六月十四日、拘留所内で担当検事によつて李哲、柳寅泰両君と会わされ、裁判でケンカするより、おとなしい態度に出るようにと、(検察官・KCIAの工作によつて)彼らから忠告をうけたことを明らかにしている。

一番後、李哲君は、「趙直暉だけが悪いのではない。検察側のワナにひっかかったオレたちも悪かった」と早川さんに語つたという。

李哲君らは、検察側から、起訴事実を認めれば、判決は懲役十五年、実際には一年で出してやる。二次起訴予定の学生らも釈放する、という期待感をもたされたらしい。(李哲君らは最終陳述では堂々と闘つた)

この茶番劇に参加してしまつた限り誰をもせめるわけにはゆかない。だが、趙君の陳述をききながら、何とかしなければ、という気持ちも動いていた。この日出廷する前に検事からは、「質問は一切してはいけない」と禁じられてはいた。だが、一言でもしゃべつておかねばと

いう考えもあり、弁護士が、「質問しなさい」と言ってくれたので立ちあがった。

私は趙君への質問によつて十二月二十四日、二十五日の李哲君らとの会合があくまで前もつて彼らに断つたとおり、取材目的であったこと、そして、会見の内容は記事化する前に見せる約束しておいたことなどを明らかにさせたと考えている。

公判が終わわり、検察部事務所にいると眼鏡検事が真つ赤な顔をしてやつてきた。開口一番、「なぜ質問したんだ! あの質問では、お前は煽動じゃなくて取材したのだと言おうとしたのだから?」反省文を書け」と私に迫つた。公判の前にも

検事は、「この裁判は単なる手続であり、ショーだ。裁判長は恐い顔をしてお前を見つめ、おれはお前をやつつける。しかし裁判が終われば、皆家に帰って休んだ。お前も日本に帰れる。ただおとなしくしていろ」と再三にわたつて裁判への協力をさとした。帰国後、妻が私に語つた所によると、その同じ日、軍法会議からの帰り道で、在ソウル日本大使館の手島一等書記官は同行の韓国人通訳に、あきれて、あいた口がふさがらないという表情で、「ショーだ」と語っているのを聞いたとい

う。はからずも日韓両政府当局者が「裁判はショーだ」という

辞書にひそめた暗号の文字

第三回公判後の六月二十四日頃、従兄の太刀川敬一から英語と漢字の辞書が差し入れられた。四月二十六日からほぼ一ヶ月間は本の差し入れが全くなく、毎日狭い便所の窓から庭のハトをながめるだけのくらしが続いていたが、その頃は、一週間に一回、本や下着などが届けられるようになっていた。

漢字をながめ、ページをめくっていると、「供述」という文字の下にうっすらと鉛筆で「をくつがえせ」とかかれていた。胸が鳴りはじめた。さらにページをめくった。「取引」という下には「するな」とあった。「懐柔」の下には「されるな」の文字だ。多分、これは従兄が自ら書いたものだろうと思つた。私は混乱におち入って、独房の中を歩き回った。

私は当時、弁護士と言葉を日本側の方針と解釈していたので弁護士の言葉と、肉親が書いたにちがいない辞書の言葉と、どちらを信じてよいのか迷ってしまった。裁判で私の発言が許されるのは最終陳述だけだ。ここで反論せよという意味だろう

ことをもらしたことになる。

が、とにかく弁護士に会おうと保安課長に弁護士面会を要請したが結局拒否された。

六月二十六日昼すぎKCIA六局に呼ばれた。係官は、「一番がおわつたら日本に帰れますよ。判決が死罪でも大統領が許してくれます。あなたの女房さんもいい人ですね。お父さんも元気で、一番がおわつたら解決できるとよろこんでいますよ」

と言って、食事をすすめた。係官のいう「死罪」といい、「女房さん」といい、硬軟をたぐみにつかいわけけるKCIAの象徴的な表現だつたと思う。

六月二十七日、公判日ではなかったが、軍法会議検察部に呼ばれた。二人だけの部屋で検事は新聞をチラと見た。記事内容は、金鍾泌國務総理が日本人記者と会見したものだ。「金大中氏の出国問題は裁判継続中であり、行政府は関与できない。日本人二名の問題は、裁判が終わるまでは何とも言えないが、本人達が悪かつたと反省する場合には情状酌量を考えることもありうる」

私は金大中と日本人二名を交換条件にして政治的解決をするのか、とにがい思いを味わった。

検事は、その記事をもとに、「日本人二名の問題は行政府が解決する。ということは法的には、軍法会議が終わると十日以内に軍法会議管轄官(国防部長官)の確認書が届く。管轄官は刑の軽減や執行免除を命令でき

獄中で耳にした文世光事件

七月十二日、第四回公判。事前に検事から最終陳述の内容を指定された。要するに、我々の軽率な行動を反省し、日韓両政府によりしくお願いする、というものであつた。

検事の論告の口調は厳しかったが、内幕を知っている当人にとっては白々しいものでしかない。求刑は懲役二十年、資格停止十五年であつた。馬鹿々々しい。後列の傍聴人席からは涙をすすりあげる声が聞こえる。

その夜はさすがに気分が悪く天井を見上げたまま眠れずいた。深夜二時頃、KCIA職員が独房の前にやってきて、「(求刑は)何年もらった? 気分はどうだ」などいや味を言った。七月十五日判決。求刑通りだった。検事は用済みだ、とてもいう表情をしてそっけない。検

る。お前達は管轄官措置によって釈放される」とはつきりと言った。元来、被告人というものは検察官の言うことなど信じるわけがないのだが、他の情報を一切与えられないとどういうわけか、検事の言うことに傾斜してしまうのも事実だつた。

察側ベースで一番は終わった。屈辱感だけが残った。何とか自分自身を回復できないものだろうか。このままではたとえ政治的解決がなされ、日本に帰れたとしても、自分の良心を裏切つたままではいか。何とかしなければ。控訴して事実を全部ぶちまけるしかない。

しかし、KCIAはそれほど甘くはないだろう。こちらが一步譲歩すれば、さらに譲歩をせまってくる。

KCIAは政権維持のために金大中氏をイケニエにし、学生や人民革命党と呼ばれている人々をイケニエにした。イケニエがなければ政権維持はできない構造になっているのだ。今後、KCIAは新しいイケニエを求め続けるだろうと思つた。一審判決の一ヶ月後に格好の材

料がとびだしてきた。文世光事件であつた。(以下次号)

地下通信——韓国のキリスト者より

【解説】

この手紙は去る二月十四日、東京で「カトリック正義と平和協議会」代表 相馬信夫（主催の記者会見の席上、公表された。

昨年十一月二十二日、いわゆる「十一・二二留学生スパイ団事件」が、デッチ上げられたが、その後も、ソウルではCIA（韓国中央情報部）CIC（陸軍保安司令部）による主に大阪府下在住の在日韓国人留学生の連行事件が続発し、その多くは今も獄中にある。

これらの事実と、幾多の危険を冒してソウルよりもたらされたこの手紙の内容とを、併せ考えると、韓国治安当局者が近々にも大々的な「スパイ事件」のデッチ上げを画策しているのは明白である。

又、これには「三、一民主救国宣言発表事件」を恣意的にからませ、弾圧する可能性もある。

ある陰謀

——ソウルからの手紙

いま韓国内では、数十名の学生たちを拘束して、新たに大規模のスパイ事件をデッチあげようとしている。現在までに確認された内容は次の通りです。

某氏（特に名前を秘す）が保安司令部に連行され二日目に出来たことがあるが、当時まで水浦浦のラ・ビシ・シク（羅列達）君（ソウル文理大生、緊急措置四号違反により無期刑の宣告を受け、昨年二月一五日に釈放）の居所を教えたと噂かしたと聞かされた。

彼の話によると、保安司令部に数十名の学生が逮捕されて取調べを受けていたのを見たと言う。そのなかには、相当数（十余名）の女子学生（梨花女大）が含まれており、連日、拷問と殴打による悲鳴が聞えて来たと言う。捕房突入筋の話によれば、羅炳漢君を中心にしてひつとスパイ団事件をデッチあげようとしている。即ち、羅炳漢君がその友人であるキム・イ・ウ（金興善）（二六歳、ソウル大生）等とむすびつけ、在日韓同胞留園留学生同連団と接触して、学園内の騒擾を煽発し、社会不安を煽発しようとしている。この事件には、詩人姜河氏の良心宣言を所持していたことで逮捕された学生（梨花女大、延世大、西江大、慶熙大）たちもむすびつけて、大規模な事件をデッチあげようとしていると言われている。現在までに確認されたところでは、キム・ヨハン（編譯、洗雲名ハキ）（二七歳、ソウル大卒、陸軍大尉、医務官）キム・ボソン（金興宇）（二五歳、慶熙大生）ソウル医大生のチョン・ソンハン（全成勳）（二二歳）カン・デヨン・ホン（姜博憲）ホン・ジヌ（黄承恩）（二五歳）ソ・グワン・デユ（徐光善）（二四歳）パク・ジョン・ヨル（朴鍾烈）（二六歳）ホン・ヒョク・ホン（黃惠恩）（二三歳）チョン・ビヒョ（鄭必喜）（二三歳）チョン・ヨソフン（全米勳）（二四歳）イ・クワンフ（李根孚）（二六歳）チャン・グワン・ハン（張光勳）（二三歳）等、三〇余名がすでに逮捕されている。

当局は、彼らを「スパイ」の嫌疑をデッチあげようとしており、それだけでなく学園内のすべての反政府活動、小規模サテライト活動をしている一切の学生たちと、在日韓同胞留学生も一東にして全部この事件にむすびつけようとしている。

これら一連の事実を総合して見ると、新学期を期して予期される学生たちの動きを事前に対処するために新たなデッチあげが準備されたことは明らかである。このような拘束事件、即ち、逮捕事件が生じたのは、七五年一月中旬頃なので、早一ヶ月以上も不法拘禁、逮捕、拷問を受けているにも拘わらずにまだに発致していないのを見ると、発表の時期を考慮、学園に対する威圧用として保留しているのか、さもなければ「スパイ」事件にデッチあげられるために必要な主要者級のデッチあげがうまくいっていないのではないかとと思われる。

羅炳漢君もすでに逮捕されたと言われながら、羅炳漢君を捜索していた情報部員たちは、羅炳漢君をスパイだと言いつつ、果ては羅君の母親と妹を随時連行することは勿論、情報部員は、妹に文真娘教師と文東娘教師へ電話をかけて、妹は、羅炳漢の妹ですが、兄さんは無事かどうか存知ですかと聞きただけ、相手側の態度が羅炳漢の近況を知っていた様子だと早く居場所を聞き出せと強迫したりしている。また、羅炳漢が「スパイ」だとして家族に対しては勿論、母親と妹が借りて住んでいる家の近所の人にまでいやらがらせされていた。家主は情報部の圧力を受けて母と妹に「家明け渡し」と迫っている。たび重なる連行と厳しい監視、そして羅炳漢君の捜索に先陣に立たされた母と妹は耐え切れず服毒自殺を計ったが、それへ入って来た情報部員に見つかり思いがけられなかったこともあった。羅炳漢君の家族には彼が緊急措置四号違反で拘束中の七四年の一月に嫌疑が中絶されたのと同じ死に死した悲しい事件もあった。

いま、羅炳漢君を中心とした事件のデッチあげがどこまで進んでいるか、知るてではない。ともかくデッチあげの上手な当局のことなので、どのような形勢、どのような凶計を仕組むかわからないが、なにか必ずデッチあげることには確かである。しかし、どのような形勢で発表されよう、国内外でそれを信ずるものはとりえないであろう。

七五年五月二日、ソウル大のデモに関連して手配中だったキム・クンエ（金權泰）（二九歳、ソウル大卒）ユ・ヨソフン（柳承恩）（二八歳、逮捕二一二月一五日頃、ソウル文理大生）等、バク・ジョンギョ（朴鍾烈）（二六歳）と拘束者家族協議会副会長キム・ドモン（申東泰）（二〇歳、ソウル文理大生）等、また、これ以外にも手配者級の大部分の学生たちを「スパイ」に仕立てて手配を

七五年五月二三日のソウル大デモに関連して手配を受けた、チョン・ヒサン（千熙善、二五歳、ソウル師範大生）君の例を見ると、機関員が千君の家を訪ね、千君をスパイだと言いつつ、これ以上スパイだと接触する前に逮捕しなればならぬ、後になってつかまると死刑にせらう、と脅迫し、本当に息子が可愛ければ、どんな方法を使って息子を自首させろ、そうすれば助けてやると強迫した。母親は「スパイ」だの話を信じていなかたが、①息子がスパイだと言われるのが口惜しく、②今現われたら許してやるとの甘言に幻想を抱き、息子の捜索に率先して加わった。母親は息子の友人のひとり息子と一緒にソウル大学の入学試験を受けたことを思い出し、刑事たちと一緒にソウル大に行き、一万枚を超える入学願書の中からおぼえのある写真を見つけて住所を確めた。母親がその住所を訪ねて行った時、息子はその友人と一緒に宿舎を覗いていた最中だった。

このようにして千君は逮捕された。その後、息子の面会も許されず、彼ら刑事どももスパイでないと話してくれれば釈放はされなかつた。

後になってだまされたど知った母親は、夏のあつい盛り八月に、昼夜となく刑務所の周囲をろつき自殺をしようとした。しかし幼い子供たちのことを思い出し思いとどまった。約一ヶ月間も食を断つた以上、まいった彼の母も、今では拘束者家族協議会で一番熱心な母親になつた。しかし息子の話になるとすべて私の過ち、息子を自殺にしたダメな母親と涙のかけられるままさえない。「反政府」スパイ、このような関式が韓国ではまんえんしている。

その結果、国民は「スパイ」と言うことになれつたことになっており、「在日韓同胞留園留学生同連団」事件を発表した時も、またデッチあげている、という反応を示している。

拷問と言えはわれわれはCIAを連想する。しかし最近の朴政権は、形式的にはCIAの介入に隠蔽するために大規模な事件を警察で取扱うようにしている。

民主回復国民会議議員のケ・ファンジュ（桂勳）と拘束者家族協議会副会長キム・ユンシク（金允錫）は中部署で、新民党総執務室のキム・ドクヨソ（金都憲）氏等は畿路署で、去る二月一五日頃逮捕されたソウル文理大生のユ・ヨソフン（柳承恩）は、本部署に捕まり、KCIAを経由して南部署に、チャン・マンソン（姜萬善）、ホン・ジン（黃鎭）（五二歳、ソウル大生）逮捕、ソウル文理大生等、保安司令部を連行を受け、KCIAを経由して南部署で各々取調べを受けた。勿論、取調べはKCIAから派遣された人がやっている。

それで警察での拷問が日増しにひどくなつていり、K.C.I.A.の拷問が、電気拷問、飛行機いりゆる陸戦、海戦等、多様であつても外部に訴をつけないが、反面、警察での拷問は、殴打、膝にカシ棒をはめふみつ、ツメをはがす等、外部に訴をつける惨忍なものである。

最近、南部署の留置場にて釈放された人たちの話によると、去る一月一日、不発に終つたソウル大のデモに因連して拘束されたウォン・ヘヨソ(元憲兵、二五歳、ソウル文理大志、バグ・インベ(朴仁培、二五歳、ソウル文理大生)若らば、顔中が傷だらけで顔の見わけがつかないぐらゐに拷問を受けた。元君と朴君は、七五年の四月、ソウル大デモに因連(緊急措置九号発布以前)「集会及び示威に関する法律違反」で拘束され、去る一月末に執行猶子判決を受け、釈放された。

釈放されてから一、二週間目に再び一月一日の前記デモに因連したとしての報復をしているのは知らないが、外形的にもこちらを見える程に警備で殴打されたことだけは間違いない。

木曜日折衝会が事実上復活した。木曜日折衝会は、七四年の秋から続けられて来たが、七五年の夏以後、当局の妨害と、出入りの統制(キリスト教会)と、聖職者の進行などで消えたかに見られていたが、そのなかでも拘束された人士の家で、又は、手配中の人の家で、或は宣教師の家で続けられて来た。最近再び活気を官びて進行されている。去る一月一日には、前大統領のゴン・ボソソ(尹潁善)氏宅で聖職者、宣教師、拘束者家族等五〇余名が参席した中で開かれた。この場では年末に釈放されたクメン・ホギソ(崔海善)牧師、オウソソ・スビヒヨソ(趙承勳)牧師も参席したし、陸軍大尉である前韓国神学大校長、キム・ジヒョソ(金在雄)牧師(在米地)の甥はここに参席しようとして遅行されたと言。

木曜日折衝会は、現在、尹潁善元大統領夫人ゴン・ドキソ(孔登賢)女史、韓国基督教女信徒協議会長イ・ウソソ(李愚貞)、ソウル女子大校教授、朴燦圭牧師夫人オウソ・デハ(趙貞恵)女史、そして朴燦圭牧師を尊敬する若い牧師と外国宣教師たちが主動している。

木曜日折衝会では普通、しばらく六年の折り、勝利の歌、等が合唱されたりして、家族たちの現実告発など後につづくのが普通であるが、もしも自由な状態で折衝会が開かれるならば、その場所がどこであろうかあふれるばかりに参集することである。このようにして開れる折衝会ですらもし事前に情報部に発表されると道に立ちほだり、①学生の参席を除去、又は、参席する学生を連行して、②参席する人士の写真を掲げたり、③参席中又は、参席後出てくる時に不審質問したりするが一般的である。当局はキリスト教会の庶民を配置して出入りを統制して、四〇〇余名の刑事を配置して出入りを統制して、参席しようとする夫人や、又は、学生、信徒たちからバスから降りるや否や、連行するか送り返す方法を使つて来た。

これに木曜日折衝会を主催する人たちが対処して、徹底して秘密を守るようにして、分散して折衝会を家族で開き、場所を移動しながら折衝会を開いて来た。

当局が木曜日折衝会を粉砕しようとする理由の性なので、木曜日に折衝会を開くのはとても許されるものでないと言つてゐる。このような状況で続けられた折衝会は遂に一月二三日、カトリック原州教会で七〇〇余名、二十九日のソウルキリスト教団で約三〇〇名が集まつて公然と開かれるに至つた。

この外に、大宇は強制開放された宣教師たち、即ち、延世大のキム・チャソソ(金權因)、イナムソソ(徐南回)教授、高麗大のイナムソソ(李文永)教授、韓国神学大のムン・ドクソソ(文東徳)、アン・ヒョソソ(安炳彦)博士などが主催するガリヤ教会がある。彼らは、毎週日曜日、明洞聖堂入口にあるケム(鶏林)教会で礼拝をしているが、ここには李恩貞教授、孔徳賢女史、文賢煥牧師、ハム・ソクソソ(韓錫憲)翁等が必ず参席しており、金多河詩人の母親チョン・クムソソ女史を始め多数の拘束者の家族と多数の学生(大部分は阻止されて帰つてい)たちが参席する。

この場は正に「正義の審判場」であることを実感させ、恐れることなく真理と正義の言葉が説教される。「ボソソ・マフア」の告白の教会運動の一環と言われるこのガリヤ教会を呼び、首もなく近隣に伝達され全国に波及し、言論が統制されている中で新たな消息と情報交換されるところでもある。

海外の兄弟よ、世界の友よ、韓国で行なわれているこの事実を直視し記憶してほしい。昨年年末から起きた学生の無惨な逮捕風潮を、金多河の良心宣言を手しただけで捕われた百余名の学生を、スパイ事件にテマチあげられた在日韓国人留学生を含めた三〇〇余名のことを、その他あきらかにされないままに拘束状態である無数の学生連のことを、覚えてほしい。民青学連事件で学生でないことを理由にして除外されて釈放されなかつた姜賢培、柳寅奉は七五年十一月九日に光州刑務所に、金直一他の「人革党人士」と言われる六名は全州刑務所に移送され、忘れられかけている。どうかこれらの苦しみを受けている人々を心にとめ、折りと面をさらに強めていってほしい。暗黒の中にある彼らに「灯も」つて照らしほしい。

【註】

この手紙は「世界」七六年四月号から転載した。尚、傍線を引いている人名は「三、一民主救国宣言発表事件」で逮捕された人士達である。

- ① 番号を付した人達は、「11・22事件」で康宗憲氏と共に公判をうけた人たちである。(文中と少し氏名表記が異なるが、この註での氏名の方が正しい)。
- ② 康宗憲(25才・ソウル大医4年)
- ③ 死刑(求刑死刑)
- ④ 徐光兌(24・ソウル大医4年)
- ⑤ 刑15年(求無期)
- ⑥ 朴鐘烈(26・会社員、高麗大経卒) 刑10年(求15年)

- ④ 全盛煥(23・ソウル大医4年) 刑3年(求10年)
- ⑤ 黄恩憲(23・ソウル大医4年) 刑3年(求7年)
- ⑥ 陣観普(22・ソウル大医4年) 刑2年(求3年)
- ⑦ 黄承周(26・元ソウル大医) 刑3年(求3年)
- ⑧ 李寅洙(24・ソウル大医4年) 刑1年(求1年)
- ⑨ 宋君植(24・ソウル大医4年) 刑1年(求1年)
- ⑩ 鄭弼鉉(23・ソウル大医4年) 刑1年(求1年)
- ⑪ 張武煥(23・ソウル大医4年) 刑1年(求1年)
- ⑫ 金永勲(24・ソウル大医4年) 刑1年(求1年)
- ⑬ 李根厚(26・元ソウル大医) 刑1年(求1年)
- ⑭ 羅炳湜(27・元ソウル大文) 刑8ヶ月(求1年)
- ⑮ ⑫の人達は、執行猶子がついていた。⑬⑭は「民青学連事件」(七四年四月)に連座し、羅氏は死刑、李氏は10年刑の判決を受け執行停止中であつたが現在は再拘束中。

私は祖国を弾劾する

尹 伊 桑



尹伊桑氏の略歴 国際的な前衛音楽作曲家。一九一七年、韓国・慶尚南道生まれ。五五年、『弦楽四重奏曲第一番』と『ピアノ三重奏曲第一番』で、ソウル市文化賞受賞。五六年渡仏、五七年から西独・ベルリンで作曲活動に入る。六七年六月、韓国の反共法、国家保安法違反容疑で、KCIAにソウルへ強制連行され、獄中生活を体験。その後、西独国籍を得、現在、西ベルリン国立音楽大教授。獄中で書いた『胡蝶の夢』は代表作の一つ。

朴政権の压制にあえぐ無告の民に代わって

「朴政権の压制と独裁は、単なる韓国の国内問題ではなく、世界の平和に対して重大な脅威をはらんでいる」とする人びとが、韓国問題緊急国際会議に集まった(八月二二、二四日、東京)。参加者は韓国、日本はじめ、アジア、アフリカ、欧米一六カ国の平和運動家たちで、「非同盟人」の立場から、「民主回復」を目ざす韓国民衆にむけて「何か」をしなければならぬ、と結集したのであった。

「平和運動家」といっても、文学者、生物学者、牧師、ジャーナリスト、国会議員など、さまざまな活動分野と皮膚の色をもった人びとであり、朝鮮問題の「公正な解決」を求めて発言と討論を重ねた。なかでも衝撃的だったのが、「朴政権の最も残酷な被害者の一人」、作曲家・尹伊桑氏の祖国糾弾の証言である。尹氏は韓国の現状をえぐると同時に、それが日本人自身の問題に直結することを明らかにした。

「この発言で、すぐ事態が動くとは考えない。ただ、自分としては今これをいうことが、行動の第一歩なのです」という氏に、「思いのたけ」を語ってもらった。

(編集部)

——七四年の来日の際、日本人に訴えたことと、現在訴えたいこととの共通点、相違点は？

尹 あのとときは、私は十分自粛するつもりで、日本人に対して言いたいこともあまり言わず抑えていましたし、ぼくの過去の一身上の事件の限度内で話しました。金大中さんのことについて問われたとき、「日本は民主主義の国家である。民主主義が日本の社会を支えている限り、その力で原状回復ができるだろう」ということを言いました。

しかし、いまに至るまで私の希望は満たされていません。それは、日本の民主主義の中に実は大きなガンがあるからですね。そのガンはいまちょうど、ロッキード事件という形で表面に出てきています。だから、これを切つてしまえば日本

の民主主義が健康を取り戻すんじゃないか。ガンの手術の後にくる民主主義の力をぼくは信じています。日本も、アメリカも、第三世界も、政治的な情勢は大きな転換点にさしかかっています。アメリカでは大統領選挙が迫っている。国連総会が目前にある。それから、スリランカでは非同盟諸国の会議もひらかれた。また日本では、大きなスキャンダルが起こっている、これは韓国の腐敗政治と密接な関係を持っている。

その意味で、こんどの会議を通して、その腐敗政権を直接支えている日本の政権の実態があらわになることによって、そういう日本の大きな力と野合していた韓国政府の腐敗性もさまざまな形で表面に出されました。

朴大統領は、政権を取ってから着々と

地盤を固めてくれる親分が必要だった。それを日本で探し出したわけだ。また、その親分は最も都合のよい子分が必要であった。そういう意味で野合したわけですね。それが一九六五年からだんだんと表面化して、いわゆる「韓日会談」を政府が強行しようとしたとき、学生、知識人、一般民衆の間で大きな反対運動が起こりました。

けれども、不幸にも私たちの「西独留学韓国人蒸発事件」というのが起こって、当時の朴政権に反対する韓国の民衆運動は壊れてしまったんです。そして、このときの成功を土台に、朴政権は着々と、巧妙でしかも非人道的な手段を通じてその支配を永久化する体制を固めていった。そして、日本の経済的な勢力はそういう好都合な韓国の社会的、政治的な状況の中で、すくすくと伸びていったんです。

言いかえれば、もし私たちの事件が当時起こらず、一九六七年の大統領選挙をめぐる最も大きな不正に対する一般民衆と学生の運動が勝つたならば、おそらく韓国はその後、ほかの道をたどったのではないかと思えます。

政治人間ではなかった

——ご自身の拉致事件が起きる以前から朴政権に対して批判的だったのですか。

尹 そうです。私はヨーロッパに行つて二〇年ばかりになります。一九五六年にパリに行つて一年勉強して、それからベルリンのホッホシューレ（音楽大学）を卒業しました。で、それからずっと作曲家として活動するかわら、西独在留韓国人会の会長をしながら、留学生の運動を指導してきたわけなんです。そのときの運動は、将来の韓国の政治や経済を学術の面において検討して、長期的にどういふ将来を建設していくかということとを真摯な態度で考えるところでした。しかし、自然と知識人たちは朴軍事政権を批判しはじめ、私とその先頭に立っていたわけですね。

なぜならば、軍隊が武力で政権を奪うことがそもそも非民主的なことであった、しかも当時の軍隊の知的程度ではどういふ政権を維持できないかというところを看破していたからです。また、朴正熙という人間の価値も、いろいろな情報でそのころから知っていました。

彼は、表面では大胆な政策で建設を進めるようなことを言いながら、他方では反共主義を出してきた。「反共を国政の第一とする」というような意思表示を出しましたね。彼の政策はすべて幼稚きわまりなく、しかも時代に逆行していました。

彼は、政権を民間に譲るといふことを何度も公言しながら、中央情報部、KCIAという大きな団体をつくつて、それ

を拡張して、いつの間にか一つの大きな警察国家をつくつていったんです。私をそれを最初から懸念していました。だんだん実行に移されてきたので猛烈に反対しました。

ぼく自身は、実は政治的にアクティブではありません。ただ生来、情熱を持った人間で、しかも正義感の強い者だと思つています。だから、何も政治家になるつもりでやつたわけではありませんが、私は日本帝国時代から監獄に入れられ、拷問を受けたこともあります。

ぼくが朴政権にどういふいきさつで引っぱりだされていったかというところは省きます（本誌七四年九月一三日号「民族の悲劇を越えて」参照）。が、とにかく、無罪であるというのでも愚かしいほどなんです。まず、政治問題、思想問題については犯罪というものはありえないとぼくは断言したい。思想問題は、どういふ政権が支配しているかによつて罪にもなるし、愛国的なものにもなるわけなんです。だから、流動的なのは法なのであって、思想自体じゃないと思つています。とがめられるのは思想自体であつてはならないといふことです。

ところが、いまの韓国政権は、だれそれが考えていることは自分たちの気に入らない、それは危険な要素があるとして罪にして処罰するわけですね。彼らは思想的に国民に影響を与えたり指導力を発揮することができない。こういう鈍感

で、しかも幼稚な政権にとつての一番大きな資本は監獄なんです。商人は、資本が大きければ金もつけがたくさんできる。独裁者にとつて何が資本であるかという、抑圧です。抑圧の武器は監獄ですね。気に入らない人はだれでもぶち込んでしまふ。それから、たぎ出して罪をつくるんですね。そして、その人間の精神と身体を壊してしまふ。こうして、彼らは最も安易な方法で政権を維持し、拡張していきける。

私が幽閉されたソウルの西大門拘留所は、実は日本総督時代に建てられた建物で、いまの論法からすれば、日本帝国主义の韓国における資本でした。日本人がつくった監獄に入れられたのは非常に暗示的です。

韓国の今日の悲劇は日本帝国主义の罪なんです。日本があつたとき伊藤博文を通じて韓国の国土を略奪しなかつたならば、今日の悲劇はなかつたかもしれません。日本帝国主义が韓国を略奪して自分の領土にしたから、戦後日本が負けて韓国はいわゆる独立をみたが、分断された。だから、この分断の責任は、さかのぼれば日本の植民地制度にあるんです。その分断が民族の悲劇を生み出しているといえるでしょう。

その上、今は南には日本とアメリカという大きな外国勢力が繁栄をねらつて入りこんできている。彼らはそのために忠実な軍人どもを……

人の資本や財産を管理するために、ひどい圧迫をもって人民を抑えて、その目的を貫徹しなきゃならなかったんです。こうして、今日、愛国的な人々が投獄され、人民は生活に苦しみ、それから社会や経済の秩序は混乱の極に陥っているわけです。

私はソウルに拉致されてから初めて、韓国には国家保安法と反共法があることを知りました。ごく普通の言動も、韓国では大きな犯罪となるわけです。私はK C I A に拷問をされて初めて、韓国の当時の現状の目から見れば、自分がどれほど大きな罪を犯しているのかということを知りました。それから、毎日毎日自分が見たり聞いたりしたことは、みな驚くべき事実でした。というのは、民心がすっかり反共一色にさせられているんですね。また、監獄の中は政治犯で満員でした。

その政治犯は、高度な政治的理想とか理念をもって入っている人ばかりじゃありません。最も平凡で単純な農民とか市民、学生、家庭婦人という人たちが、変な理由で監獄につながれ、さんざん苦しめられていました。

無名な人びとの悲劇

たとえば、選挙のとき隣の人に代理選挙をしてもらった何も知らないおばあさんが、人に頼んだという罪で六カ月間、

裁判を待っていました。あるいは「朴正熙のばかやろう」という言葉を口に出した医大の学生が、大統領冒瀆罪ということでこれも六カ月間、自分の裁判を待っていました。

また、私が釈放されるまでにたくさんのデモがあつて、そのたびごとに大勢の学生が連れてこられました。その中の何人か、あるいは何十人かは長くつながらいたり、刑を与えられたり、死刑になつたりしました。純粋な青年の熱情で、一回こぶしを上げたとか、あるいは叫んだとか、友達と社会主義の本を読んだということだけでね。

そのほかにも、私はたくさんの青年たちが、北からの工作者だということで行つばられてきたのを見ました、ところが、その人たちが親戚を訪れるとします。向こうも食事を与えたり、別の親戚へ連れて行く。そこからまた別の親戚へ連れていく。

そういうようにして、一人が北からの「間諜」とみられれば、本人は必ず死刑にされます。しかも、その人が一回でも通つた足跡のあるすべての人、親類ばかりではなく、道でその人と話をした人まで捕まえてしまふんです。しかも、その一人一人は政治犯として取り扱われ、独房に幽閉されます。

これもよくが韓国に帰つてから知ったんですが、反共法に不告知罪というのがあつて、当局に告げない罪というこ

とですね。で、そういう人たちは少なくとも六カ月幽閉されて、予審を経て、最高五年までの刑を科せられるんです。

たとえば、ある農民の一家が捕まつて、ソウルまで連れてこられたとしますね。そうすると、だれが農作物をつくりますか。それから、弁護士を頼まなければならぬ。しかたがないから牛を売ります。田畑を売ります。監獄の中でも金がいります。家も売らなければならぬ。そして六カ月間、お父さんも入り、お母さんも入る。娘も入る。

運よく六カ月の予審を経て、無罪というのはほとんどありませんが、執行猶予というところで釈放されても、行くところはない。どうやって生活できますか。そういう人たちがたくさんいました。

死刑が決まった人は、死刑の判決の日から手錠をはめられます。寝ているときも起きているときも、手錠をはめられて生活しなければなりません。そういう人たちは私はいくらも見ませんでした。

それから、思想的な理由で死刑を言い渡された人で上級審を待っている人もたくさんいました。つまり、政権がもしかすると変わるかもしれないという希望をもって、控訴、上告するわけです。地方裁判所から高等裁判所、大審院へいくまで、自分が延命されるからです。そういう人たちは手錠をはめられ、一日五分の運動時間以外は小さな部屋に閉じ込められているんですが、ぼくは一〇年もそう

いう生活をした人を見ました。その人たちは弁護士を通じて根気よく、いつもいづも書類を出したんですね。監獄では人間が最低限度の生命を維持するために必要な栄養しか与えないから歯が抜ける。髪が抜ける。ほとんど人間とは思えないほど姿が変わつた人たちもいました。

――拷問もかなり行われているんですか。

尹 日常茶飯事ですよ。屈辱的で思い出したくないが、ぼくも、丸裸にされて三日間も天井から逆さに吊るされる目にあつた。ぼくが最初K C I A に連れていかれたときには、深夜にところどころの部屋から、地獄の悪魔のさけび声のようなものが聞こえてきました。K C I A や警察の拷問のやり方は、日本の朝鮮総督府時代から直接うけつがれたもので、それに近代技術を加味した手口です。ぼくは西洋で発展途上国の人たちからいろいろ聞きましたが、その中でも、韓国は最も恐るべき拷問をやっている国の一つです。

――裁判所はどうなんですか。

尹 ぼくの例を言いまししょう。私たちの事件のときには、三八人が裁判を受けましたが、そういう人たちは例外なく拷問によって強要されて罪をきせられたわけなんです。脅迫と強制のために、「もう何でも書け」という気持ちで調書も向こうが書くのをぼつたらかしておいた。最後は拷問で拇印を押させられます。

ね。ところが、後になってそこに書かれたことが事実になってくるわけです。

ソリヤ、あ、韓国の刑法では被疑者の白だけでは罪が成り立たないんだという明文はあります。しかし、その明文は現実的にはウソなんです。全然証拠のないもので拷問でつくり上げられた起訴状が裁判所では証拠になります。裁判所で、なんぼそれを否定してもむだでした。

ぼくには三人の弁護士がついていましたし、ぼくたちの事件には一流の弁護士が大勢ついていました。彼らは一生懸命にぼくらの無罪を主張したが、一つもそれは通らなかつたんです。

なぜなら、そのときは検察がKCIAに強制されて求刑したし、判決を下す裁判官が、KCIAによって判決の日まで三日間、ホテルに軟禁されて、検事が求刑したとおりの判決を下すことを強要されたんです。

私は不幸中の幸運な例

——それでも先生が釈放されたのは？
尹 私は裁判を三回受けましたが、三回とも死刑を求刑されました。私は彼らが主張するスパイ行動をやったことは一つもありませんし、韓国の反共法から見ても私の行動が当てはまるような条文は一つもありません。しかし、彼らはぼくのような者に死刑という重刑を与えて、世界をあっと言わせて彼らの体面を保

ち、国内の知識人や学生たちの見せしめにして、鎮圧しようとしたんです。

それで最初は必ず死刑にされるものと覚悟していました。しかし、六カ月近くたつて、西独を中心とする全世界の音楽家たち、文化人、平和を愛するたくさん市民たちがぼくのために救命運動をやっていることを知りました。たとえば、シュトラビンスキーとか、シュトックハウゼン、ビエール・ブルーーズ、あるいはオットー・クレンペラーなどです。結局、判決は一審が終身刑、二審が禁固五年、三審では一〇年でした。

彼らは、一方では朴政権に不断に抗議を出し、一方では西独政府に圧力をかけました。そこで、とうとう西独政府はその圧力に負けて、使節団をつくらせて韓国政府と直接談判したわけです。それから、とても粘り強い交渉をして、多額の経済援助をすることを条件に、まずぼくが釈放されました。その後、期間をおいて次々に私の関係でつながれていた人たちが出されました。

三八人は、西独の一七人をはじめフランス、アメリカ、オーストリアなど外国から拉致された留学生・知識人、あとは以前外国に留学していた人で国内で検挙された人です。

私の場合は、そういう有名な人たちの運動が世界的に起こったから釈放された不幸中の幸運な例なわけですね。しかし私は、無名の人でそういう救助活動もな

い人たちが何年も獄に入れられっぱなしになっていたり、処刑された例をたくさん見てきました。監獄では毎朝、サイレンの音で起こされ、これを合図に朝食となります。それが処刑のある日は、サイレンが鳴って三〇分間というもの、刑務所全体が静まり返るのです。この三〇分の間に、極刑の宣告を受けた人たちが朝露のように消えるわけです。

わたしの身体も痛めつけられて今はガタガタです。

——奥さんも投獄されたんですか。

尹 はい。私の妻も私が拉致された三日後に、これも全然だまされて拉致されました。妻が私が出た後、帰らないので心配していたんですが、一五歳の娘と二歳の息子は二人とも寄宿学校に行っており、特に娘はそのとき腹の手術をして病院に寝ていました。そこへ大使館から、「あなたのご主人は、いまイタリヤアフランスを政府の文化使節の一員として回っているから、礼服を持ってすぐ来ないか」と言ってきたんです。そこで、礼服と、ぼくはパスポートも持たずに行きましたから、ぼくの必需品を持って大使館まで行ったところが、そこで捕らえられてしまいました。「あなたのご主人はいま韓国にいる。行かないか」と言われて、驚いて行つたわけなんです。彼女が韓国へ行くとき、夫は投獄されていた。彼女自身も投獄された。

それから、話によると夫は拷問されて

重傷を負って病院にいたという。子どもは親類もだれもいない他国にいる。自分自身も牢獄にいる。夫に重罪の疑いがかけられているという話も聞かえてくる。

そこで、彼女は単純な考えで、夫には一つも罪がないんだ、全部私がさせたことだと、向こうの誘うままに証言してしまつた。ところが、その結果、私の罪は軽くなるどころか、妻の言つた話も重ねられて、重罪にされてしまつたんです。

——奥さんも罪に？

尹 そうです。反共法と国家保安法で、です。しかし、私は妻に責任を負わせる気は毛頭ありません。彼女は単純な考えでそういう行動をとつたんです。法というものを全然知らないから。ところが、法というのは一指でも触れると、それが今度は現実となりますからね、抜きさしならないほど深みに入ってしまった。間違つても取り消されるわけじゃありません。

彼女も六カ月間、監獄生活をしました。ほかの人と同じように全く隔離されて、苦難の女としてつじやうにやられてなんです。そういう残酷非道なやり方をぼくは忘れられません。私の子どもも、そのときに受けた大きな精神的な打撃をいまだに忘れることができません。

粘り強かつた救援運動

——奥さんも救援運動によって救出さ

れたわけですか。

尹 私の友人や西独の人々は、私を代表者だからということで集中的に支援してくれましたが、もちろん私と一緒に捕まった一七人が救命運動の対象になつたわけです。韓国政府にはこれが計算違ひだった。初めはガチャガチャ言っているが、そのうちに取まるんじゃないかと思つていたらしい。しかし、西洋人はそうじゃありません。道理とか真理とかいうことについては、最後まで粘り強く追求するものです。

だから、最後は大きな新聞や国会までが西独政府に圧力をかけた。国会では朴大統領に与えた勳章を取り戻せとか、援助をストップせよという声まで出てきた。事実、それから相当の間、経済援助をストップしました。しまいは国交を断絶せよという声が起こるほどにまで、事態は切迫しました。

そういう危機的な状態にあつて、韓国の朴政府は何か西独の国会の騒乱を鎮めようと考え、私か私の妻を一応釈放しなければならなかったんです。しかし、世界じゅうから騒がれたから出すというのでは彼らの体面が保てないので、妻も一応、六カ月入れられていた。ほかの人の例からすれば、彼女も死刑か終身刑に相当する罪名だったんですが、六カ月後の第一審判決では懲役五年に執行猶予がついて釈放されたんです。これは、彼女を一日も早く西独に送って、「ほれ見ろ。引っぱられていた人も帰ってくるじゃないか」ということを見せびらかすためだ

つたわけですね。しかし、妻はそういう朴政権の弱点をつかんで、「こういう重病にある夫を私は監獄の中に置いたらかしておくことはできない。死んでも行かない。夫をさしあたり病院に入れてくれ」と、それは粘り強くたたかいました。

韓国の歴史では、思想犯、しかも終身刑を言い渡された者が病気を理由に保釈されるという例はなかったんですが、私はそういうことでソウル大学の病院に入院させられました。しかし、病室は不衛生にKCI Aあるいは警察に監視されて、外出する自由は全くありませんでした。

それで、八カ月の監獄生活と一四カ月の病院生活、合わせて二カ月、韓国に抑留されて、とうとう一九六九年三月に特別赦免という形式で西独に帰ることができました。

ひるがえつて金大中事件について考えると、日本の言論界はとても健全だったと思います。しかし、西独などにくらべて、言論が政権の深部にまで届くことは、ここでは考えるのもほとんど無理なんです。

つまり、日本のプレスの場合、かなり自由はあるけれども、なかなか政権に反映しない。これは、日本の政府が鈍いというより、公然の秘密として、金大中事件をめぐって、朴政権と日本の政府とがいろいろの取引をやったというじゃありませんか。私はあり得ることだと思いません。政治という権力によって、常識的な意味で民主国家の最も基本的なものである人権が、無残に蹂躪された一例です。

亡霊になりかわって……

——お話しになった韓国内の情勢はいまでも変わらないとお考えですか。

尹 方法はいろいろ違ひましようが、変わるどころか、ますます度を増していると思います。金亨河氏の場合も、三・一民主教団宣言事件の場合も、あれで求刑を言い渡されたというのは笑止千万です。そのくらの意思表示で、文書をつかって署名したというだけで、金大中氏や尹潑善前大統領らに八年というほとんど極刑に近い刑を与えたという事実は、法の常態から離れた政治的な陰謀です。たしかに、こうしたことで朴政権は民衆の抵抗力を表面上は破壊することはできるかもしれません。しかし、この抵抗力は今度は内部に浸透します。朴政権がいま反共を表に出して、徹底的に弾圧すればするほど、韓国には彼の目的とは全く反対の、社会主義とか共産主義が地下で根強く蔓延することは明確だと思えます。

私が韓国の情勢について自由にものがいえるのは、西独の国籍を持つからですが、同時に、私は私の安全のためという卑怯な口実を設けて、自分の良心の言葉を抑えるという年でもないし、そういう理由もありません。ただ、私は芸術家であり、大学の教授ですから、時間ももなく精力も足りないために、政治問題は考えたくない、うるさいと思うことはたびたびあります。

それでも、私は韓国民の苦痛を取り除き、韓国に再び平和と繁栄をもたらすための努力は、芸術家でも官吏でも労働者でも、自分なりにやるべきではないかと思えます。

しかし、それでも人間ですから、ときどき自分自身でもつらいと思うときがあります。そういうとき、私が韓国で見たり話し合った人で、無残にも法の犠牲となつてあの世にいった人たちの亡霊が、ぼくにいつもつきまといつていて、こうさやなくんです。「きみはいま自由な身じゃないか。私たちのことも言うてくれよ。口をあけて世界に言うてくれよ。いかに朴政権が残虐で、その犠牲となつてわれわれが死んだか、を。この先そういうことがないように言うてくれよ。何とかしてくれよ」と。

——生まれは韓国で、国籍は西独、日本語も話されるということ、ご自身のアイデンティティーについて考えこむことはありませんか。

尹 はいええ。現代の世界構造はそういう昔の考え方が全然当てはまらないほど変わってきています。自分の生まれところが自分の国籍であるというのは、

今日から見れば古い考え方です。国籍と
いうのは技術上の問題で、精神上の問題
じゃないと思います。

しかし、それでも私は母国にとても強
い愛着を持って居るんです。古い世代の
人間だから、若い人よりも感傷的な愛着
もあります。だから、これはあくまでも
便宜上の問題で、南の政治情勢が私の考
えるとおりになるのか、あるいは統一の
可能性が考えられるというときには、私
は早速、韓国の国籍を取り戻します。

それに私は、韓国の問題は、単に韓国
だけの恐ろしさ、惨めさだけではない、
と思います。今日では全世界はみなつな
がっていて、密接な関係を持っています
ね。そして、圧迫され、搾取された民族
がたまたま自分たちを解放し、主権を
取り戻すことが、いまからの世界の大き
な潮流になるのではなからうかと思いま
す。

「陋屋の大蛇」を退治せよ

——今後の希望、あるいは展望につい
て。

尹 私たちは何れも目先の結果や効果だ
けをねらって、それだけを計算して発言
したり行動しているわけではありませ
ん。自分の良心に動かされて、何かをし
なければならぬという気持ちでやって
居るんです。また、今後の希望について
も、私はあくまでも自分たちの自由は自

分たれ自身があたかも取らなければな
らないと思います。私は、韓国内で先く
さんの犠牲者が出ることは希望しませ
んし、また、そういう徹底的な強権のも
とでは血を流すのは無理でしょう。しか
し、民衆の反抗運動を、何らかの形で続
け、それを発展させていくべきだと思
います。

それに呼応して、比較的自由な立場に
いる海外の私たちは、心と同じくする友
人たちとできるだけ団結して、その力を
拡張していかなければならないと思っ
ています。それには、私たちが、まず韓国の
事情がどういふものであるかを訴えなけ
ればならないわけです。韓国の民衆はい
ま何ともならない立場にいます。

韓国の民衆はちよどこういふ心情で
しょう。つまり、あるみずばらしい村の
中の一軒の家に大きな大きな蛇が入っ
てきたとしましょう。大きな寺の柱のよ
うに太くて長いその大蛇が、みずばらしい
家の中に入って、ぜんぜん動かないんで
すよ。そうすると、その家族はどうする
でしょう。いろいろなことをするでしょ
う。しかし追っ払うことはできない。大
蛇は毒を出す。あるいは無数の小さな蛇
が出てきて、人間の首を絞める。生き残
った家族はどうするでしょうか。どうし
てもこの大蛇を追い出すことができない
から、必ず悲鳴をあげるでしょう。「こ
こに大蛇がいるんだ。助けてくれ。これ
を退治してくれ」。隣近所に向かってこ
ういふ悲痛な叫び声をあげるでしょう。

そういう立場にいま韓国民はいるんだと
思います。しかも、その大蛇は他国から
もエサを与えられている。ほうっておけ
ばよその村、つまり他国にもそういう大
蛇がはびこるかもしれない。そういう意
味で、ただ韓国だけの問題ではない、と
言いたいです。

そしてその他国というのは、日本であ
ったり、アジアであつたり、第三世界で
あつたりする。だから、お互いに協力し
てこの大蛇を退治しよう。今後決してこ
ういふ大蛇が現れないように、お互いに
努力して、何とかして村の平和と繁栄を
回復しよう。こういうことで、運命を同
じくする国民同士が連帯してたまたま
て、困難を打開して、人権をとりもど
すことが必要だと思えます。

千両円緊急カンパの訴え

18名の在日韓国人留学生・青年の命を救うカンパに協力を!!

昨年一月二日、悪名高い韓国中央情報部(KCIA)は、在日韓国人留学生・青年二名を、いわゆる「学園大バカ団事件」で逮捕摘発したことを発表しました。その後も更に、発表がなまなま五名の留学生が投獄されていることが判りました。(内女性三名)照西一四名、東京、千葉、愛知、熊本各二名、この事件は、韓国の政治弾圧史上でも、特筆すべき未曾有の大事件です。彼らは全員、無実の罪で捕えられています。それは、彼らに課せられた嫌疑がいかにいわれなきことであり、取るにたらない些細なことの積み重ねであるかを、私たちが「一・二救済会」は具体的事例をもつて幾度となく反論と反駁を加えてきました。また、救済権が国内外の無実の韓国人に対して弾圧と人権無視を執拗に繰り返し、刑場に流れる血によって支えられてきたいきさつを考えれば一目瞭然です。

私たちは、彼ら八名の留学生・青年を何としても日本に連れ戻さなければという退却の決意で、この救済運動に取り組んできました。様々な私たちの救済運動を通じて、徐々に日本の世論も高揚してくる中、それに挑戦するかのようになり、去る四月三〇日と五月二日にかけて、無実のまだ二十代の四人の学生らに死刑判決、そして残る十一人に懲役一〇年と三年六月月の重刑判決がなされました(最終的には死刑判決を受けるのは五十六名になるのではと憂慮しています)今後この事件は、日本と韓国の最大の政治問題になるのは必至です。

私たちは、この暴虐非道な判決に抗議すると共に、事実審理を全く無視した、この性急な裁判を通じて、一つの衝撃的な事柄に出合いました。それは、四月中旬の公判で京都出身のKさん(死刑・女性)が弁護士の「逮捕されてから差し入れはあったか」との尋問に答えて「今まで全くなかったが、一日ほど前、日本の友人がソウルに来て初めて差し入れをしてくれた。とても嬉しかった」と涙ながらに語ったそうです。Kさんは、逮捕されて七ヶ月もの間、一度も差し入れがなかったのです。私たちは、日本での運動の杜しさに加えて、当の本人たちとの対応と接触のなさを今更ながら悔やまれます。薄物の囚衣と毛布だけで、零下二〇度を超える酷暑のソウルの冬の寒房の中でどのようにして耐えたかを思うとき、私たちは、肺腑をえぐられるような痛みと自己解嘲(どうかい)の念に駆られます。

面会と通信の方途を奪われ、本一冊すら与えられない事実上孤絶した状況に追いやられ、絶望と諦めだけがKさんの胸を充満し、日々悲泣にぐれていくことでしよう。Kさんだけでなく、何の差し入れもなく、この冬を過ごした人が、まだ数人います。また、日本在住の家族の中には、ソウルで有知な手立てを講じた多くのわたる渡韓の費用で、日本に残された家族の生活が破綻をきたしかねないとも聞いています。そして、もっと重要なことは、弁護士費用が捻出できず、弁護士を遺任できない人もいます。それだけでなく、極刑を予想される前途有知な学生たちが、最低限の権利さえ放棄して、わざわざと殺されるのを黙然しなればならぬのは悲劇としかいようがありません。

どうか八名の命を救うカンパに御協力下さい。一杯のコピー代、一箱の煙草代が彼らを救う一つの輪になるのです。その輪が幾重にもなつたとき、彼らを救うことが出来るのです。

11.22在日韓国人留学生・青年不当逮捕者を救済する会

■事務局 高槻市富田町3-1-25 探澤富田教会教会付

TEL 0726-9612562

■カンパ送り先

▼郵便振替：大阪449 探澤富田教会

▼住銀貯入貯蓄振込 豊田座 701795 探澤富田

広がる救援運動の輪



通行人に在日韓国人留学生の救済を訴える「11・22救援する会」のメンバーたち
(大阪駅東口で)

在日韓国人留学生「スパイ事件」

「人道上許されぬ」

友人らが街頭署名 国連へ提訴も検討

去年十月、韓国中央情報部(C.I.C.)の発表で「スパイグループ」とされた在日韓国人の留學生千三百人に対する一審判決はほろろい、その後、ひそかに逮捕送行された五人についても、二人に二審判決が出るなど益々が裁判にかけられていることが、最近判明、日本の友人同郷者生に強シヨクを与え、被告の救援組織ができるまで救援運動の輪が広がっている。

中心的組織の「11・22救援する会」(事務局・福岡市博多区)が死刑に改ざれよとして、人道上許されぬ」と三十日、京阪神地区のターミナルで救援の署名、カンパ集めをした。

十一日事件では、在日韓国人被告は十三人に発表されているが「生野区出身の金三郎」という人物は、発露の住所に見当たらず、家族の名乗り出ないところから実在が疑問視されている。十二人に対する一審の判決は四月末から五月初めにかけてあり、首謀者として白光被告(二〇元)大阪韓国青年会顧問助産師、東成区東小町二〇二に死刑、残り九人にも懲役十年、同二年六月の審判が言い渡された。

一方、一切の公費がないまま捕送されたいわゆる「第二次スパイ事件」の五人は、容疑に消息がつかぬが、現地からの報道によると、高麗大学院生、李孝善(二〇元)東洋大学付属高麗部、この二十五日死別、韓国外国語大生、李重石(二〇元)東大阪府三好三丁目二二八日懲役八年がそれぞれ言い渡された。このほかソウル大生、康家さん(二〇元)生野区中川四丁目、ソウル大在

日生野区中川四丁目、ソウル大在

外国人被告の救援運動は、去年十月、韓国中央情報部(C.I.C.)の発表で「スパイグループ」とされた在日韓国人の留學生千三百人に対する一審判決はほろろい、その後、ひそかに逮捕送行された五人についても、二人に二審判決が出るなど益々が裁判にかけられていることが、最近判明、日本の友人同郷者生に強シヨクを与え、被告の救援組織ができるまで救援運動の輪が広がっている。

「十一月事件」の発表間もなく、日本人の友人や学校の同窓生、クリスチャンなどで「11・22救援する会」が作られたが、その後、これとは別に、各教員の高校、大学同窓生もこぞ親しい知人を中心にした救援組織が相次いで作られ、地道に署名やカンパを集める運動をしている。

「11・22救援する会」でも判決の出始めから四月から五月、人全自衛隊街頭で署名活動を始め、最近では被告への差し入れや非暴力用のため一千万円を募集してカンパ活動に力を入れている。

さらに、国会議員を通じて日本の政治的折衝を要請しているほか、国連やアムステルダム条約組織への提訴も検討している。また近く英文で書状を作り、五十万回、八百の民主団体、知識人に発送してアピールするという、韓国各大学、労働が救援届に取組む。一部の組織は「一般市民の参加が目立っている」といっている。

被告らは、提訴してからは「11・22救援する会」では、二審は七月末から始まり、秋の判決は上告審が終わるまでであり、救援活動の強化を急いでいる。



再 会

フォーク風に

き ぼ う も と め て た び だ っ た お ま え み お
く る わ た し に え が お で て を ふ り あ の か
お を も い ち ど わ た し は み た い あ の う
で を も い ち ど に ぎ り し め た い き こ
え る き こ え る お ま え の よ ぶ こ え が

1. 希望求めて旅立ったおまえ
見送る私に笑顔で手を振り
あの顔をもう一度私はみたい
あのうでをもう一度にぎりしめたい
※聞こえる聞こえるおまえの呼ぶ声が

2. 祖国の空は 美しいと
1枚(ひとつ)の絵葉書私に残して
あの空のどこでおまえは苦しみ
あの空のどこで叫びつづける
※くり返す

- | | | |
|-------------------------------------|--------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 編集・発行 | 11・22 在日韓国人留学生・青年不当
逮捕者を救済する会 高槻市富田町3-7-25
摂津富田教会気付 ☎ 0726-96-2562 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | カンパ送り先 | 郵便振替(大阪4649、摂津富田教会) |
| <input checked="" type="checkbox"/> | | 1976年11月22日 (オ二刷) |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 頒 価 | 300円 プラス カンパを!! |